

第九十八回国会 大蔵委員会 議 録 第十六号

昭和五十八年四月二十六日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 森 美秀君

理事 越智 伊平君 理事 大原 一三君

理事 中西 啓介君 理事 中村正三郎君

理事 伊藤 茂君 理事 野口 幸一君

理事 鳥居 一雄君 理事 米沢 隆君

理事 麻生 太郎君 今枝 敬雄君

狩野 明男君 木村武千代君

熊川 次男君 小泉純一郎君

椎名 素夫君 白川 勝彦君

谷 洋一君 平泉 渉君

平沼 越夫君 藤井 勝志君

毛利 松平君 森 喜朗君

森田 一君 柳沢 伯夫君

山崎武三郎君 与謝野 馨君

阿部 助哉君 上田 卓三君

塚田 庄平君 戸田 菊雄君

堀 昌雄君 武藤 山治君

柴田 弘君 正木 良明君

玉置 一弥君 正森 成二君

箕輪 幸代君 小杉 隆君

出席國務大臣

内閣総理大臣 中曽根康弘君

大蔵大臣 竹下 登君

國務大臣 (経済企画庁長 塩崎 潤君)

出席政府委員

防衛庁参事官 西廣 整輝君

防衛庁防衛局長 夏目 晴雄君

経済企画庁調整 横溝 雅夫君

局審議官 及川 昭伍君

経済企画庁総合 計画局審議官

外務省経済局次 妹尾 正毅君

大蔵政務次官 塚原 俊平君

大蔵大臣官房審 岩崎 隆君

議官 山口 光秀君

大蔵省主計局長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

四月二十六日 辞任

粕谷 茂君

笹山 登生君

塩川正十郎君

同日

辞任

狩野 明男君

谷 洋一君

毛利 松平君

補欠選任

粕谷 茂君

笹山 登生君

塩川正十郎君

同日

辞任

狩野 明男君

谷 洋一君

毛利 松平君

四月二十日

貸金業の規制等に関する法律案(第九十六回国 会衆法第三一七号)(参議院送付)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関 する法律の一部を改正する法律案(第九十六回 国会衆法第三二二号)(参議院送付)

同月十五日

納税者の記帳義務法制化反対等に関する請願 (池端清一君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(伊賀定盛君紹介)(第二三三三九号)

同(木島喜兵衛君紹介)(第二三三八八号)

同(久保等君紹介)(第二三六九号)

同(山田正三郎君紹介)(第二三七〇号)

同(石橋政嗣君紹介)(第二四八〇号)

同(一件)(上原康助君紹介)(第二四八二号)

同(一件)(河上民雄君紹介)(第二四八三三号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(一件)(後藤茂君紹介)(第二四八四号)

同(村山喜一君紹介)(第二五〇四号)
同(山花貞夫君紹介)(第二五〇五号)
同(横山利秋君紹介)(第二五〇六号)
同(小川省吾君紹介)(第二五〇七号)
同外一件(加藤万吉君紹介)(第二五三二号)
同(稲葉誠一君紹介)(第二五五三三号)
同(金子みつ君紹介)(第二五五四号)
同外一件(八木昇君紹介)(第二五五五号)
同(大島弘君紹介)(第二六〇五号)
同(森井忠良君紹介)(第二六〇六号)
同(伊藤茂君紹介)(第二六二五号)
同(小川国彦君紹介)(第二六二六号)
同(川本敏美君紹介)(第二六二七号)
同(湯山勇君紹介)(第二六二八号)
一兆円所得減税等に関する請願(岡田利春君紹介)(第二五〇七号)
同(八木昇君紹介)(第二五〇八号)
同(山本幸一君紹介)(第二五〇九号)
同(大原亨君紹介)(第二五五七号)
同(松沢俊昭君紹介)(第二五五八号)
同(湯山勇君紹介)(第二五五九号)
一兆円の減税等に関する請願(田中恒利君紹介)(第二五三三三号)
所得減税等の減税に関する請願(逢沢英雄君紹介)(第二五四九号)
所得減税及び大型間接税導入反対に関する請願(土井たか子君紹介)(第二五五六号)
大型消費税阻止、不公平税制是正に関する請願(辻第一君紹介)(第二六三九号)
同(野間友一君紹介)(第二六四〇号)
同(不破哲三君紹介)(第二六四一号)
同(箕輪幸代君紹介)(第二六四二号)
同(渡辺貢君紹介)(第二六四三三号)
同月二十五日
納税者の記帳義務法制化反対等に関する請願(阿部未喜男君紹介)(第二六六七号)
同(小林進君紹介)(第二六六八号)
同(村山喜一君紹介)(第二六六九号)
同(飛鳥田一雄君紹介)(第二七七八号)

同(北山愛郎君紹介)(第二七七九号)
同(山本政弘君紹介)(第二七八〇号)
中小企業の事業承継税制実現に関する請願外百十四件(小沢貞孝君紹介)(第二六七〇号)
税制改革に関する請願(五十嵐広三君紹介)(第二六七一号)
同(飛鳥田一雄君紹介)(第二七八一号)
同(岩垂寿喜男君紹介)(第二七八二号)
同(小野信一君紹介)(第二七八三三号)
同(北山愛郎君紹介)(第二七八四号)
身体障害者使用自動車に対する地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(池端清一君紹介)(第二六七二号)
同(石田博英君紹介)(第二六七三三号)
同(熊川次男君紹介)(第二六七四号)
自動車関係諸税の減免に関する請願(阿部助哉君紹介)(第二七七七号)
一兆円所得減税等に関する請願(日野市朗君紹介)(第二七八五号)
は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出第一号)
国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案(内閣提出第三七号)
電源開発促進税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)
○森委員長 これより会議を開きます。
昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。
この際、参考人出頭要求に関する件についてお

語りいたします。
本案件について、本日、参考人として税制調査会会長小倉武一君及び日本銀行総裁前川春雄君の両君の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
○森委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。正木良明君。
○正木委員 きょうは、いま一番大きな焦点になっている所得減税の問題について、大蔵大臣にいろいろとお尋ねしたいと思っております。
この減税の問題については、御承知のように、五十七年度においては衆議院議長の見解が出され、そして減税の方向ということも明確になったわけですが、結果的には、五十七年度の減税ということはうまくいかなかったことになってしまっています、非常に残念に思っているわけでございます。
さて、五十八年の減税については、さきに国会において自民党と野党の間に幹事長・書記長会談が開かれて、五十八年中に景気浮揚に役立つ相当規模の大幅減税をやるということが合意されているわけですね。私は、これで自民党は五十八年中に減税をやるという意思をはっきり内外に宣明したものと受け取っているわけ、これをやらないうというところは考えていないのです。ところが、どうも大蔵大臣の考え方がマスコミを通じてわれわれの耳に入ってくるのは、たとえば五十九年の一月に実施する、こういうことが伝わってまいっておりますが、これは大蔵大臣、どうなんですか。
○竹下国務大臣 減税に関するいわゆる二階堂幹事長を初めとする各党合意、それに基づく議長見解、さらには後藤田官房長官発言、一連したことについては、まさに尊重すべきものであるという考え方には基本的に変わりはないと思いません。

そこで、昨年を振り返ってみますと、三月の五日でございましたが、いわゆる小委員会構想というものがこれまた各党合意の線でもあって、いろいろ御議論をいただいた。私は、その議論の経過なり、評価すべきものであると思っております。しかし、残念ながら財源問題で議まとまらず、こういうことに終わったわけでありました。したがって、その小委員会の議論というものをフォローをいたして、一つは見てみました。そうして、それらの中で合意された問題、たとえば赤字国債を財源としないとか恒久税制で考えるべきだとか、そういう問題と、また今度の合意そのものを考えてみても、いわゆる本格的な減税というところと理解をすべきである。
したがって、昨日、本年度初めての税制調査会の総会を開きましたので、政府側から、国会における減税に関する議論等をまことにつまびらかに報告をいたしますとともに、十分な御審議をお願いしまして、そして、税制調査会におきましても所得税、住民税に関する部会を設置するところまで決まったというふうに報告も受けておりますので、従来からお答えいたしておりましたとおり、税調に対しては、いわば正確に国会等での出来事を報告をいたしますことによつて御判断をいただけるものと期待をして、政府として、特に予見を持ってこれに意見を述べるといふ立場をとらないで対応していこうということでございますので、時期、規模というものを直ちに確定する段階にはないというのが現実でございます。したがって、本委員会においても五十九年一月一日からやるべきだというふうな発言もありましたが、いま、そのことも含めてそれを確定的なことを申し上げる状態にはないというふうに御理解をいただきたいと思っております。
○正木委員 これはきわめておかしい議論でして、あなたは大蔵大臣でありますから、自民党と野党との間の話し合いのことについてはまさに当事者ではありませんけれども、幹事長・書記長

会談の中でいろいろ議論された中身は、要するに五十八年度中とは言っていないのでね。五十八年度中と言え、五十九年の三月三十一日まで五十八年度でありませうけれども、この与野党の幹事長・書記長会談におけるところの合意というものは、あくまでもそういう会計年度で話をするのではなくて、暦年でこれを詰めていこうという合意が完全に成り立っているわけですね。そのためにわざわざ、五十八年度という言葉があったのを、その度を外して五十八年中ということにこの会談の中では話がなされていく。それはなぜかと言え、五十八年度の五十八年中、要するに五十八年の十二月三十一日までには減税するんだということの合意ということになるわけですから、これはやはり尊重してもらわねといかぬと私は思うのですよ。同時にまた、このことについて予算委員会において、これは三月二日でありませうが、後藤田官房長官は明確にそう言っている。「与野党代表者会談において、自民党幹事長から、財政事情困難な時期ではあるが、国民世論の動向にこたえ、景気浮揚に役立つ相当規模の減税を実施するための財源を確保し、所得税及び住民税の減税についての法律案を、五十八年中に国会に提出するとの確約があったことは承知をいたしております。」ここでもわざわざ度を使っている。

したがって、大蔵大臣は、いま時期は明確ではないと言われども、もし仮にこの与野党の代表者会談におけるところの合意を尊重するという気が政府並びにそれを構成する大蔵大臣にあるというならば、これは当然遅くとも五十八年十二月三十一日までの間にこの減税を実施するんだということも明確に言ってもらわねといかぬと思うのです。どうでしょう。

○竹下国務大臣 これは確かに「五十八年中に国会に提出するとの確約があったことは承知をいたしております。政府としても、これを尊重いたします。」こう申しておりますので、私も、その線に沿った努力をしなければならぬ問題だというふうに理解をいたしております。

そのところで、またこれからいろいろ御議論いただく問題だと思つてございませうが、私は、これは税調の任期がちょうど十一月に参りますので、その辺がある意味において答申をいただける一つの期待のできるところではないかということをお考えますと、この文書に書いてあります「五十八年中に国会に提出する」ということに対して「尊重いたします」と申しておるのでありますから、これも期待の可能性の範囲内にある問題ではないかなという理解をいたしております。

○正木委員 いや、だからどうなんですか。五十八年中に減税を実施するという気持ちはあるのですか。

○竹下国務大臣 まさに五十八年中に国会に減税についての法律案を提出をいたす確約があったことを承知しておるわけでございますから、今後どういう答申が出来ますか、その期待の範囲内に存在しておるというふうに考えております。

○正木委員 これは、僕は本来的におかしいと思つたのです。

たとえば、この減税の問題は与野党の代表者会談において合意をなされた。あの合意をなされるときに、規模であるとか時期であるとかということとを明確にしようという話があったけれども、自民党の二階幹事長は、現在五十八年度予算を審議中であるので、ここで時期と規模を明確にするということは、要するに予算の修正ということに直ちに結びつくおそれがあるので、かえって大蔵大臣の立場を困らせるようなことがあるであらうから、この辺は明確にはしておかないでもらいたいということ、そう言っているわけですね。だから、確かにそれも一理があるというふうに私は思つたからそれを承知したわけなんです。しかし、予算が成立してもその点については全然詰まっていこうという形がない。これが一つの大きな疑問点です。

から見れば減税の回避というかそういう問題も含めて税調に諮問をされているということすら私はおかしいと思つたのだ。これも行き方としては全くなか。これは、独自で政府提案するという問題ではなくて、その前提にはいづゆる与野党の合意というものがあつたのですから、それを全然やらないで政府のみがみずからの意思を明確にしないで税調へ逃げ込もうとしている点に私たちは重大な不信感を持つ。どうでしょう。

○竹下国務大臣 そのところがなかなかむずかしい問題でございまして、今国会におきます与野党合意に基づく所得税減税は、去年の減税小委員会の経過から見ますと、特別減税いわゆる戻し税のようない一回限りの減税とは異なる。したがって、五十八年度の答申で指摘されるような課税最低限や税率構造の見直しを含む恒久的な税制改正というものをまず想定をいたしたわけでありませう。

そうして、このような本格的な税制改正に政府として検討作業を開始する以上は、やはり税制に関する基本的事項を調査審議する税制調査会にお諮りをしなければならぬというのが筋ではないか。したがって、まず税制調査会においては、各党合意を含め国会で議論されたものもろもろの問題を念査して報告すれば、おのずから国会の模様はそれなりに反映した議論がしていただけるであらうという前提の上に立つておるわけでございます。いわば本格減税とでも申しませうか、そういうことになりませうと、やはり税制調査会を全くネグって結論を出すということではできないであらう。

て、税制調査会の総会を御都合を開いた上で可及的速やかに開いて、まずこの問題を御検討していただくように開始をしようということに基づいて昨日税制調査会の総会を開いていただいた。

したがって、私は、これからの進み方というのはどうなるかと申しますと、国会で議論されたのをその都度税調へ報告して、それはやはり正確に伝えて御議論の御参考にする。と同時に、政府としては各党の、これは決まっているわけじゃないませんが、やはり相談の窓口としても申しませうか、いささか私見にわたりますが、そういうものが存在しておつて、そこで意見を聞きながら、そのことも税制調査会へ逐一報告してまづめる方向で進めていきたい。だから、私もとしては、昨年の減税小委員会のような存在というのは本当は各党合意でなされたものであるだけに大変願わしいものであると思つて、終局的には政府の責任でやりますということをお約束しておるわけでありませうから、その間において相談相手にはなつていただけないものかなという考え方を持っております。

○正木委員 国会におけるところの議論、特に与野党間の代表者会談におけるところの議論というものをつぶさに税調へ報告しているというけれども、これからの問題も逐一報告するというふうには大蔵大臣おっしゃいましたけれども、与野党の代表者会談の合意というのは、五十八年中に景気浮揚に役立つ相当規模の大幅減税をやるということが合意されたのであつて、その後また代表者会談においても具体的な問題について詰めていこうという機会が自民党の延期によって延ばされてきているわけですね。ですから、本音を言えば、そういう与野党の合意というものがまだまだ未成熟なままで税調へ諮問をしておるというふうなことになるわけですね、それはその後起こつてきたことはすぐ税調の方へ報告をするとはおっしゃっております。

そういう点では、どうも私たちの目から見ると、何か税調へ預けて五十八年中の減税という問題

題を逃げようとしていると思えないわけですね。ですから、この点については大蔵省からも大蔵大臣からも二階堂幹事長をせつていただけて、できるだけ早い機会に、予算が成立した後はすぐやると言っているのだから、与野党の代表者会議で具体的な案を詰めてくださいということをおっしゃるべきではないでしょうか。これが一つ。

もう一つは、窓口をつくって、これは恐らく政審会長がねらわれていると思うのだけれども、また例の減税小委員会みたいな形であらうものをつくって、そして減税小委員会の結論待ち、結論待ちというように逃げようとしておる、こうとしか考えられませんか、これは熟考して御返事しなければいかぬ問題で、それは結構でございます。いままの大蔵大臣のお考えでは政府税調の答申を待つて法案づくりをやる。税調の委員の任期は十一月十二日であるから、恐らくそれまでに答申が出てくるであらうからそれからやる、こういうお考えですか。

○竹下国務大臣 基本的には、中間報告の形になりますか答申という形になりますか、それを待つてという考え方であります。

いま、これは熟考してから返事しなければならぬとおっしゃいましたが、それと並行するという表現が適切かどうか、しかし、昨年の減税小委員会を三月五日でしたか六日でしたか、私が幹事長代理でございまして、私どもとしてはあれに物すごい期待感を持っておったと思うのであります。しかし、結果的にそのときは予測しなかった六兆を超す税収不足というふうなこともありましたが、少なくともあの議論の中身を見る限りにおいて、大変に合意をされる努力は続けられてきた。

私は、あらかじめあの小委員会ができれば合意に達しないだろうという期待を持ってあれをつくった、事ほどさように人は悪くもございませんので、大変あれに期待をかけておったわけでございますから、そうしたものが政府として税調と国会論議の間に介在するものとしてあつてほしいもの

だなという希望は持つておるわけでございます。いすれにしても、税調では部会をおつくりいただくことまでは進んだわけでございますから、いわばオーソドックスな、政府の責任においてやる場合の環境の整備の第一歩は踏み出したというふうな御理解をいただきたいところであります。

○正木委員 さて、こういうことをごたごた水かけ論みたいなことを言つておつてもしょうがありませんので、ざぱり結論をお聞きたいと思いますが、大幅減税五十八年中という約束があるわけでありまして、大蔵大臣は、ことしのいわゆる年末調整の時期に間に合わせるといふ考え方で進まれているのか、どうですか。

○竹下国務大臣 当初、議論の中に年末調整云々の議論もあつたことは事実でございます。が、それも税調にお諮りする場合はそういう議論があつたといふことを正確に報告するべきもので、私の予見としてそれに間に合うようにということはいけないのじゃないかと思つております。

それといふ一つは、年末調整という問題になります。言つてみれば各企業等かなりの作業を要する問題でございますので、時期的に間に合うか合ふぬかというふうな議論も、そういう結論が出た場合にはやはりやつてみなければならぬ議論の一つだと思つて、いま仮にそれが念頭にあつたとすると、年末調整云々といふことを国会の議論としてお伝えすることは十分可能であります。それを一つの期限として限つて諮問するといふ姿勢はとるべきではないかといふ考え方であります。

○正木委員 ちょっと奥歯に物の挟まったようなお話で全然明確になつていない。もうちょっと具体的に聞きましょう。

もし五十八年中に年末調整に間に合ふという形で減税をやるうとすれば、その前に、御承知のとおり法律案を議決しなければいけませんね。そうすると、どう考えても三回しかチャンスがないですね。一つは、この通常国会で五月二十六日までにする。もう一つは、参議院選の済んだ後の特

別国会、参議院の場合は臨時国会というのですか。もう一つは、その後秋に召集されるであろうと予想される臨時国会、この三つ目のはどうなるかわかりませんが、これをあえて入れてもこの三回しかチャンスがない。この国会で出すという気はありませんか。

○竹下国務大臣 今国会の会期は五月二十六日まで終わるということから考えますと、かねがね申し上げていふように、本格議論の土台となる五十七年度の税収の決算が確定するのが七月であるとするならば、それまでに議論が間に合つて今国会に出し得るという環境にはないといふふうに御理解をいただきたいと思つております。

○正木委員 じゃ、参議院選挙の済んだ後の院の構成のための臨時国会がどうせ開かれますね。これでどうですか。

○竹下国務大臣 参議院選挙というのは公職選挙法に基づいて任期前三十日、そして国会が存在した場合にそれは終わつて三十一日から三十五日の間でございまして、だから、仮に十二月まで延長になれば別として、一般論としてことしの十二月までも延長することでもできぬでございまして、もともと半数あつても参議院は成立するということにはなつておりますが、その仮定の事実をどけて、一般的に任期が来ますのがたしか七月の九日に、院の構成とはいへ、あれは何日以内に開かなければいかぬのだったかちよつと忘れましてけれども、いわば税調の審議がどん詰まり間に合ふという時期ではない。九日というものがおおむねの予測を立てた任期という前提の上に立つて、そのときに直ちに出来るというように審議の状況が進むとは思えないと思つております。

○正木委員 じゃ、あと一回しか残りませんね。これでやりますか。これでやらないと年末調整に間に合いませんよ。秋の臨時国会が召集されるかどうかかわからないけれども、あえて召集をして減税法案、所得税法の改正案を提出するかどうか。どうですか。

○竹下国務大臣 そのところは、そのときの政治判断ではなからうかと思つております。

政権交代も当然のこと議会制民主主義にはあり得るわけでございますから、必ずしもいまからそれを予測するわけにはまいりませんが、秋の臨時国会、常議的に九月とか十月とかいろいろあります。召集権者でない私から秋の臨時国会を明確に申し上げるということとはちよつと適當でないかと思つて、仮に、十一月十二日に税調が任期が終了して、そしてその後国会が存在しておつてといふようなことを予測すれば、いろいろなることが考えられないわけではないといふふうに思つております。

○正木委員 ここでやるよりはかに年末調整は間に合ふのではないのです。ですから、そういうことは恐らく大蔵大臣がそのときまで大蔵大臣であるならば頭の中にあると私は見ていいだろうと考へております。

そこで、この前の減税小委員会は財源の問題で大変行き詰まつたわけですね。それが結論を導き出すのに非常に苦労があつて、結果的には小委員会を打ち切りにするよりほかに道がないという状況に立ち至つたわけなんです。そのときの状況といふのは状況とは大分違ふと思うのです。これは世間でも大きな話題になつて、要するに原油の価格が一バレル五ドル下がつた、このことによつて景気浮揚のためには非常にいい条件だ、こう言われているのです。

そこで、ちよつと経企庁、この原油価格が引き下げられたというところで日本の経済に与える五十八年度ないしはそれ以降の状況といふのは、もしわかつたらお答えいただきたい。

○宮島説明員 お答え申し上げます。

石油価格の低下に伴ひまして、わが国経済が産油国に支払う石油代金が減少することになりまして、原料コストの低下から全体としては収益の改善となりまして、設備投資等にも好影響を与えるものと考えられます。また、家計部門でござい

るものと考えられます。また、家計部門でござい

ますけれども、雇用者所得の増加や物価水準の低下を通じて実質購買力を増加させ、個人消費や住宅投資にもよい影響をもたらすものと考えております。さらに、物価が下がりますのでデフレ・ターが低下いたします。それを通じて政府支出等その他の需要項目の実質値を高めるといふ効果がございまして、輸出につきましても、産油国向けの輸出にはマイナスの影響を与えることは避けられませんが、米国の景気の回復により一層確実になる点等を考慮いたしますと、わが国の輸出環境にも総じて良好な影響を与えるものと考えられます。

したがって、石油価格の低下は、わが国経済成長及び貿易収支に総じて良好な影響を与えるものと考えております。

○正木委員 宮島課長、そのことはGNPに対してはどんな関係になりますか。

○宮島説明員 お答えを申し上げます。経済企画庁の世界経済モデルで計算をいたしますと、石油価格五ドルの低下が実質GNPを〇・三五引き上げるといふ数字が出ております。ただ、これは実質GNPは引き上げることになりますけれども、物価が下がりますのでGNPデフレーターも当然低下することが考えられますので、名目GNPにつきましても、恐らく横ばいあるいはむしろ下がる方向に働くのではないかと、このように考えます。

○正木委員 物価が安定するという点に関連して、名目GNPが実質GNPがふえるようなわけにはふえてはいかない、横ばいあるいは低下する。しかし、先ほどの日本経済に対する影響の中でおっしゃったように、企業収益には相当大きなプラスになるとお考えですか。

○宮島説明員 先生おっしゃるとおり、原油価格の引き下げは、一般的には企業の生産コストの低減や国内需要の増加を通じて企業収益の改善につながるかと考えております。

○正木委員 大臣、いまお聞きのとおりです。企業収益がよくなったら税収はふえますか。

○竹下国務大臣 これは主として法人決算でございますから、年度間を通じてのそれぞれの決算時期等の問題がございまして、どれほどの影響があるかという点については、その見通しを立てるのはなかなか困難な問題がある。一方また、石油ブローの業界そのものは、ある意味において在庫評価損とかいう問題もございまして、いわば企業収益をプラスの方へ引っ張るためにはかなりのタイムラグがある。しかし、一般論として企業収益がふえれば税収はふえるかという単純な図式は私も否定いたしません。

○正木委員 主税局長、こんなことは全然計算してないですか。予測を立ててないですか。

○梅澤政府委員 原油の値下がりや実体経済に好影響をもたらす、一般論としてそれは否定できないと思うのでございまして、それが実体経済にいつの時点でどういう形であらわれてくるかというところは、これはマクロ的にはいろいろな議論が行われていることは事実でございまして、その後各種の価格の展開いかんによってそれが企業の収益にどれだけの反映されるか、あるいは家計の実質的なプラスにどれだけの分配されるのか、いろいろな対応が考えられるわけでございまして、したがって、現時点で計量的に税収にどれだけの影響がいつごろからあらわれるかということを一義的には申し上げることは非常に困難でございまして、

これは、かねがね申し上げているところでございしますが、恐らく原油の値下がりによって先ほど御議論がございましたように企業収益が向上する、それは法人税収にはね返るといふことで税収に好影響をもたらすことは事実でございまして、ここで御注意願いたいのは、税収面では、かつての一次オイルショック、二次オイルショック、これはいまとは逆の現象であったわけでございまして、そういう事態が起きて税収に反映するまで、かなりのタイムラグがあるわけでございまして、

特に、最近時点ではほとんどの法人が一月決算に移行しておりますから、実体経済にそういうい

い影響が出てそれが税収面に反映いたしますのは、恐らく理屈から考えて十二カ月以上かかるということになりますれば、現実問題として原油の値下がりによる税収動向を具体的に私どもが議論できるのは、やはり現時点から見まして五十九年度以降の問題かなというところもございまして、現在計数的に内部でそういう作業はいたしてないのが現状でございまして、

○正木委員 しかし、石油の輸入価格が値下がりをするにによって、少なくともマクロで見ても実質経済成長では〇・三五押し上げるといふことは、これは経企庁がそういうふうな判断をしているわけですね。ただ、デフレターの問題が、先ほどお話しがあったように修正しなければいけませんから、名目成長率というものについては、これと同じように伸びるとはちょっと考えにくいということですね。

そういう条件が片方にあるが、片方では確かに企業収益というものがふえてくる。企業収益がふえてくるということになって、それが一月決算にはもう間に合わぬとかんとかいふふうにあなたはお考えだろう、非常に慎重にお考えになつておられるけれども、税収に穴をあけてはいかぬという気持ちにはわかるけれども、これは、僕はやはり好影響は出てくるだろうと思うのです。そうすると税収増になる。そうすると、いままでのような計算の方法ではなくて、要するに、名目成長率に弾性値を掛けるという形で税収を判断するといふことができなくなるから、それで弾性値の問題が変わってきて、五十八年度はこの一・〇五がふえてくるという形になるのじゃないでしょうか。

いずれにせよ、私は、五十八年中に石油価格の値下がりによるところのプラス条件といふものが企業収益にはね返って、そしてこの企業収益からの法人税収入といふものがふえてくる。これはタイムラグの問題もあるかも知れないけれども、しかし決算は来年の一月ですからね。タイムラグがあつて、それがどうしようもないということになつてくると、これはもう全然お話しにならない

なつてくる。僕は、やはり五十八年中に企業収益が伸びて、税収が増加するであろうということは容易に想像できると思うのですが、どうですか。

○梅澤政府委員 マクロの議論といたしまして、実体経済に好影響が出るということは税収面にも何らかの好影響が出るということは御指摘のとおりでございまして、

同時にまた、マクロの議論といたしまして、現在租税弾性値が一をやや上回る程度までに回復してきているわけでございましてけれども、これは、現在の税体系から考えましてもやや低きに失すると私どもは考えておるわけでございまして、それは基本的には、企業収益によって代表されます法人税収の伸びが非常に弱いということとでございまして、恐らく企業収益が好転してくれば弾性値は今後一を上回る水準を期待してもいいのではないかと、これも御指摘のとおりでございまして、

先ほど来申し上げておりますように、私どもが年度の税収見積もりをいたします場合には、税目ごとの積み上げをするわけでございまして、たとえば中期試算のようになかなか長期のマクロの税収展望をお示しする場合には、一定の名目GNPに租税弾性値を乗ずるといふ方法で、きわめてラフな展望を示しているわけでございまして、実際の年度年度の税収というのは、やはり税目ごとに積み上げるわけでございまして、

ルショックのときも、あのときは原油の値上がりでございまして、その事態が起きてきて実体経済に何らかのタイムラグでそれが影響を及ぼしまして、結局、税収に反映いたしましたときには十数カ月から二十カ月ぐらいいかかっているわけでございします。それは、先ほど来申し上げておりますように、やはり法人の収益に反映するといつても、現実には税金として国庫に納付されます場合は、決算を終わりますと二カ月後、全部即納する場合があります。そういったものと、理屈から考えますと十二カ月プラスアルファかかるわけでございします。

そういうことでのタイムラグということを上げていくわけ、そういたしますと、五十八年にかかり企業の収益にいい影響が出始まったとしても、五十八年度税収に全面的にそれが顕在化するということは、なかなかいままでの経験からいって考えにくいということをお願いしているわけでございします。

○正木委員 非常に慎重論が主税局長の頭を占めているようでありまして、私は、やはりこれは直ちに影響は収益の方にはね返ってくるように思えて仕方がないのですよ、それをまだ数字でどうだと予測を示すわけにまいりませんけれども、そこで、問題を別なところに移します。

大蔵大臣、おいでになるのかどうかかわらないけれども、サミットですね、向こうでやはり日本の内需拡大という問題については、そのほか貿易条件の問題等もあるでしょうが、内需拡大のための日本の国内政策というものについての先進諸国からの要求が相当強く出てくるだろうと思うのです。そういうものに對して、何かみやげというか回答を用意しているのですか。

○竹下国務大臣 五月末にサミットがあるわけですが、現存する内閣が、私が死んだりいろいろなことがない限りは、大蔵大臣と外務大臣のシートがありまので参加することになります。その前に、院の御許可を先般ちょうだいいたしましたし、きょう決定いたしましたので、あさってたちまし

てIMF・世銀の開発合同委員会、これは各国の大蔵大臣が参ります。それから引き続きアジア開発銀行というふうな一連した会合がずっと続いていくわけですが、私は、いまのところの感じでは、言ってみれば、世界全体が財政赤字を縮小するとかあるいはインフレなき持続的な成長をそれぞれの国の自助努力で一生懸命やらうとかいう環境が非常に強く、一部、全く皆無じやございせんが、日本に對して世界経済の牽引車の役割りを果たすべきだとする主張、あるいはそれに伴う日本の経済運営政策についての注文というものは、それが非常にプレッシャーとしてかかってくるという環境には、いまないではないか、甘いといえれば甘いわけですが、むしろそういう認識をいたしておるわけ

です。各国の財政運営の指導者も訪日されまじたり、あるいは私もヨーロッパへ参りましたりしておる間のいまの印象としては、むしろ、日本の財政赤字あるいは各国が共通して持つ財政赤字、それを克服するよう努力というものがまず最初にあつて、先進国共通して、世界経済に好影響を与えるためのある種の牽引車の役割りというものは、その後の議論にはならないだろうかというような感じがいたしております。まだ全く感じのまま

でございします。○正木委員 けれども大臣、日本がまた輸出ドライヴをかけるんじゃないかという——というのは、経済摩擦問題というのは、関税の引き下げだとか非関税障壁の解消だとか自動車などの輸出の抑制、こういうことで経済摩擦の解消に日本は一生懸命努力しているのです。しかし、日米関係だけ言つたって、アメリカではオートバイの輸入規制の問題であるとか、それに対して日本の大使が反論するとか、摩擦はますます激しくなつてい

ると見なければいけません。それは、もうそういうことはいたしませんというのを口で約束したつて、なかなか信用してもらえないだろうと思

うすると、どうしても政策として、日本は国内経済において国内需要を拡大する政策をこのようにとっているのだというのを証明しなければいかぬだろう。ところが、所得税減税もやらない、公定歩合の引き下げもやらないというふうなことで、果たしてサミットで説得力を持ち得るのかどうか。私は、そのことについて非常に大きな危惧を感じているわけですが、そのためにこそやはり、公定歩合の引き下げは大蔵大臣の権限ではありまけんけれども、少なくとも消費の拡大のために、可処分所得を増加させるための大型減税を実施するんだということを、この際内需拡大の一つの大きなこととして、政策として用意しておく必要があるのではないか、こういう面から、この減税の問題を考えているのです。こういう側面もあると思うのですが、どうでしょうか。

○竹下国務大臣 私は、かつてのように日本の経済政策がいわば牽引車になるというようにすることに對して否定的な見解を申し上げておりましたが、そうでなく、先進国の中で若干でも景気の底離れに日本の輸出というものが振興されたとしても、受け取る側では輸出ドライヴをかけた、こういうことに受け取られるだけに、少なくとも、この内需の拡大のための施策の中の柱として所得税減税を考へておるということの主張、これは一般論として正しいと思つております。だから、政府の責任で減税をやるといふことは、これは発言の許容の可能の中に入ると私は思つております。しかし、いま一つ、おかげさまでといひますか、三・一％の実質成長は五十七年度はおおむね確実になつた。そして、インフレなき持続的な景気の回復というふうなことで、これが結果として三・四％ということを五十八年度は申し上げておるわけ

でございますが、それをより確実にするための内需を中心としたものも施策が、五日でございしたか、先般の経済対策閣僚會議で決まった当面の施策でございしますので、これらを着実に実行し、そしてそれをかどあることに会合等で主張す

ることによつて、内需拡大のじみちな努力というのは評価をされなければならぬ問題ではないかというふうに考えております。

○正木委員 私も拝見しましたけれども、ようあんなにいかげんなことをしたなと思ひます。減税の問題なんか、これから検討すると書いてあるだけじゃないですか。それで、ほかの方は全部民間の活力を期待するということ。

それは、民間の活力を期待するということは決して間違つた考え方じゃありません。いま、政府が主導してやっていくほど財政力が強いわけじゃありませんから、民間の活力を期待するということは決して悪いことではないけれども、どうして民間の活力を引き出すかということの問題については、具体的な方策は何ら触れられていない。

これは一例ですが、たとえば公務員宿舎というのは、三大都市圏で四百五十万坪もあるのだそうですね。これは大抵四階建てらしい。これを建てかえるというのを民間デベロッパーに任せて、そして四階部分までは従来どおり使つて、それ以上を他に使用せよということだつたら、民間デベロッパーは喜んで仕事をしようとするらしいが、これの建設事業というものはもう何兆円となるらしい。こういう具体的な方策というものを提示して民間の活力を期待するというのはまだ話はわかるけれども、ただ、政府じゃ手も足も出せんから民間の方で活力を期待いたしますというそれだけでは、このことは十分ではないと私は思うのです。

だから、どうサミットでこの減税の問題を言われようと、「今後、減税の具体的方法、規模、財源措置等について検討を進める。」というところだけしか書いてないという景気浮揚策なら、これはどうしようもないと思うのですよ。しかも、あなたは規模と時期をはっきりとなぜしないわけですか、それは税調の方へお任せしますというようなかっこうになっているのです。これでサミットで、説得力を持った内需拡大策という日本の政策を説明できますか。

○竹下国務大臣 これはお読みいただいたとお

り、「当面の課題」と「今後取組むべき課題」と二つに取り組んでおられるわけですが、まず所得税減税問題については、きょう議論をしておる問題がベースになって、それなりの経過等についての発言の機会があれば、これはできる課題であるというふうに私は考えております。

それから、民間活力の導入の中の公務員宿舎の問題ですが、確かに、議論され耳に入っておる問題の一つでございます。必ずしも所管ではございませんが、その場合、公務員ばかりではありません、ところへ住んで民間はどうや、こういう別の意味における官民感情というものもありはしないかというふうな話も、まだ話の段階でございますが聞いておりますが、一つ検討事項として、これは将来にわたってということではなく、急いで検討をされるべき課題ではなからうかというふうに考えております。

基本的には、財政が対応するその力を失った今日でございますから、これは民間活力に期待するわけでございますが、その民間活力を引き出す方途として、金融の問題は別といたしまして、公共事業の前の倒しの問題でございますとか、あるいは住宅建設の問題につきましても、募集開始を速やかにやるとか、親子二世住宅ローンとか、これも五月十六日が受け付けで五月二十三日から実行されるということに決定を見たようにございまして、それなりに民間活力に期待するということには可能なものが数々あるではないか。

さらにまた、今度、いわば形としては五十七年度分になるわけでございますが、ASEAN諸国等に対する経済協力問題の中にも、プラント・パイプの問題とかいうことは、早急に効果を上げる課題の一つではないかというふうな理解の仕方をいたしておりますので、民間活力の方へ期待をするいわば決手という問題よりも、積み積み効果というもののに対してはねちこく議論があれば発言をするのも当を得た発言ではないかなというふうに思っております。

○正木委員　そこで、もうそろそろ時間が迫って

きましたから、まだまだ聞きたいことはあるのだけれども、大蔵大臣、正直申し上げて減税をやるということについての腹は決まっているのですか。

○竹下国務大臣　減税は、各党合意、それを受けた議長見解というものの背景を踏まえれば、政府の責任でやりますというお答えはすべきであるというふうに、私ももしかと思議をいたしてあります。

○正木委員　その合意の中にある景気浮揚に役立つ相当規模の大幅減税というのは、どれぐらいのことを考えているのですか。

○竹下国務大臣　そこが、一般論としてどれほどの減税の規模になればどれだけのいわば消費が刺激されるという数値は出ますもの、さてその財源を一体どうするか、こういうことになりますと、たとえば赤字公債ということを考えれば、それが金融市場全体に与える影響からしてむしろ景気の足を引っ張ることになったとすれば、その数値の達成にむしろ逆効果をもたらしてはならぬという問題もございまして、したがって、景気浮揚に役立つというものは一体どれくらいかということになると、これをわかに断言する状態にはない。それから、書かれてありますように、景気浮揚に役立つ相当規模の減税を行うための財源ということも書かれてありますので、そこらあたりが今後の諸般の情勢をにらんだ大きなポイントになりはしないかなと思っております。

○正木委員　財源というのは、財源は政府の方で確保いたしますということをおっしゃっているのであって、ですから、幹事長・書記長会議の中で、千億や二千億なんというのは景気浮揚に役立つような金額じゃないということをお二階堂幹事長は明確におっしゃっているわけですか。それなら三千億ならというふうに、すぐそういうふうな考えられるけれども、われわれが希望していることは、やはり国税においては一兆円の減税ということとをぜひやってもらいたいというふうに考えているわけですか。一兆円についてはどうですか。

○竹下国務大臣　これは、いま正木委員の御議論にもあったように、そういう意見が与野党を通じて存在しているということも、正確に税調の中へお伝えすべきポイントとなる議論の一つじゃないかというふうに考えております。

ただ、いまおっしゃった財源は政府で調達する、これは最終的に政府の責任においてやるのは事実ですけれども、長い歴史の経過の中で、仮に一つのスキームができたとして、それは財源としてとるべき施策でないとかいろいろ議論も出てくるかもしれません、やはり知恵をかりてちょうだい、こういう姿勢は与野党合意が円滑に実施されていくためにも持ち続けるべき姿勢ではないかなと思っております。

○正木委員　姿勢は結構です。応じるか応じないかはまた別の問題ですから。

小倉税調会長あたりの意見をいろいろ漏れ承っておりますが、どうも大型間接税との抱き合わせということが非常に有力な意見のようにわれわれには察知できるのだけれども、大型間接税との抱き合わせでこの所得減税をやるのだというふうな考え方は大蔵大臣の頭の中にあるのですか。

○竹下国務大臣　税調に御審議いただくに当たって予見を申し上げる立場はとらないつもりでございますけれども、いわゆる大型、中型、小型、基準はなかなかむずかしい問題でございますし、うが、そういうものを安易に念頭に置くべきものではないというふうには考えております。

○正木委員　そこで、ちよつとこの際、竹入委員が北海道で記者会見したときに、新聞の方が取り違ったのか、赤字国債を財源にするという報道がなされたとして、あれは真意を十分に伝えていないので申し上げておきますが、先ほど、石油の輸入価格の引き下げによって企業収益がふえて税収増になると言われているのに大分タイムラグがある、大体一年くらいあるというふうな主税局長の話だった。

大蔵大臣、日本経済新聞がこの問題で上場の主要五十社に調査しているわけですね。それによる

と、五十八年度の下期つまり五十九年の三月の決算では、五十八年度の上期に比べて二〇・九％の増益が見込まれるというふうに調査の計数が出ています。これは、どうなんですか、直ちに税収増につながるのでしょうか。

○梅澤政府委員　そういう収益動向の調査があるようでございますけれども、一般論として申し上げますと、上期、下期という場合はあくまで年度なりあるいは暦年であるというところがあるかと思ひますけれども、下期の決算期でも見ているわけではございませんので、先ほど私が申し上げましたのは、法人は、三月決算とか九月決算がかなりウェイトが高いことは事実でございますけれども、それぞれ各月決算期に分散をいたしております。したがって、下期にたとえいまおっしゃいましたように上期に比べて仮に二〇％増益になるといふ基本的な傾向がございまして、それが直ちに法人税収が二〇％ふえるということにはならないわけでございます。

○正木委員　それは、細かいことは私にもようわからぬけれども、結局増益があるから増収があるという、こういう図式になるのですよ。

そこで、そういう見込みがあるならばそれを見込んで形で所得税法の改正並びに補正予算を組め、そのときに、まだ確定的なことがわからぬであらうから、確定的なことが大体第一次的にかかるとは五十九年の五月にならぬとわかりません。正確には七月じゃないとわかりません。したがって、その場合、確定的に予算の計上ということが歳入増という形でできなければ、一時赤字国債を財源にしておきなさい、そうして増収があったときにはその赤字国債の発行を停止すればよろしい、そういう意味のことを竹入委員は言っているのです。だから、全面的に赤字国債を財源にして減税しようというふうな言い方ではないということとはわかってもらわなければいけません。そういう形で一時赤字国債で立てかえるという形である、こういう考え方を述べているわけですか。

ですから、そういう意味では、われわれとしては、石油の値下げによってその波及効果が非常に大きくて、五十八年中には一・〇五の租税弾性値が、収支見通しでは十年間平均で一・一になつておるけれども、これが一・二にも一・三にもなるんじゃないだろうかという考え方があつたわけですから、とりあえずそれを赤字国債で立てかえて、そして五十八年中の減税を実行すべきである、こういうことを竹入委員長が提案をしていふんだということをひとつ御理解をいただきたいと思ふのです。

それで、もうこれで最後ですから、大蔵大臣、減税はやらなければいかぬということははっきりわかつておるということですね。それと同時に、規模と時期だけが非常に問題がばけてきています。与野党の合意の問題は大蔵大臣を幾ら責めたつてしょうがないのかもわかりませんけれども、少なくとも大蔵大臣は党でも主要な立場にいらつしやる方でありまして、与野党の代表者會議、予算が成立したら後すくやつて、その規模だとか時期というのについては具体的に詰めるという話のままになっているわけですから、あなたからこれを早急に合意ができるように二階堂幹事長にも申し入れておいてもらいたいと思ふのです。その御回答を聞いて、私はこれで質問を終わります。

○竹下国務大臣　そもそものが、昨日税制調査会の総会を開きましたのも、私も考えました、一応は国会が終わつてから、その国会中にいろいろあつた問題を念査して総会へかけるべきかなとオーソドックスにも考えてみたのですが、迷つておりましたら、幹事長の方から、中間的とはいへ、きよの正木さんとの御議論などはまだ報告をしてないわけですから、あの時点で整理できるものだけはいきなり整理して報告しろということの要請が強くございましたので、これは、税制調査会というのとは総理大臣の諮問機関でございますから、大蔵大臣だけでうんと言うわけにもいかぬので、すぐ内閣へ連絡しまして、官房長官のオーケーも

とつて、それできのうということになつたわけですね。きのう報告したものと、かなり分厚いものでございますが、それとその間の御議論、これをきくにでも正確に、あらましのペーパー一枚だけは届けておきましたけれども、幹事長に御報告しなければならぬ。承りますところによると、幹事長はそれに基づいて近く幹事長・書記長會議を開くというお考えのように承つておるところであります。

○正木委員　したがって、結論だけを申し上げておきます。

一つは、われわれの重大な関心と希望は、所得減税をぜひやる、規模は国税において約一兆円、地方税で約四千億円、そしてその時期は五十八年の末まで、年末調整に間に合うようにやること、そしてさらに、その財源として大型間接税との抱き合わせはしないこと、これらがわれわれの希望でありますから、正確に税調の方にも伝えてもらいたいと思ひます。

ありがとうございます。

○森委員長　武藤山治君。
○武藤山治委員　竹下大蔵大臣、二度目の大蔵大臣に就任されて、前回昭和五十四年十一月九日です。大蔵大臣になられて、今回は二度目でありまして、したがって、国家財政の状況なりあるいは経済の変貌なり、いろいろ感じたことは多いのだと思ふのであります。しかし、二度目の大蔵大臣でありますから、今度大蔵大臣に就任したらこれだけはぜひやってみよう、大臣になるのがすばらしいことではなくて、大臣になつたら何を国家国民のために残すか、何をやったか、これが竹下蔵相の後世の史家に評価される最大の問題点だと私は思ふのであります。

そこで、二度目の大蔵大臣に就任したあなたが、何をここで手がけて、後世に竹下大蔵大臣はすばらしくやつた、こう思われる業績を残すつもりなのか、ただ便々と大蔵大臣の期間が過ぎればいいと考えるのか、ひとつあなたの心境のほどを伺つておきたい。

○竹下国務大臣　武藤委員おっしゃいますとおり、確かに二度目でございますが、考えようによれば希望者がなかつたからということかなという感じもしないでもございませぬ。

そこで、強いて感想とおっしゃいますと、五十四年の経済運営、五十五年の予算編成、これが前回の私の仕事でございました。そのときに、まづ公債依存度が四〇％にも達しておつたということで、そこで五十五年予算はまず初めに一兆円の減額ありきということで取り組んでみよう、しかし、自分で自己採点して、財政再建元年というやうなことはほど遠かつたな、前の晩ぐらゐでしか来なかつたという自己採点をしたわけですね。ただ、その後から振り返つてみますと、結果として五十四年度というのはいわば公債発行政策というのがある程度果実を生んだ最終年度ではなかつたかな、したがって、自然増収に恵まれまして結果として一兆八千億ぐらゐ出さなくて済んだということ、これは、考えようによれば五十五年予算はまだ史上最高の公債発行であつて、一兆円の減額というの、結果として見るとまだ前年の方が八千億少ない、こういうことになりました。

しかしながら、そのときは物価問題等もございましたので、累次にわたつて国会開会中に公定歩合の引き上げをやらせてもらつて、そして公共事業の繰り延べをやらせてもらつて、それでやはり五十五年度はその下支えがあつて最終的に四百八十四億という剰余金が出て、ラーメン減税、評判がよかつたか悪かつたかは別といたしましてやれたということが、私の一つの反省あるいは自己評価としてある。

とすれば、今度来てみると様変わりだと思ひました。剰余金どころか莫大な歳入欠陥を抱えておる。そうすると、今度はよほど自分で、まあ前の晩ぐらゐでやればよいというふうな感じであつてはいけなかつたので、財政改革ということの第一歩を印したかなと言へるならば、たとえ五億円であらうといわば一般歳出を前年度以下にした、それが一つの財政改革の第一歩かなというふう

に思つておるわけでありまして。

したがって、いま考えておりますのは、あのときはやはり五十九年、実現はできなかったものの、赤字国債の脱却という一つのめどをわたりにわたりやすう国民にお示しすることができた。それがお示しできる段階にいまない。だから、何とかやはり短期的にはその数値をお示しできるだけの作業、勉強を続けていかなければならぬのが一つの私の当面の責任ではないかなと思ふ。

それからいま一つは、三・一％は確実になつたといへ、三・四％というものが、高度経済成長になつたわけであつては、決して景気が上向いたとかいふ数値ではないと思ひますだけに、安定成長に置かれた今日は、三・四などというものもこれは大変努力しなければできないものだといふ認識を国民の皆様方と一緒に持てる、そういう環境をつくつてみたいというのが偽らざる今日の心境であります。あとは、余り大それたことは元来考へませんので、そういうこととさせていただきます。

○武藤山治委員　前回のとき竹下大蔵大臣をすばらしく評価した問題が私は一つあります。それは、グリーンカード制の法制であります。

竹下大蔵大臣が再度就任をしたい、あれを延期しないで実行するという強い決意を買けたとしたら、これは後世に名が残つた大蔵大臣になると思ふのです。あれをやつておけば五十九年度から総合課税になるのですから、総合課税化したときの税の公平感、犠牲の平等、租税正義の実現、そういう觀念が国民の中に定着するのです。これは大変大きな仕事だったので、それを、竹下さんが大蔵大臣のときに法律をつくつておきながら、政治家の理性なき妄動によつてとうとう竹下さんは強姦されてしまった。これは、一竹下さんの責任として責めるのはちよつと気の毒でありますけれども、やはり日本の長い政治史を将来ひもとくときに、これは大変な失政をしてしまつたと思ふのです。これは与党自民党の責任でありますけれども。

そういう、グリーンカード制もためになり、総合課税化の見通しもちょっとつかなくなつてしまつた現在、財政再建を本気に、どういう手だてで何をどういう順序で、いつごろの百十兆円の日本の累積国債を抱えた財政から本当に安定的なものに切りかえていくのか。本当に気が遠くなるようなむずかしい状況にあるのであります。

そこで、税制調査会会長をこの間こへ呼びして私が質問をした際に、彼は、グリーンカード制はだめになつても総合課税だけは五十九年度からできればやらせてみたいという意見を言つてゐるのです。また、二、三日前の新聞にも、税調会長の新開記者との会談の中で、彼は、大型間接税も検討したいが、一方グリーンカード制の延期という問題が大変残念だ、そこで五十九年度から別な方法で総合課税化の道はまだ閉ざされてない、そういう意味のことを言つてゐるのです。

そういうことをあれこれ勘案してみると、グリーンカード制を与党のやり押しで延期をしたというこの状況というものを、大蔵大臣としてどのように受けとめ反省の弁があるのか、事の当然と思ふのか。政治というものは、黒が白でもあるいは悪を善としても、多数決で決めれば何を決めてもいいというものなのか。そこには道徳と正義というものが根柢になければいかぬと私は考えるが、大蔵大臣のその辺の政治認識というのは一体どうなのか。その辺をちょっとお聞かせいただきたいのであります。

○竹下 国務大臣 グリーンカード制の問題につきましては、法の安定性という表現をしておりますが、あの法律が通つた後、必ずしもそれと因果関係があると断定できないにしても、各方面から問題が提起された、その事実を見通せなかつたという事は、やはり提案者たる私の深く反省すべき政治的責任であるというふうに認識しております。したがつて、これを延期する法律をみずから提出する際に私なりに種々考えましたが、それを見通せなかつた責任はやはりみずからとるべきであるという考えから提出してお願ひして、すで

に衆参両院議了、成立させていただいたということになります。したがつて、この点については政治責任そのものは、政府・与党一体と言へば、それは原則的にそのとおりでございますが、なかなか大蔵大臣たる私自身に帰すべき責任であるというふうに認識をいたしております。

そこで、また税調の話になりますが、昨日も、この問題については可及的速やかに行ふことを国会でも答弁しておりましたので、税調に国会での御議論等も正確に報告したところ、小委員会等で御検討をいただけたという経過をたどつたというのが今日の事態であります。

○武蔵(山)委員 主税局長、税制調査会長は、グリーンカードは三年間延期となつたけれども、五十九年度に利子配当課税の適正化のための暫定措置を講じて総合課税化を図る考えを持つておる、こういうことを彼は表明してゐます。税を担当する最高の責任者として、主税局長は、この税制調査会長の見解に対して賛意を表するの、時期尚早と考えるのか、与党の圧力がこわいから私は何も言わぬと言ふのか、あなたの態度を聞かせてください。

○梅澤 政府委員 利子配当課税の今後の問題につきましては、ただいま大蔵大臣から御答弁があつたところでございますが、若干私から補足させていただきます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案が閣議決定されましたことしの二月四日に大蔵大臣から閣議で御発言がございまして、税制調査会からの御指摘もあつたところであるが、今回の措置、つまりグリーンカードの三年凍結の措置でございますが、これによつて適正公平な利子配当課税の実現という政府の基本方針はいささかも変わるものでないことは申すまでもない、今後適正公平な利子配当課税のあり方については早い機会に税制調査会で検討をしていただくこととしたいという御発言がございまして、先ほど大臣がお述べになりましたような経緯をたどりまして、昨日の税制調査会の総会で利子配当課税に関する小委員会

の設置が決められたわけでございます。

〔委員長退席、中村(正三郎)委員長代理着席〕

税制当局といたしまして、きのうの総会でも申し上げたところでございますが、三年間延期あるいは凍結ということとは、三年間手をこまねいてゐるということではございませんで、これは制度の仕組み方によりましては、国税庁執行当局の準備期間に一年以上かかるわけでございます。つまり、グリーンカードを提案いたしましたときにも実施までに三年間の期間を設けたというのは、そういうこともあるわけでございます。したがつて、今後の利子配当課税のあり方について、税制調査会で御議論をいただくにいたしまして、三年間の凍結期間を経て円滑に新しい制度なら制度に移行するためには、ことしの秋にでも結論をいただかなければならないというお願いをしてございます。

そこで、今後税制調査会でどういう方向で御議論になるかということでございますが、これは、私ももといたしましては税制調査会の今後の御議論を待つばかりであるわけでございますけれども、従来、税制調査会は、この利子配当課税につきましては四十年代以降総合課税の方向で検討を進めてこられたわけでございます。したがつて、今後従来の総合課税を指すという税制調査会の経緯も踏まえて、当然その延長上で作業が行われるものと私もは考えておるわけでございまして、具体的にどういふ結論をいただけるのか、いましばらく税制調査会の今後の小委員会での御議論を私も注目してまいりたいと考えておるわけでございます。

○武蔵(山)委員 大蔵大臣、税というのは国民にとつては犠牲であります。したがつて、その犠牲はあくまでも公平、平等でなきゃいけませんね、税というのは、ところが、まだ日本の税制というのは、国際的に比較してみると非常にこぼこで不公平で犠牲が平等化されてない、そういう面が多々あるわけであります。

そういうものを、たとえばいまの総合課税の問題もそうであります、これから論じようとする申告制度のあり方の問題もそうであります、そういう問題をきつと整理しないで大衆課税、大型間接税、そんなことを持ち出して、国民はこれは納得しませんよ。やはり犠牲の平等化というものを先にだつとやつておいてからでなければ、新たな大増税なんということを合意されるはずがないのであります。

そういう意味で、私は、いま正木さんが当面の減税の与野党合意の問題を取り上げたから、大臣の頭の中もそれがまだ新鮮ですから、少し質問順序を変えて、その税の問題に先入つてみたいと思ふのであります。きょうは、財政再建の大きなグローバルな問題だけを政治家として竹下先輩とやろうと思つたのであります、たまたまいま正木さんが税の問題で、所得税減税どうしてくれるのかということの議論を聞いておりました、隔靴掻痒の感がするので、これはやはりもうちょっと話を詰めなきゃいかぬな、こう感じたわけなのであります。

そこで、税の問題にちょっと入つてみたいのであります、そのあらゆる不公平やあるいは不備な点、先進国家としてあるべき税制になつていない点、そういう点を徹底的に速やかに直すべきだ。それをいまこの国会で直すこととすのであります。私は、私はたくさんあると思ふのです。だから、一兆円の所得減税の財源を本気で官僚群と大蔵大臣の腹合わせが本当にできて、これは政治的な決定だから何が何でもやらねばならぬのだ、この大臣の号令を官僚が抵抗しないで受け入れるのなら、やろうと思へば私は減税なんというものはへのかつぱだと思ふのです。問題は、主税局長以下主税局の諸君が、減税なんかいまやる時期でない、こんなに借金抱えて赤字公債発行してゐるときに減税どころか、こういう気持ちで主税局長以下諸君の中にあるから先へ進まぬのです。そこを、大臣がやはりそれらの官僚のトップレベルの諸君とひざを交えてじっくりや

て、この政治的決定を踏みにじったらどういふことになるか、政治に対する不信あるいはサラリーマンはもう減税があるものという前提で物を考え、賃上げも四〇%そこそこであるという。政府の雇用者所得の見直しは、閣議決定で大蔵大臣も参加して決めた五十八年の経済見直しと経済運営の基本的態度では、雇用者所得はこし六・六%伸びるとの見通しなんです。それが五%そこそこで大労働組合がまんをしようとしているのは、一兆円減税があるという与党・政府の譲歩というものを労働組合の幹部が高く評価しているから、賃上げもこの辺でうまくまとまると私は思うのです。心理的にそういう作業がかなり働いているのです。

〔中村（正三郎）委員長代理退席、委員長着席〕

それを、財源が見当たらなかったから、財源を見つける努力が時期的に間に合わなかったから与野党合意は実行できませんでは、政治に対する不信はますますつづり、政治家は一体何をしているのか、官僚政治なのか本場の民主政治なのか。議会の決定は最高の決定であります。これは、アメリカを見て、ドイツを見て、イギリスを見て、議会の決定に対して官僚がとやかくいってそれを踏みにじるなんという議會制民主主義の国はありませんよ。私は、そこが大変重要だと思うのです。労働四団体があれば希望して、そうして政府もそれに、よし、応じてやろうという決断をしたら、がむしやにこし間に合うような方策を考えるのが先決だと思うのです。

方策はありますよ。そんなに基本的な法律を直すまでも一兆円の金を出すことはそうむずかしいのであります。たとえば、具体的に、いま日本の所得税法百二十条第一項は、所得があったと思つた申告しなさいとなっているんですよ。所得がないものは申告しなさいというんですよ。主税局長、それ確認してください。

○梅澤政府委員 ただいま委員が御指摘になります

した点は基本的にはそのとおりでございます。わが国の所得税におきましては、確定申告の時期に納税義務者が所得計算をいたしまして、その結果、所得税法に照らし合わせて納めるべき税額がある人が申告義務を負うということになっております。

○武蔵（山）委員 大蔵大臣、いまのように所得税法百二十条は、自分で所得計算して、私は所得がなかったと思えば、申告しなくてもいい制度なんですね。収入じゃないのです。だから、収入が仮に一億あった、たとえば夜の商売で年間一億収入があった、しかし私はみんなそれは毛皮のコートを買っちゃったり車を買っちゃったり、いろいろ使っちゃって、貯金なんかないわ、だから税務署へ行かなくともいいんだらうと思つたから申告しなかつたと言へば、それでいいわけでしょう。そういう人が相当いるのですよ。

きょうは国税庁来ていますか。——来ていない。いま個人事業者の数が、ちよつと資料が古いけれど、二年ぐらゐ前の私が質問したときの資料では、個人事業者をやっている人が七百万件ぐらゐある。いまもつと上かもしれない。そのうち税務署へ申告書を提出している人は、農業を除いても、二百万ぐらゐしかなくなつた、二年前に。いまも大体その辺の数字じゃないかと思うのです。主税局長、わかつたらちよつと答えてみてください。

○梅澤政府委員 いま手元に五十六年分の実績の資料があるわけでございますが、農業所得者が、所得者数が百四十一万人、そのうち納税している人が十七万人、それから農業以外の事業所得者、これはいわゆる営業とその他の事業所得者全部含まれますが、所得者の数が六百九十八万人、納税者の数が二百六十四万人でございます。

○武蔵（山）委員 大蔵大臣、いまの数字で御案内のように、農業を除いて六百九十万件、そのうち二百六十万件しか申告してない。というのは半分は申告してないわけですね。

では、本当に半分の人はいくら所得がなくて申告してないのでしょうか。所得と収入の色分けが

できない人もいっぱいいると思うのです。普通の素人は所得と収入というのをわからない。貯金でもあつて、もうかつたら所得だ、貯金がなくて金が残つてなければ所得はなかつたと思うという素人がいっぱいいるわけですね。そういう人は申告しなくともいいのです。たまたまつたかまつたものに重加算税、延滞金を取られるだけで、罰則はきもないのであります。ところが、アメリカやイギリスやドイツは収入によつて申告する義務になっているのです。どういふ事業は一年間何千万円以上あるのは何百万円以上収入があつたら、それはもうけがあるうがなかるうが税務署へ申告するという法律になっている。そこが日本と大変違う。

税制の面では、日本は先進国の足並みにそろえてないんだ。これは、私は大変な法治国家として不備な税法だと思つて、この百二十条一項は、これをもう収入基準に直して一応申告させたら、どこにどういふ商売があるというのには税務署は全部わかる。皆それが赤字で出ていても調査しやすい。恐らく赤字でなくて申告が出てくる金額が相当ある。

国税庁をやめた元国税審判所の審判官が本を出した。その本を読むと、これを直しただけで、これはちよつと大げさかもしるぬが二兆二千億ぐらゐの税収になると書いてあるんですよ。話半分にしても一兆円は出るね。これは一条変えればいいんだ。そんなに大議論して、そんなに徹夜時間かかる話じゃないんじゃないでしょうか。そういうことをなげやろうとしないのか。そういうことをきこつとやれば、一兆円の所得税減税の与野党合意やりますよと簡単に答えが出来るんじゃないですか。総合課税にはまるまる一年半か二年の準備が必要かもしれないが、しかし、これだつて支払い調書を全部書いて出すようにさせれば、脱漏が少々あつたにしろかなり捕捉できますよ。あるいはまた、政令で直すことのできるものもかなりまだありますね、洗いざらい全部一応検討すれば、そういうようなことを政府自身や

ろうとしないで大型間接税に飛んでいってしまうというような発想はいただけない。とにかく犠牲の平等を徹底的にやってもらいたい。

大臣、サラリーマンは一〇〇%全部わかつたやうに思ふんです。全く一円のごまかしもできないのですよ。サラリーマンはそれと比べてください。私が租税正義の実現と言ふのはそれなんです。ですから、この百二十条の検討は速やかにしてもらいたいのですが、大臣の御見解いかがでございますか。

○梅澤政府委員 先ほど来委員が御指摘になっておりますとおり、わが国の現在の所得税の申告義務の制度は、非常に厳格な所得基準によつていふわけでございまして、先ほど御指摘になりましたように、たとえばアメリカでございまして、グロスインカムと申しますか、委員が御指摘になりました総収入に近い基準で申告をする義務がございまして。ただ、ヨーロッパはすべて総収入申告でございますが、これは控除前でございますので、わが国ほど厳格ではない。かなり義務の範囲が広いことは事実でございます。フランスの場合は、これは所得基準でございますが、そのほかに外形基準といひますか、たとえば別荘を持っている人とか召使を何人以上持つてゐる人とか、そういう外形基準で、所得があるうとなかるうと必ず税務当局に申告しなければならぬというふうに義務の範囲を広げております。

この点につきましては、従前もこの委員会でご報告申し上げておりますように、昨年の税制調査会の中に申告納税制度の特別部会を設置していただきまして、現在、東京大学の金子教授が部長として、この作業を進めていただいております。この作業も、私どもの希望をいたしましてはことしの秋あたりには御結論をいただいて、申告水準の向上のために所得税制度、法人税の制度、見直すべき点は見直すというふうな御結論をいただきたいと思つておるわけでございまして、現在その検討作業の中で、いま委員が御指摘になりました

総収入申告制も含めまして、そういう申告義務基準のような問題についても検討いただき、御結論をいただけるものと考えておるわけでございます。

ただ、若干補足して申し上げたいわけでございますけれども、私どもは、この問題につきましては、先ほど来御指摘になりますように、特に給与所得者との関連での税負担の公平という観点から、制度面でこれを補強するという観点からこの作業を進めておるわけでございます。また、現実に国税の執行の実態を見ましても、調査の結果、本来申告すべき人が申告漏れがあるという実態もあるわけでございます。したがって、制度面でこれを補強し、可及的に制度を公平なものにしたいということで鋭意作業を進めておるわけでございますが、ただ、これが具体的にどれだけの増収効果が生ずるのか、これはまた別問題でございまして、そういう増収効果を期待しつつこの制度を検討して、それが、いまま議論になっております各種の財源問題と直ちに結びつけられるかどうかについては、私どもは余り確信が持てないわけでございます。

○武蔵(山)委員 主税局長がそんな答弁しているようでは日本の財政再建なんかできない。そういうことをきくと踏まえない限り大型間接税なんというのは絶対通らぬという認識がないから、そういうことを答えている。早く安易に取れる消費税をやろうという頭があるからだ、主税局長。あなた、この制度を、アメリカは最も租税正義を実現している国ですよ、していない国を例にするんじゃないんで、より正義の実現する正しい税法の国をまねする方がいいじゃないですか。どうなんですか、もう一回。

○梅澤政府委員 ただいまの答弁不十分でございまして、私は、委員がおっしゃることをそのまま受け取って、その方向で作業を進めておる。租税正義を実現し税負担の公平を実現するために、なるべくきちんとした制度を早くつくるといいう方向で努力をしておることは申し上げておる

わけでございます。
○武蔵(山)委員 それなら了解です。大いに奮闘努力してください。

それから、先ほど竹下大蔵大臣、いまの三・四という政府の経済成長見通し程度は、もう高度成長のときと違うんだから、これでも世界的に比較するとい成長なんだ。そこで、そういう安定低成長路線というもので税収をはじくとどういうことになるのか。その場合に、どうしても要調整額、不足額がこれだけ出るんだ、そういう見通しを、今回一月に出された大蔵省のこの試算では、成長率はまだ三%内外の成長率じゃない見通しでこれをやっているのかどうか。これよりちょっと高いと思うんですね。

企画庁来ていますか。OECDが、昨日新聞報道によると、ことしのOECDの平均成長率は二%だ。アメリカが非常に下期はいいい。アメリカは五%ぐらいの成長率になるかもしれない。そういう見通しの中で日本の見通しを三・二五、来年度は三・五、アメリカは来年度四・二五、西独が一・七五、ヨーロッパが一・七五、そうしてOECD全体としては来年は三、ことしは二、この程度の成長が見込まれると、従来の見通しよりかなり上方修正をしておりますね。こういう世界経済全体の見通しについて、日本の政府、企画庁としては、これは当たらずとも遠からずの見通しと受けとめているのか、少し甘いと見ているのか。

それから第二点目は、福田黄門がときどき世界恐慌論の昭和初期の話をあちこちで演説をするのでありますが、この福田元総理がよく主張していたような世界恐慌的な現象はもはや到来しないので済む、そういう軌道に世界資本主義は乗ったと考えるのか、その辺、企画庁としてはどういう分析に立っているのか、ちょっと見解を聞かしてくだ

さい。
○海野説明員 第一問でございしますが、OECDの見通し、これまで第二次石油ショック後、OECDの見通しは毎年十二月と七月に行われまうが、その都度下方修正をするという経緯をたど

つてきておりましたが、今回に限りまして初めて七月が正式な発表でございまして、現在ちょうど短期経済専門家会議というのをOECDの事務局内でやっておりまして、これが来月行われます閣僚理事会に上がっていくわけでございまして、まだ最終的な見通しではございせんけれども、先生先ほど御指摘のような上方修正をするという形になっておるわけでございまして、いわば第二次石油ショック後初めてと言っているほど見通しの上方修正をしておることでございます。

私どもは、もともと昨年の十二月段階では、かつて何回となく下方修正をされてきておりましたので、OECDの事務局の見通しに対して多少懸念を持っておりますけれども、その後一月以降の世界経済の動向を見てみますと、アメリカの経済がかなりのテンポで回復局面に入っており、それから西ドイツが、少し回復がおくれるのではないかとこのように思っております。意外に早く回復局面に入っており、このように、世界の中で日本を除きまして二大経済国が意外に早目に回復に入っており、ことし、三%程度という来年度の見通し、それから今年は一%弱というふうにも聞いておりますけれども、一応上方修正ということとは実現の可能性としてはあり得るというふうにも思っておりますし、それから、アメリカ政府自身も私どもが考えておる以上に強気になってきておることでもありますので、私どもは非常に明るい材料として受け取っております。ことし、この実現の可能性については意外に明るいのではないかとこのように思っております。

それから、第二問でございしますが、そういうことで結論的に申し上げますと、もはや恐慌状態に陥ることはないであろうというふうに思っております。と申しますのは、いま申し上げましたように、上方修正を各国が始めておること、それから、オイルショックを受けた後三年後に至りまして逆に石油価格が低下してきておる

ということ、これまで石油ショックによって受けた痛手を逆に石油価格が低下することによっていやすことができるというふうな状況、それから世界各国が、何と申しまして、サミットを初めOECD、IMFその他の国際会議の場におきまして、それぞれ世界経済活性化のためにお互いの自我を捨てて協力し合うという体制ができてきておりますので、かつてのようないわば経済のブロック化を通じて各国が孤立していくというふうなことはならないということで、そういう意味では、昭和初期のような恐慌状態は起こらないというふうに考えております。

ただ、御存じのように、アメリカという国が世界経済において非常に大きな影響力を持っておりますが、この国が、いろいろな財政赤字の問題あるいは新しい金融調節方式といったようなやり方の結果として高金利が続いておること、ことし、ヨーロッパの国々あるいは日本がその影響を受けておること、この高金利の問題については、もっと国際会議の場で議論するべきであるというふうに考えております。

○武蔵(山)委員 もう一つ、経済審議会がいよいよ長期経済展望の作成に入る。今度の場合、中曾根総理の希望もあって六十五年まで八年間、かなり長い期間を想定して長期経済計画を出そうと。中曾根さんは計画という言葉は余り好きじゃないというので長期経済展望という言葉になるようでありまして、この柱が大体新聞に報道されております。

これによると、成長率を、この八年間を平均して大体四%程度という数字で押さえていこう。これではいまいと、これからの八年間の成長率を四%と仮定いたしますと、いままで大蔵省が出したA、B、C案の試算、これの積算の根拠とはかなり違いがあるのかどうか、主税局長。

○梅澤政府委員 今国会に中期の試算として提出いたしまして、そのときに税収を推計しておるわけでございます。そのときには、この一月に出さ

れました経済審議会の審議経過報告では、経済成長率、実質で平均三%ないし四%、名目が五%ないし七%という数字が示されておりまして、税収の見積りもに当たりましては名目成長率を採用いたすものでございまして、この五%ないし七%の中央値六%をとりまして試算を示しておるわけでございまして。

実質成長率を一体何%と想定するのとかいうことと、その場合のデフレターをどうするか。先ほど申しましたように、税収の見積りもに当たりましては名目成長率の問題でございまして、この経過報告で示されております実質の上の方四%をとりまして、それに見合う名目成長率が七%であるという想定に立つて計算をいたしますと、税収と仮に置きまして、つまり名目成長率が前回お示ししました中期試算よりも一%ポイント上にあるという想定に立つて計算をいたしますと、税収で、五十九年度で約三千五百億円、六十年で約七千六百億円、六十一年で約一兆二千三百億円の増収と申しますか、六%の試算よりも大きい数字が出てまいるといふこととでございます。

○武蔵(山)委員 わかりました。

そこで、いずれにしても、時間がないので論争ができないのでありますが、大蔵大臣、大蔵省の出したこのA、B、Cの三つの試算ですね、これを私がいま昭和六十五年までと計算をしてみても、六十五年に仮に赤字公債がゼロになる、こういう試算で計算をしても、昭和六十五年の公債増収が百七十五兆一千億円、利息だけで十兆円を超えるわけで、赤字公債を仮に六十五年にゼロにすると、一年間一兆円ずつ減らしたとしても百七十五兆円たまってしまふ。その後百七十五兆にまた建設公債が六兆三千七百億円オンされていくわけですね。ですから、建設国債をいつごろゼロにするか、それによって国債累積のトータルが出るわけでありまして、大蔵大臣の感觸としては、建設国債というのはどういう条件でどうなつたらゼロにできる、あるいはこれはゼロにしないで、やはり財政運営上建設公債というはずと続けたいんだ、六十年間で償還するんだから、六十

年間ずっと続けて後の六十年間、百二十年間はずっと公債政策を続けるのだと考えるのか。建設公債について、仮に昭和六十五年にゼロにした場合、その後の建設公債についての取り扱いはどういう考え方を持つのが大体至当だと考えるのか、これはほんの感觸でありまして、まだきつとしたことは言えないが、大臣はどう考えますか。

○竹下(国務大臣) いま、いみじくも御質問の中でも大体の感觸、こうおっしゃっていただいたわけでありまして、赤字国債脱却のめど、これが一つの期を画する時期となつて、そして総体的には、これは赤字国債、建設国債に限らず公債依存度を引き下げていかなければならぬ。それにつきましては、財政審等では一〇%というような数値が一応示されておるわけでございましてけれども、その目標にどういふふうな状態の中において達成できるかというところは、これからいましばらく検討の時間をいただかなきゃならぬのかな、こう思っております。率直に言つて歯切の悪い話であります。まあ仮に一〇%というものを目標値として置いて、それにどれぐらいの期間を要するかどうかということについては、直ちにお答えするだけの準備が今日ございません。

○武蔵(山)委員 企画庁は、大体内成長率実質四%ぐらい、物価は三%から二・五%ぐらいのところを目安にしてこれから経済審議会でもやろうというのですね。そういう数字がもたらしてまいりますと、財政再建の大体のターゲットもある程度考えられる。

そこで、大蔵省は、二十二日、財政改革プログラムの柱となる赤字国債脱却の目標年次を昭和六十五年に設定し、こういう新聞記事が出ました。そうすると、六十五年で赤字公債脱却というの、大蔵試算では試算Cですね。試算Cでいくという方針は大蔵大臣として腹固めしたのですか。これは、一官僚のしゃべつたのが新聞に報道されたのですか。この三案ありますよという、国会にはどれということをもいつも腹を決めないで、さあ皆さん勝手にこれで議論するという資料しか

なつてなかつたのですが、C案でいく、こういう方針を大蔵大臣は腹固めできたのですか。その辺をひとつお聞かせ願ひたい。

○竹下(国務大臣) いままで国会でお答えしておることは、いま武蔵委員御指摘のとおり七、五、三をお示ししましたが、三と言へばいささか短過ぎる。ある意味において五年ないし十年という表現も、本会議でしか総理も使われたこともございまして、一応先進諸国の例を見れば大体七年計画ぐらいがおおむねリミットだといふようなことから、七と五と三を出したわけでありまして。

それと、もう一つお答えしておりますのは、経済審議会の一つの目標年次というものが、その中に果たす財政の役割というものを考えれば、やはり大いに念頭にあらべき数値であるという意味においては、この間来私も報道を見ながら、そういうことでこれから本場に検討を加えていかなきゃいかなと思つておるところであります。大蔵省として、その年度を確定したという段階にまではまだ至つておらないというのが実情でございます。

○武蔵(山)委員 そうすると、まだ六十五年度を脱却のめどにするという腹構えは全然できていない。では、もっと早くできるという確信、見通しがおありなんですか。そこらはどうなんですか。

○竹下(国務大臣) 一応私は五、七年ということもまあ言つてみたことがあるわけでございすけれども、この六十五年という数値が経済審議会の今後の議論の中で大いに念頭に置いて議論されるべきものであるという前提に立てば、その中で果たすべき財政の役割り等を検討した中で、おのずから出るような努力をしていかなきゃならぬ。だから、それよりも極端に縮まるだけの自信があるかと言われれば、その自信は残念ながら持っておりませんと言わざるを得ないのかなと思つております。

があるのです。あれは福田さんが大蔵大臣のときですかね、ドイツの例を少し勉強して、いまの単年度主義というの、歳入が、ばんと自然増収があつたときにその金をしまつておけない、それを全部使つてしまふという発想になる、だから、その年その年の収支をとにかく合わせていこうという発想にならぬ。いまはちよつと必要ないけれども、いまないときに考へておかなければいかなぬのじゃないか。

たとえば、いまの国債総額の一・六%を国債整理基金に入れたら、あるいは剰余金の二分の一を償還財源にためておくとか、そういう規定はあるけれども、いまの単年度主義という制度の中で、こんなにできた借金を将来とにかへ返済していく場合に、いまの財政制度だけで一体処理しきれぬのだから、かつてのような高度経済成長はないにしても、当然、出た自然増収というものを国債減額に充てていく。将来は、たくさん出たときには積み立てておいて、それを五年なら五年の間にならして活用ができるというふうな制度、そういうものまで同時にいま検討しておいた方が財政運営がうまくいく時期にぶつかつてくるだろう、そういう感じがあるのではありませんか、その辺については、専門家の方は、そういう検討は一切していない、いまのまま、その場その場で、年間年間その場限りやつていけばいいのだ、足りなければ借金、そういうことでやりくりだな、その日暮らしたな、こういう財政でいいのですか。そこらをちよつと聞かしてください。

○窪田(政府委員) 戦後、国債発行に踏み切りました初期に、財政制度審議会が今後の財政の運営のあり方を答申をいただいております。私は、その答申がいまも生きていふと思つてございまして、財政法の健全財政の原則はやっぱり原則で、一日も早くこの原則に返りたいと思つております。しかし、その答申にもありますように、国債発行下においては、国債の伸縮と申しますか、景気

の悪いときには若干ふやす、いいときには税収でなるべく国債を返していくということによって、年度間の調整をまずやるべきだということが指摘されております。過去の十年年の財政政策を反省してみまして、若干、そういう経済成長のトレンドからはみ出したような伸び率の国債発行をしたために、現在のような状況になっておりまして、この状況下では、御指摘のようなやりくりもせざるを得ないのが実情でございますが、しかし、これは本来の姿ではございまして、こういうやりくりをしながら一日も早くもとの姿に返るべきだ、御指摘のような原則に返りたいというふうに考えているわけでございます。

○武蔵(山)委員 いや、窪田さん、いま私はそういうことを聞いたのじゃないですよ。単年度主義という制約の中で、これからずっと長期の将来まで考えると、何か制度的なものを法的にきちっとしておいた方がいいのじゃないのか。たとえば西ドイツの場合は、あれは経済安定法だったかな、財政安定法だったかな、そういうもので、五年ぐらいのサイクルでいろいろやりくりできる仕組みができていたわけですね。だから、景気がばつとよくなったときの自然増があったときにはちゃんとためておけるとか、ところが、単年度主義だと入るをはかって出るを制する、とにかくつじつまを合わせればいいという発想ですから、そこをいまから幾らか検討しておかぬといかぬのではないかな、こういう提言をしているわけなんです。だから、そういう必要はない、いまの制度で十分やれますよという意見なのかどうかを聞いています。

○窪田政府委員 理論的には、おっしゃるような仕組みを考えなければならぬと思うのでございますが、ただ、財政の現状からいいますと、ちよつと余りにもそれは当面の必要から遠いと言つてはあれですが、いま、とにかく赤字国債を減らして財政法の原則に戻るといふ努力をしているわけでございます。制度論としての御指摘でございますと、そういう仕組みをつくり、単年度単年度で財政を考えるのではなくて、やや長期的に考える、それを仕組むにもそういう仕組みができていくということが理想であらうと思つて、先へ進みましよう。最後です、もうあと十分です。

○武蔵(山)委員 その議論はさておいて、先へ進みましよう。最後です、もうあと十分です。大蔵大臣、結局、来年度の要調整額が、C案で仮にいった場合、六十五年度脱却という案で考えた場合四兆一千六百億円、その翌年が六兆三千七百億円、その次が七兆六千四百億円、いまの考え方で延ばしていくとそういうことになるというのがこのC案ですね。この四兆一千六百億円、まず来年度予算です、うまいやうにやりくりしてこの四兆一千六百億円がえは歳出の削減で増税なき財政再建という土光天皇の一言があるわけですから、恐らくもう一年ぐらひは増税しないでやるのでしようね。そうなる、この四兆一千六百億円をどうやって埋めるのかの名案をちよつとここで説明してください。これはだれですか、大蔵大臣ですか。

○窪田政府委員 いまここですでにお話しできる状況ならばそう苦勞はしないわけでございます。四月四日に予算を成立させていたでいて、すぐ翌日に私も主計官会議を開きまして、もうこのまま、いまの仕組みのままですべて、もうこの境界に近づいていくから、今度はその仕組みのものにメスを入れていく、それには要求があつてからでは遅過ぎるので、もうきょうから勉強を始めて、こういう申し合わせをしたわけでございます。いま、まだ勉強し始めたところでございます。いま、現在の段階で、こういうふうになりたいというところまでちよつと申し上げられない状況でございます。

○武蔵(山)委員 しかし窪田さん、とにかく四兆一千六百億円の要調整額のうち、行政改革で減らせる限界というものはおのずから本職ならわかるわね。一兆五千億円の歳出削減は無理でしようね。ことしの予算よりも一兆五千億円、現予算をむだを省けるかどうか、どのくらいなら省けるといふ、ややの感じを本職として持ちますか。これをうまく答えれば、あなた、主計局長になれる。○窪田政府委員 節約とおっしゃいましたけれども、節約対象経費は一兆円ぐらひしかございませうから、五十七年度の年度途中の節約一〇%というかつてない高い率でやりましても、七百五十億にとどまったわけでございます。ですから、既存の方法の節約ということではやはりむずかしいと思つて、そこで、どうしてもいまの補助金制度とか負担制度あるいは国と地方の関係をどうするか、そういった大きな仕組みそのものを見直していけば、これはできないと断定することはできないのではないかと思つております。

○武蔵(山)委員 しかし、補助金をばたばた切るといふことになった場合でも、がまんの経済だ、がまんの哲学だと言つけれども、がまんさせられる順序、優先度、だれからがまんするのかという問題、これが大変なんです。まず七十歳以上の老年寄りが医療を有料化され、学校給食の牛乳補助金がことし切られた。来年は教科書もぶつ切られた。そうすると、切られていくやつと切られないやつ、アンバランスが大変目につくのです。産業補助金、商工会議所の補助金、利子補給、中央電力研究所の補助金とか自動車研究所の補助金なんというものはぶつ切ったのかな、もし切つなければそういうのをどうするか、どうも補助金を切るところが均衡がとれていないのだよ。それをだれが決めるかという、いまのところ財界が決めているわけですよ、土光さんのところが、あれを切れこれを切れ。それに抵抗すれば出世できないから、官僚はびびっちゃうわけですよ。いまのやり方が、それが国民の目に余りにも歴然と見えているのです。そこをどう公平、公正にやるかということ、やはり何かちよつとした機関がないとなかなかできないのじゃないかなと思つて、これは窪田さんだつてあるいは主税局長だつて、やがて出世したいわな。やめた後、輸出入銀行の総裁になれるか、日銀の副総裁になれるか、いろいろ考えると、役人も、やはり多数党権力に気がねしちゃつて、国の財政をおれが間違ひなく運営するんだという毅然とした、腰の据わった魂はなかなか持てないんだ。それを持てたらいいんですよ。みづからの将来の出世なんというのはどうでもいい、国家国民のためにはおれは命がけでこの線は譲らぬぞと、そして公正、公平な、ぶつ切るところを決めてくれるなら、私は窪田さんに任せてもいいのだけれども、どうも、いまの役人は腰抜けが多くて、少し圧力が加わるとふらふらととへ戻つてだめになっちゃうんだ。これではだめだね。

だから、そういう点をもう少し、国民から信頼できる削り方をやらぬといかぬな。まあ、やや削れるのが一兆円だ。それでまた三兆円足りない。もう競馬会ももつてきた。電電公社なんかはこれ以上だめですよ。持つてくるどころかというのは大体もうなくなつちやう。そうかといつて、財界の円高差益を税金で取ろうとか、石油の値下げの分を税金でいだと云つたつて、これは財界がうんと言わぬ。あるいは、いまの財界に出ていろいろな特別措置の問題だつて、あるいは特別措置法にない問題だつて、八百五十万以上所得があれば四二%の中小企業と、百億、五百億、一千億の利益のある会社も四二%の法人税なんというの、どう見たつて公平じゃないよ。ただ、そういう制度でどうなつていくし、大会社がうんともうけているのは資本が大きいからもうかるのはあたりまえで、それに税金をよけい取れば働く意思はなくなつちやうとか生産性が上がらぬとかと、へ理屈をすぐ言ひ出すけれども、中小企業は八百五十万以上利益が出れば四二%で、五百億も一千億も四二%という同じ税率なんというのはおかしいですよ。これは、やはり担税能力のあるところから税金を取るといふ趣旨からいっておかしい。公平、公正という立場から見てもおかしい。しか

し、それをいじれないんだ、いま財界の圧力が強くて。日本をいま動かしているのは財界なんだよ。国民じゃないんだ。民主主義というのは名ばかりなんだよ。このところをもうちょっときちんとしてもらわねと、この足りない三兆円を大型間接税で埋めようとか、その次の六兆三千億円も大型間接税で埋めようなんて言たって、それはだめだよ。それはやはり、さっき言ったように犠牲の平等ということを引きちんとやっけてからでないと先へ進まぬね。

そういう公平、平等にいま指摘されている税制がきちんと直るなら、私たちは、それはこういうわけだと国民に訴えれば、いまの情報化の社会で、国民だってわかってくれると思うよ。そのかわり、国民が納得してくれるような段階をきちんとしなければだめ。それはどうですか。やる意思がありますか。それを不退転の努力をもってやってみようか決意するかね。これはだれですか。大蔵大臣ですか。大蔵大臣が決意しないことには、役人はどうにもならぬね。早稲田の大先輩、大変失礼なことを聞いて申しわけないけれども、ひとつきちんと答えてください。

○竹下国務大臣 まあ御意見をきいての御質問でございますが、政策選択の問題というのは、よって立つ政党政治である限りにおいて、その政党の考え方の基盤、いろいろな問題があるかと思うのであります。しかしながら、その政策選択自体も、国民の大方の納得を得られるようなものであらねばならぬ。したがって、いわゆる機構としての大蔵省というような、機構の中の仕事というのは、私は多数党の権力におもねるなどということはないと思っております。だって、いつでも政権交代があり得るわけでございますから、議会制民主主義の本来の姿から言えば、したがって、そういうことは厳然と貫く一つの官僚機構の伝統とも言えるものかな、役人をしたことはございませんで、そんな感じを持っております。

それから、いわゆる負担の公平という問題でございますが、国民全体の納税意識というようなもの

のに対して、これはわが国は他の諸国に比べて決して低いと思っております。むしろ、税に対する義務意識というものはそれなりにかなり高い国民である。しかしながら、個々の場合においては不公平感というものがその意識そのものを阻害しておるといふ大きな要因になっておりますだけに、その不公平感をぬぐい去るための努力というものは、これは毎日眺めていなければならぬ問題であるというふうに私も理解をいたしておるところであります。

したがって、いろいろな政策選択の問題についていろいろな財源が必要の場合、まず国民の納得を得るためには、個々の立場からしてある種的不公平感というものがなくなる、そういう努力があつて、初めて新しい負担というものが許容できるものであるという基本認識は私も全く一致しておりますので、そのような議論を率々服膺して財政運営の衝に当たらなければならぬという自覚を持っております。

○武蔵(山)委員 時間でありまますからやめますが、きょうの質疑を通じて感じました。結局、われわれ野党は要求の表明、不満の表明にとどまらなかつた。官僚の発想をきくことができない、問題は議会制民主主義だから政権をとってこい、武蔵山治がとつてくれれば何でもやるじゃないかという大蔵大臣のいふのを私の肝に銘じて、社会党も強大になり、やがて野党連合で政権をとつて公平な税制をつくる以外にないのかな、そんな感じもきょうは抱きました。

わずか一時間の質問でありまます、これから大いに政権交代のできる勢力結集のために奮闘しようという決意を新たに、私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○森委員長 午後一時二十分より委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時二十九分開議

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。堀島雄君。

○堀島委員 財源確保法の最終的な質問に入るわけでありますけれども、このような法律というものは、私も長年大蔵委員会で法律案の審議をしてまいりましたけれども、かつて例を見ない法案だと思つておりました。

それは、私は、大蔵省という役所は少なくともいろいろな点で合理性をベースにしておる役所だといふふうに思つてきたのですけれども、その合理性があるからそれなりの権威が認められてきておつた、こう私は思つたのであります。この財源法という法律を見ますと、合理性もなければ一つの哲学もなければ、言うなれば、何かもう本当に困つたので、そこにあるものは手当たり次第集めて財源にするという、そういう意味では、大蔵省の歴史上にも、将来から振り返つてみて大変な汚点を残す法案だな、私はこういう感じがしてならないのでありますけれども、大蔵大臣は、この財源確保法というのはどういうふうな法律だとお考えになりますか。

○竹下国務大臣 いわゆる財源確保法、これにつきましては種々な議論がございました。

一つ一つを正確に一本一本の法律として国会で御審議をすべきものではないかと、あるいは従来とも、法律そのものが千五百五十一でございませうか、大変にございませうので、むしろある種の軌を一にした性質を同じくするものを一緒に出すべきだ、こういう議論もございました。したがって、今回は、言つてみれば後者の議論に基づきまして、いわばまとめて提出して御審議をいたしたく、こういう手法をとつたわけでございます。大筋で申しますならば、まさに読んで字のごとく、財源を今年度単年度についてこれを調達するための手段として御審議をお願いしておるということであらうかと思ひます。

○堀島委員 私は、法律を一本にしたからおかしいとか、実はそういうことを伺っているつもりはないのです。

この法案の中には、いまの財政状況から見て特例債を出さなければやらない、特例債を出さなければ、これは私はそれなりに評価をしておるわけですが、本来、安易にいけば、一回特例債を出して後は政令の範囲でやるといふいろいろなことが考えられるのでありますけれども、大蔵省も特例債については歯どめをかけようという気持ちでこういう法律を毎年出すということは、私はそれなりに評価はしております。要するに、一・六％の繰り入れは、これは政策選択の問題でありますからそれはそれなりに、私どもは私どもの立場があるけれども、大蔵省は大蔵省の立場があるだろうということ、この二つは私はそれなりに理解をするのですが、後のそこらじゅうから寄せ集めてくる物の考え方を伺つておるわけですか。

特に、いまの自賠責保険というものは、大体これは自賠責に入つておる人たちがみずから集めたものの運用益でありますから、そこから借りるのは、それはそれで仕方ない場合もあるでしょう。しかし、どうもはつきりしていないのは、そういう国民がある一つの目的のためにリザーブをされておるものを政府が横から持つていつてしまつて、そして保有の会計の方に赤字が出たら、それは値上げをしますよということもあり得るような答弁が行われておるうちに私は聞いておるのではありませんけれども、こういうことは全く合理性がないことで、だから借りるのはよろしい、返せばよろしい。この前の決算調整資金で二兆二千五百億借りた、これは返す。返すことはいいのです。その返し方の中身がちよと常軌を逸しておるなという感じがするものですから、それが合理性がないという意味でお尋ねをしておるわけですか。

だから、その意味で、一体この法律というものは、まあ背に腹はかえられないと言へばそれまでもしれません、不十分ながらももう少し合理性をどこかに立てなければいかぬことではないか、こう思うのですが、大臣はいかがでしよう

か。

○竹下國務大臣 確かに、それを見ますと、単年度の財源調達のための手法としてとらしていただいたわけでありますが、重ねての御質問にもいろいろございまして、この自賠責の問題につきましても、私どもは種々検討して、やはりこれは大蔵省と運輸省という事務当局間の折衝だけにゆだねるべきものでないということから、率直に言いますと総理のお言葉もおかりいたしました、私と運輸大臣との話し合いに持ち込んで調達をさしていただいた、まさに異例の措置だという認識は私も持っております。

○堀委員 いや、異例な措置の方は私はまだ理解すると言います、借りるの。

ただ、そうやって、要するに自賠責の保険の加入者が集めた金で、その運用益がある、それを借りる、国の方が返さないために自賠責保険としては値上げをしなければいけぬ、そういう国が借りたことによって自賠責の加入者に負担をストレートにかけるなどということは不合理だと私考えているわけですよ。

だから、私はここで答えをいただきたいのは、返せない間は値上げをしません、値上げをしないが、赤字が出た処理については別途一般会計で対応します、全部返し切ったら、その後はもうそれは値上げしたっていいですよ。しかし、本来そういう性格のものでないものを一般会計で政府が借りておいて、その結果赤字が出たらこれは加入者の責任で負担をふやすんというところは、もう財政の原則からいって考えられないことだ、私、こう思うんですね。だから、そのところをひとつお答えいただければ、この問題については私なりの了解をいたします。事務当局はいいです、こんなことは政治問題だから。

○竹下國務大臣 この問題につきましても、当面確かに単年度赤字が出ておるが、まだ余裕がございまして、いわば値上げということそのものは直ちにこれを検討の素材に挙げなくてもいいという環境にはあると思っております。

したがって、私もいささか保険数理を手がけた者としては、この問題についてはいささか運用益が生ずるということが前提に保険数理そのものは打ち立てられていないという一つの立場からお願いをしたわけでございますので、やはり筋いたしましては、私は、堀委員の御指摘のとおり、安易にこの運用益というものを借りたために財政そのものに不都合を来して、それが直接の原因になって値上げしなければならぬ状態になっていくということは極力避けなければならぬ問題である、保険数理の問題からいえば元来運用益を期待しない金だと言えないわけではないにしろ、精神的にはそのような基本的考え方から立たなければならぬではないか、このように思っております。

○堀委員 私は、政治というものが国民に信頼されるかどうかは、少なくともそういういま私が申し上げておるような合理性の問題がベースにあれば、多少考えの相違はあっても、それはそれなりに理解はされ得るものだと思うのですが、ともかくもいゆる税の問題で私はいつも申し上げるように、税の仕組みが上から取り上げるといふ仕組みになっておるという発想で、ともかく政府は何でもそこにあるものは自由にできるという発想が、私は民主主義の政治ではない、こう思うのです。だから、もし何かをやれば、それはそこに加入しておる人たちの説明を聞いてそれなりに理解ができる、多少意見の違いはあってもそれなりに理解ができる範囲というものがなければならぬのではないかと、こういうふうに思っております。

税制調査会長が次の会合でありますから、この問題はここまでいたしましたして、小倉税制調査会長、時間がないうちに御出席をいただきましてありがとうございました。

最初に、昨日税制調査会の総会が開かれたようでございます。恐らく予期せざる課題がこの税制調査会に期待をされておるのではないかと思いついて、会長を含め税制調査会の皆さんは大変御苦

勞をいただくことになるだろうと私考えておりますけれども、この昨日開かれた税制調査会を皮切りに、いま政府が期待をいたしております問題についてどういふ対応をやられるか、あらましな考えだけをまず最初にお答えをいただきたいと思っております。

○小倉参考人 お尋ねのございましたように、昨日久方ぶりで税制調査会の総会を開きまして、国会で税制に關していろいろ御議論のありましたところ、あるいは法案の審議の様子などについて詳細な報告を受けまして、その上で税制調査会としての対応を相談したわけでありまして、その中で一番大きな問題は、所得税、住民税の減税の問題でございます。

御承知のとおり、所得税、住民税の減税につきましては、昨年暮れの税制調査会の最終段階におきまして、この際所得税、住民税の減税は必要ではないかという意見もございましたけれども、このいう財政の状況で五十八年度は見送りをせざるを得ないのではないかとという結論になったのであります。今、国会での政府・与党と野党の話し合いとかあるいは与党と政府の話し合いというように詳細な御報告を受けまして、税制調査会としては一応結論が出ておるといっておかしいですけれども、本年度については結論が出ていない問題でありますけれども、そういう政治情勢を踏まえて、改めて所得税、住民税について検討は進める必要があるのではないかとというのが大体的意向と察知いたしまして、とりあえず所得税、住民税の細目に関する調査審議を進めるために部会を設置することにいたしました。

もう一つ、グリーンカード制度の延期の問題に關連しまして、これも余り好ましくないとは思いますが、税制調査会の従来の審議からいいますと、この延期の期間も二、三年という比較的に短い期間でございまして、その期間中どうするかあるいは期間の後にどうするかというところは、やはり早急に税制調査会としても検討を必要とするという、これもほとんど全員の御意見でございます。

まして、それを踏まえまして、利子配当所得についての小委員会を設けてできるだけ早い機会に検討を始めるということで総会の御了承を得た、こういう次第であります。

○堀委員 税制調査会として、昨年の暮れに五十八年度は減税を行わないということとは十分御審議の上で決定をなさったこととございまして、五十九年度は、五十七年度の暮れと現在と、財政の問題については変わりはないのじゃないかというふうに私は判断をいたします。

ですから、会として一遍お決めたことを政治的な要請でなざるわけですけれども、その場合にちよつとお尋ねをしたいのは、最終的に皆さんの御意見がやはりどうにもならぬという場合には、これは政府なり自民党の立場とは別に、税制調査会というのには独立した一つの機関でございまして、税制調査会としてはこれはどうにもできませんという御答申もあり得るわけではございませんか。

○小倉参考人 なかなか微妙なお尋ねでございます。お答えしにくいのですけれども、形の上では無論そういうことはあり得ると考えざるを得ないと思っております。

もう一つ、形の上でなくて実質の問題として、所得税減税については与野党の合意の中にも財源の問題に触れておられるわけです。この財源をどういふふうに考えるかということが非常にむずかしい問題で、これは先生も昨年の委員会でも減税問題についていろいろ御苦勞なされたことがありと聞いておりますけれども、なかなかむずかしい問題でございます。しかも、その財源を仮に増税に求めるというふうに――税制調査会ですから、歳出を削ったらいだらうとか、あるいは赤字公債を出したらいだらうというわけには形の上でもいえない、実質上の問題は無論非常にむずかしい問題がございまして、税制調査会としては、財源という問題になれば、これは増税ということにならざるを得ないわけでありまして、いろいろな増税がございまして、

そうしますと、増税ということになれば、増税なき財政再建というふうなこともどういふふうな調和し得るのかというふうなことも考えざるを得ませんので、それらについてまだ審議をいたしておきませんので、大方の委員の方がどういふ御意見を持っておられるか、ちょっと察知しにくいのであります。昨日の総会などでは、税制調査会としては五十八年度は見送るという結論になっておるのだ、したがって、改めて審議する必要はないのではないかと意見すらございましたので、したがって、これはなかなかむずかしい問題であって、減税の主張をされておる方々の御満足いくような結論が必ず出るといふふうにはちょっと申し上げにくい。しかし、政治的な御要請のあるところでありまして、できるだけその趣旨に沿うた審議ができるように会長としては努力してまいりたい、かように存じております。

○堀委員 いま会長がお話しになりましたように、私は昨年、半年余りでありましたが減税の小委員をやっております、減税問題は非常にむずかしいということがよくわかっております。ポイントは一つしかないのです。何かといいますが、与党がその気になってやろうと思わない限りできないということ、私はこの小委員会ではつきり経験をしたわけでございます。

ですから、そういう意味では、税制調査会の皆さんはある意味ではお気の毒といえますが、これは与党の二階堂幹事長が御提案になったことでありますから、本来与党の税制調査会で御検討になつて方針をお出しになって、政府が処理をされるというのが筋だろと思うのであります。ところが、そういうコースを通らないで、もうすでに一回皆さんの方では五十八年度は減税をやらないと決められておることを承知の上で、ひとつ減税について検討してくれという話は、いまの政党政治のあり方からしまして、どうも与党にも問題があるし、政府にも問題がある。裏返せば、税制調査会という機関を自分たちの便宜に使うという、これは与党・政府はいずれも税制調査会の権

威を低からしめる対応ではないのか、こういう意味ではいまお伺いしておるわけであります。ですから、いま会長が最後に申しやいましたように、政治的な要請があるから会長としてはできるだけ努力をすとおっしゃるお気持ちにはよくわかりますけれども、この問題の一番のポイントはどうもそこにあるのではないかと。与党が本気で、税制調査会をどういふふうにしていただいたか、それを必ずやりますという何か白紙委任状でもあるのならよろしゅうございませうけれども、もし何か税制調査会でお決めたにしても、それをそのまま政府が取り上げるのかどうかについては大変疑問もあるのではないかと。昨年の半年の経過の中から、せつかくお骨折りをいただく限りはもう政府は尊重しなさいかぬと思うのであります。大臣どうでしょう。

○竹下国務大臣 与野党折衝の中におきまして、政府の責任においてやれ、こういうことであります。政府としては、本来の行政の筋に立つて考へるならば、政府税調の方でいろいろ御議論をいただくというのが筋であろうと思っております。なかなか、これがいわゆる戻し税とかそういう性格のものでありませんだけに、そのような手段をとるべきであらうという判断でもってお願いをした。

したがって、お願いした私の立場から言いますならば、堀委員もその立場に立つての御意見を交えての御質問であります、税調の方で、これはおれたちはもう一遍結論を出したことから、大蔵省で党と相談してやれというように言われたら大変だなと思つて、恐る恐る、表現は必ずしも適切ではありませんが、きわめて謙虚にそして慎重にお願いをした、こういう姿勢でございませう。

○堀委員 あと十分で退席をさせていただくようにいたしますが、私は、税の問題というものが非常にいま安易に政治的な調整の手段に使われるというのは大変困ることだと思つてゐるわけであります。

何か予算委員会がうまくいかない、そこで、こちらからもちろん要求するのは当然であります、できるかできないかもわからないで政界の幹部の方が引き受けるというふうな話、それは非常に余裕のある財源で何かやるという話ならいいのであります、現状の厳しさは議員すべてがよく承知をしております、その中で、そういう問題が起きてきて、そのしりを税制調査会に持っていくということとは、筋としては政府がやる以上は政府の税調にということのようですが、これは私は筋だと思わないのです。

いま大蔵大臣は、それが筋だとおっしゃいます、率直に言つて、私が会長でございしたらお断りします。なぜなら、客観情勢も違わないのに、ある意味で一事不再議で、一回決めたことをもう一遍やり直せというの、政府として税制調査会の権威を無視しておることではないのか、こういうふうには感じられてなりません、私は、減税をするしないの話ではなくて、政府が税制調査会に対しての対応が余りにも見識を欠いておるといふ感じがいたしますが、会長いかがでございませうか。

○小倉参考人 お尋ねのございましたように、税制調査会というのは、できるだけ政府の立場とは必要によつては違つた姿勢で審議するということが当然予想されておるところでございませう。

したがって、政府の附属の調査機関とは言いがた、何事にも政府べつたりというわけにはいきなり。また、そうあつた方がいいとも思いません。仮にそうあつた方がいいのなら、党の税調だけで足りるのです。民間の人を入れた税調といふものの意味も余りなくなるというわけでございませうから、そういう御趣旨はよく私も了解できるわけであります。

ただ、政府税調は余り政治的な面についての考慮というのには足りないところがございます。しかも、税制の問題が大きな問題になりますと、どうして政治の問題が不可分なことになるので、政治的な動き、これによつて税制調査

会に対していろいろの御注文がございませう、ものにようになりますけれども、これはやはり受けて立つといふことも当然あり得るのではないかと。しかも、この所得税減税につきましては、特に一昨年あたりから強い要望がございまして、それを見送り、またさらに見送りという事態が続いておりますので、政治的にどうするべきかという判断の問題でもあるように思ひます。今国会において、政治的に減税という方向に与野党の合意ができたといひますれば、そういう趣旨を受けて税制調査会でも検討するといふことは、そう税制調査会のあり方として非難を受けなければならぬことでもなからう。特に、昨年の調査会の結論におきまして、所得税、住民税の減税の要求があつて、本年度は見送るけれども、五十九年度を控えて、できるだけ早い機会に、税体系全体の中で所得税、住民税等をどう位置づけるか、減税をどう考へるかといふことについては至急検討の必要があるといふふうなことが答申にも出ておりますので。

ただ、それを受けますれば、多少、いま検討を始めるというのには時期が少し早いという御批判を受けるかもしれませんけれども、五十九年度といふことでありまして、そろそろ検討を始めてしかるべき機会でもございませうので、税制調査会の従来の考へ方を著しく変更したといふことではないといふふうに私は考へております。

○堀委員 あと同じたいことが多いのですが、この問題だけにしほつて最後にお伺いをいたしますが、財源は、私どもも税の小委員会の中で、赤字国債を財源にしない、要するに川を渡つて橋を焼いて前へ行くといふつもりで、そういう考へ方を決めました。税制調査会もそういうふうにお決めたにたつたように新聞で出ておりますが、赤字国債は財源にしないといふお話のように新聞で見えておりますが、そのとおりでございませうか。

○小倉参考人 赤字国債によつて減税をすべきでないといふことは、昨年の五十八年度の税制改正のあり方の審議の際に、そういう答申もいたして

おります。

今度、新しいいわば所得税、住民税の減税の問題について、赤字公債云々の問題はまだ十分審議はしておりませんけれども、昨日も実はそういう問題が出てきて、赤字公債によって減税するということについて、多くの方の意見があったわけでごさいませんが、大体はやはり否定的な見解であった、こういうふうには見てとっております。

○堀委員 そうすると、減税をやっていたくたの財源は増税しかない、さつき会長おっしゃったように、歳出削減といつてもこれは税制調査会になじまない、それからいまの赤字公債は一応遮断をする、そうすると、私も常識的には、何らかの増税によって減税分の財源を生み出すということになるわけでごさいでしょうか。

○小倉参考人 大筋はそうだと思いますけれども、五十七年度の決算というのがまだこれから話でございしますし、また五十八年度の税収がどうなるかということも、まだこれから今後の見通しの問題でございします。あるいは歳出を大幅に削ぐということは、無意味に考えることはできませんけれども、節約というふうな問題も年度途中についてはこれは当然あり得ることでごさいますので、税制改正以外に全く財源というのがないというふうにはいまから断じてしまうのも、これはどうかと思ひます。

ただ、承るところによりますと、減税の額というものはわかりませんが、伝えられるところによると相当大きな額だ、こういうことでありますから、そういうものもその税源をあさる、増税以外の税源をあさるというだけでは、そう大きな減税というのにはむずかしいというようなことは当然予想できるわけでごさいますから、増税の問題も減税に付随して検討を避けるわけにはいきまい、かように存じます。

○堀委員 もう一問で終わらせていただきます。いま、かなり大きなものというふうにおっしゃったわけで、表現では景気を浮揚させるに足るといいますか、そういう抽象的表現でありますから、

私もこれが一体どの程度の大きさはよくわかりませんが、千億とか二千億とかというものではこれは常識的に景気に影響がございせんから、最低五千億以上ということではないかというふうには私は推測しておりますが、これは個人的見解で結構でございますが、会長も大体その程度にはお考えでございまいしょうか。

○小倉参考人 金額の問題は、これは全く税制調査会では出ておりませんのです。

五十八年度の税制改正の際に所得税減税という御主張もございしましたけれども、要請書等には金額もあるいは出ておったかと思ひますけれども、税制調査会の場合どの程度の金額が所得税減税として妥当であるかというふうな話は行われなかつたもので、また今回お聞きしている所得税減税についても、景気浮揚に役立つというふうなところで、何かある種の金額というものを暗示されておるやに思ひますけれども、それを具体的に金額としてどういふふうに見るのかということは、これはむずかしいと思ひます。

特に、ちょっと私見を述べますけれども、景気浮揚に役立つというところを所得税減税で本気に考えるというところが一体できるのかどうか、これも問題でございまして、仮に景気浮揚ということとを考えると、これは大変な大幅な減税ということにならざるを得ないのじゃないかと思ひます。財源の調達をどこで求めるか別にしまして、そのある財源をどこで歳出に充てるかあるいは減税に充てるか、どちらが景気浮揚に役立つかというところになりますと、これは、どうも所得税減税に充てた方がより景気浮揚に役立つというふうにはちょっと言ひにくいんじゃないかと思ひます。

そういうことを考えますと、景気浮揚ということのついでに、形容詞のついでに減税は非常に大きな金額にならざるを得ないというふうにも考えざるを得ないということになりまして、ちょっとこれは、だからしたがって、あるいはちょっととした修飾語で、あれは余り考えないでいいんだということになれば景気は楽なんですけれども、

そうでないとなると、これはいよいよもって金額というものは、いまの税源との関係の見合ひがございしますので、私の個人的な見解としてもちょっと申しにくいというわけでありまして。

○堀委員 小倉会長どうもありがとうございます。大変むずかしい役割をお引き受けいただいておりますが、しかし、勤労国民が何とか減税をしてほしい、それが与野党一致で方針が決まりまして税制調査会に、私は筋ではないと思ひますが、政府がお願いをしておりますので、何とかひとつ国民の期待にこたえていただきますようにお願いをいたしまして、小倉会長に対する質問は一応終わりにいたしますので、御退席いただきます結構でございします。ありがとうございます。

ちょっと企画庁長官が何か商工委員会があつて後の方には出られない、こういうお話でありまして。しかし、実はこの経済計画の問題というのは総理が問題提起された問題ですから、ちょっと企画庁長官なしでやるのは非常にやりにくいのです、しかしやむを得ませんので、基本的な企画庁長官のお考えだけを先にちょっと伺つておきたいと思ひます。

いま財政が非常に厳しい情勢にある中で、新しい指針ですか展望ですか、何か総理は大変言葉遣いに神経質になつておられるようであります、長官もそれにこたえて配慮しておられるのであります、長官が、ちょっと先に新聞に出ておりますものを見ますと、「新長期経済計画 五十八年度から八年間 経案総合部会一致」こう書いてあります。これは、名前はどういう名前になるのですか。ちょっと先にそれからお答えいただきたいのですが。

○塩崎国務大臣 名前はこれから御検討していただいて決めていただくつもりでございします。

○堀委員 総理は、どういふわけか計画という言葉が嫌いなようです。計画という言葉は、しかしどこでも、会社だつて、やはり多少二、三年先までにどういふふうな売り上げで、どういふふうな販売して、どういふ研究開発をやつてというふうな

なことは恐らく皆計画をしてやつていふと思ひます。どうして総理が計画という言葉を使ひやうとされておられるのか、そこを長官はどう理解して、いまの、名前をこれから決めるなどというあいまいな話になるのか、ちょっと伺ひたいのです。

○塩崎国務大臣 私の理解が不十分かもしれせんけれども、これまでの計画という名称を使ひてまいりました、企画庁が常に作成いたしておりますところの、何と申しますか、将来の展望と同時にまた経済運営の指針といったものだと思いますが、計画という言葉が、これまで往々にいたしまして拘束的、固定的にとられたような点もあつた。二百四十兆円の公共投資計画が決まりました、これはもう絶対に動かないようなものではない、経済事情が変わりましてもこれを基礎にいろいろの判断を下したりするようなことがあつたと思ひます。

私は、おっしゃる通りに、経済計画といつてもこれまでの社会主義計画経済と違ひまして、十本自由民主党内閣でつくつてまいりましたが、九本までは耐用年数が三年しかたなかつた。しかし、三年間いろいろ修正をされましたけれども、計画という言葉ならば社会主義経済なら、あるいは責任追及とかノルマの違反とかいうようなことと言われたかもしれないところから見れば、計画という社会主義で用いられているような言葉では理解されてはいたかつたと思ひます。で、計画といふ言葉は、多分に誤解を持たれ、これに代つていふやうな判断で経済計画の中に数字あるいは目標等が出ておつた。この欠陥を総理は言われたものだ、こういうふうには理解いたしません。言葉で誤解を招くのは大変残念なことでごさいます。ひとつ検討してみようじゃないかというところで、いま経済審議会をお願いしているところでごさいます。

○堀委員 ちょっと伺ひますけれども、私は、そ

の計画という言葉に問題があるんじゃないやなくて、でき上がってある本体の問題だろうと思うのですね。

そこで、大蔵資本主義経済でありますから、一つの計画を立てたらそのように行くはずは初めからないので。初めからいのに、なぜそれじゃ計画をつくるのか。一応のいまのお話の指針といひますか見通しを少し立てなければ、何も持たなくて行き当たりばったりで行くというわけにはいきません、これだけの国ですから。おまけに生産もあるし貿易もあるし、財政から金融からいろいろありますからね。どこかでやはり整合性のあるプログラムが必要だ。これは当然だと思ふのですね。

私はかねてから、経済企画庁が毎年出します経済見通しについても、いまおやめになりましたが、宮崎さんが調整局長のときにこういう提案をしたことがあるのですよ。要するに、経済見通しは一年間でも大変これはむずかしいというんで、それは、大体客観的に見たらこうだろうけれども政策的にはこうしたい、こういう要望もあるものでありますから。そこで、昔は台風の進路とていうのは線が出ていたわけです。大体何時後にこういふふうに来る。このごろはこうして円をかくいて、そして扇形で大体この範囲に動くだろう、この方が科学的です。間違いない科学的。一番振れたらこち、一番振れたらこち、この範囲に入りますと。私がそれを提起をしたら、そのときの課長さんは、それは大変参考になる御意見ですという話でしたが、宮崎調整局長は、それでは政府の見通しになりません、こういうことだったわけですね。

それはそれでいいのですけれども、要するに計画と言われているものは、三年もつともかたないと言ひのおかしいのであつて、毎年見直して調整していかなくて、一回つくったものが何年か通用するなどという判断の方に問題があるのじゃないか。だから、どうも言葉が責任を負わされておるようですけれども、責任があるのは言葉ではな

くて運用の方なんです。そういう計画をつくつたら、一年たてば情勢は変わつていきますから、新しい情勢ではこれはどういふふうになるのかと調整をしてみる、また一年たてばまた当然調整をする、毎年調整をしながらやるべきものだろうというのが第一点ですね。

それと同時に、もう一つよくわからないのは、きわめて弾力的にやれというお話でありながら長期にしようというの、これはどういふわけだろうと思うのです。弾力的にやればやるほど長期の先は、振れは大きくなるわけですからね。そんなものをつくつたって意味がないという感じが私にはしております、もしこれまでのお話のように三年はもつと言ひのなら、三年間ぐらいで、それもいまのローリングシステムでやり直しながらやる、次々三年ずついくという話の方がより現実的ではないか。ただ、それじゃ長期の目標が何もない。それは、目標だけを大体はこうじゃないかと。整合性とかなんとかを全部はじこうとて無理でしようから、一つの、北に行くには北極星という程度のものがあるというなら意味がわかりますが、どうも私、今度のこの問題を見ながら、全く経済がわからない人が何か主観的に期待感を持ってこういふものをやろうとしておられるような気がして仕方がない。後で総理にやります、あなたが経済の御専門の出身でございますので、私のいまの認識に対して、あなたのこの経済計画というものの御認識はどうか。

これは、もう全然社会主義の話ではないのです。資本主義の話なんです。そして、その資本主義の中でやはり一つの計画というものがあつていだらう。それは扱ひの問題であつて、計画そのものがそんな——今度は八年というのがここに出てあります。八年になるんでしょね、新聞に書いてありますから。八年先を見通せる人がこの中にいたら、ちよつと手を挙げてほしいのだけれども、どうですか。だれかいますか、八年先の日本経済は大体こうなるだろうということが予測できる人が。私は、もう八年どころか、せいぜい来年

が予測できたら上できだと思つてゐるのです、自分で。どうでしょう。

○堀崎国務大臣 いま堀委員から二つの問題を御提起いただきました。

一つは、とにかく自由主義経済、資本主義経済は市場メカニズムに支配される経済社会だから、見通しを立ててもそれが必ずしも正確に的中するはずはないじゃないか、常にフォロアップあるいはローリングプラン、こういつた形で修正すべきだ、こういう御意見でございました。私も全く同感でございます。

しかし、これまでの実績を見ますと、修正があるいはおくれたり、日本人というものは数字がでますとそれにこだわります、修正がなかなかむずかしくなったり、もう少し様子を見ようとかいうようなことになったりして、ここにいろいろ問題があつたことも私は存じているわけでございします。したがって、幅を少し認めたらどうかというお話も、物によつて、そのような考え方を今度は大きく取り入れるべきだ。成長率などは、おっしゃる通りに、それは名目と実質についても認めるべきだということ、ことしの一月十三日でございますが、審議経過では、実質は三%から四%、名目は五%から七%というふうな、堀委員の御提案のような方向で将来の弾力的な柔軟な見通しも出したつもりでございます。しかし、物によつては、そのような幅があり過ぎると目標にならぬではないかという意見も大変強いわけでありします。ひとつ、物によつてそういった点を考えながら目標を示してくれというのが、政府だけではありませんが、民間企業もそのような将来の目標は欲しいなと言ひ方が多いわけで、そのような点を加味して柔軟な弾力的な一つの御指針をつくることは必要なことだと私は思つてゐるところでございます。

もう一つは期間の問題でございます。計画という言葉はともかくといたしまして、せつかく期間を設定して将来の、民間経済ならば誘導すべき目標、あるいは財政ならば公共投資の目標等をつくるわけでございます。私は、やはり財政計画を、財政なら計画という言葉を使つても、政府のやることでございますから、民間経済と違つて適当なように外国も使つておるようでございますが、これもすべてこの中に盛り込めるような、五年では少し短いような感じと申しますか、感じと申しましては失礼でございますが、短いという意見が多分に強いようでございます。やはり一つの整合性を持った、特に大事な財政問題というふうな政府の計画、見通し、これはやはり織り込んでいきたい。そして、不透明と言われるようなことのないように、民間経済、民間の企業がよりどころにするようにしていきたい。

そういう意味で考えましたのが八年、それは同時にまた、これは大変合理的なように聞こえるかも知れませんが、一九八〇年代という区切りのいい年代でいろいろの経済的な特徴をつかむような習慣もございしますので、それを採用したということでございます。

○堀委員 前段の方は、私それで結構だと思ひますけれども、そういうふうな幅がありますと、先へ行くほど幅が広がるのじゃないですか。短いところでは幅は狭いけれども、八年も先へ行ったら幅が広がっちゃつて、そういうもので整合性なるといふものがとれるのだろうか。

いま長官おっしゃつたように、財政は国がやりますから、そのように決めたなら、やろうと思つてやれないこともないでしょう。しかし、それがいかんやれないかということが、この財確法などというところでもない法案が出るもです。だから、これはやはりいまの資本主義社会というのは非常にむずかしい段階に来ておまして、見通しは非常にむずかしいのだということ。ですから、いまのお話のフレキシブルなもので、わりと動かさなくていいようなものにしたと言ひば言ひば、短くなければ論理的ではないわけだ。延ばせば延ばすほど、それでフレキシブルなものにしたらないに等しいような、整合性なんかとてもとれつこないものになりはしないか、私はこう思

ならず民間に与えるような、まあ経済計画という言葉を使っていりましたけれども、そのようなものはぜひとも必要だと考えておるわけでござい

全体の一つの指針とでも申しますか、そういうものの中における財政の果たすべき役割りといううなものも整合性を持ちながら検討していかなき

況という点を、事務当局から結構でありますから、収支差額の面で、真藤総裁がおいでになつてから非常に目覚ましく収支差額がふえてきてお

きくなっておるように思うのですが、もう一遍、支出面の節約の状態をもう少し古いところから言ってください。

○岩下説明員 お答えいたします。

たとえば五年前、昭和五十三年度來の状況を簡單に申し上げますと、五十三年度來五年間いづれも収入は、多少の差がございますが、予算を上回り、支出は予算を下回っておたわけでございますが、五十三年度支出面で予算に対するいわゆる超過が、これは約百五十億圓余りでございます。これが五十四年、五十五年と二百億ないし三百億でございますが、五十六年度におきましては約八百四十五億圓、五十七年度につきましては、予算を下回る節約が、さつき申し上げました少なくとも一千億圓、こういうふうに考えております。

○掘委員　そこで、いまの節約の中でちょっと伺いたいのは、いろいろなものがありましようけれども、旅費と備品費ですね、こういうものの節約の状態を、いまの五十三年から五十七年の見込みまで、ちょっと説明をしてもらいたいと思います。

○岩下説明員　まず旅費でございますが、これは管理部門におけるいわゆる一般旅費について見ますと、五十三年度数字を申し上げますと、以降五年間でございますが、五十三億円、五十五億円としまして、五十七年度ではこれが四十五億円です。ですから、四年前に比べますと、約十億円減少をしております。同じく管理部門における備品費、これは机とかあるいは簡単な事務機械、ロッカーのたぐいでございますが、備品費につきましては、五十三年度が六十九億円に對しまして、五十七年度の見込みは約五十億円でございます。

○堀委員 竹下大蔵大臣、電電公社が、真藤総裁が来られてから月次別決算その他で大変経営の効率化を進めておられる。しかし、経営の効率化の中には、いま行政改革で求められておるところの、要するに努力によって経費を削るということだが、ここではないまお聞きのように具体的に実は出しておるわけですね。

ですから、要するに五十三年の五十三億がその次の年五十五億までなっていますが、それから五十四年の五十五億が、今日四十五億で十億。十億

というのは、これは二〇％に近い旅費の節約が実現は行われておるわけですね。備品費の方は、一番高いところ六十九、これが五十ですから、十九、二十ということとは、七十ですから二五、六％ですか、これは実は大変節約が行われておる、こういう状態なんですね。一生懸命職員が努力をして節約をして、そうして利益を上げておる。その利益を上げておるところを大蔵省はばあっと納付金で取り上げる。

大蔵省の旅費をちよつと主計局で説明してくだ
さい。細かいのはいいです。本省だけの旅費の最
近の狀態はどうなっているのか。こういうふう
に一〇％ぐらい減っているのかどうか。

○窪田政府委員 決算ベースといいますが使ったベースで見ますと、五十七年度が十一億一千五百万円でございます。これは前年度の十一億七百万円からふえております。ただ、これは五十七年度非常に国際会議が多うございまして、九百万円ほど外国旅費を流用した結果ふえているわけでございまして、予算ベースで見ますと、五十七年度十一億六千万円でございますが、五十八年度はこれを十一億二千七百万円というふうに削減をいたしております。一〇%というふうなあれでございせんが、こことずっと据え置きで来ておりますので、金融検査旅費でございますとかいろいろな実務的な旅費は非常に苦しい状況でございます。

○堀委員 大臣、私がちよつとこういう問題を取り上げておるのは、いろいろ費用は要るのでしょう、ですけれども、一般的に官庁の旅費というのは毎年毎年ほぼ同じ額になっているのですよ。要するに、これだけやかましく歳出を削れ削れと言われておりながら、これは大蔵省だけではありません、各省庁の場合、旅費などみんなそうになっている。いまはどうか知りませんが、かつては、ともかく年度末になるとかなり出張が多くなるというような例が、日本の場合、官庁の仕組みのためにそうなっておるのじゃないかという気がするのですけれども。

ですから、私は大蔵省を何も目のかたきにして
いるわけではないのですが、大蔵省がみずから模
範を示して各省を指導しなければならぬ立場にあ
るときに、必ずしも十分に節減が行われていな
い。そうして一生懸命節約をしておるところから
ともかく金を取り上げる。これは物の道理から見
て、大蔵大臣、どんなものでしょうかね。私は、
大蔵省の皆さんがほぼ横ばいというのは、物価も
上がっているからという話かもしれませんが、底
費を少なくとも毎年、そんなにたくさんでなく
ても、三％なら三％ずつでも減らしていくとい
うぐらいな意気込みで、そのために財務局があつた
り、いま財務部があるのじゃないですかね。いろ
いろと全国にこうやっておいて、なおかつそん
な旅費に要するかどうか。電話で済むことは電話
でやればいい。

ちよつと總裁にお伺いしますけれども、總裁は御出張なさるときは、私が聞いておるところでは大休その日に必ずお帰りになるように聞いておりますが、總裁いかがですか。

○眞藤説明員 お答えします。物理的に帰れるときには、その日に帰るように努めております。

○堀委員 大蔵大臣、官庁の出張を大蔵省のみずからそういうことにして、物理的に帰れる範囲、いま幹線がずいぶん広がっているわけですから、その夜のうちに帰れるのなら、宿泊費をとって帰る日帰らなくても、旅費は節約になるのじゃ

ないでしょうか。片一方では、そうやって旅費を、何もこれは自然に減っているのじゃないのですね。何とか経費を減らそうと思つて一生懸命みんなで減らしておるところから、造作もなく納付金を取り上げる。これは、大蔵省としては大いに反省してもらわなければいかぬと私は思うのですが、大蔵大臣いかがでしょうか。

〔委員長退席、中西（啓）委員長代理着席〕
○竹下 国務大臣　私も実は、旅費の削減合理化、これは、運賃等が上がつておる中でそれなりに努力しておるものというふうに理解しております。率直に申しまして、詳細余り詳しいことはござい

ませんすべて、まず随より始めよという言葉がございますように、行政改革にしろあるいは行財政改革、なかなかずく節減、これらは、随より始めよという精神の上に立脚すべきものであるというふうに私も認識をいたしております。

そこで、一生懸命努力しておる信託公社から納付金をちょうだいするという問題になるわけでございますが、まさに臨時国庫納付金をことしは繰り上げてお願いをする、こういうことでございいます。まさに国の財政の危機的状况、そして税外収入の確保ということで、もとよりその必要性からお願いをしたわけでございますけれども、そういう基本的な姿勢というものは持ちながら、やはりそういうお願いはすべきものであるというふうに理解をいたしております。したがって、あるところからとにかくくふんだくれというほどイージーに考えてやったものでももちろんございません。

○擁護委員 まあ、ないからしょうがないという話かも知れませんが、それならやはりもう少し、いまの旅費のようなものは、いまや電話もあるしテレックスもあるし、一々どうしても行かなければいかぬという問題はかなり節約ができるのではないか、私はこう思っておりますので、大蔵大臣、これは五十九年度予算においてはひとつそういう処理をしっかりとやっていただきたいと思うわけです。

それと、この間から、今後の電電納付金について大蔵大臣の御答弁は大変あいまいでございまして、私は先のことを伺う気はないのですけれども、この前の法律に基づいて、電電公社は年間千二百億ずつ四年間、四千八百億円納付金を納める、こういうことに実はなっております。しかし、五十九年度分はことし前倒しで五十八年もうすで取り切ったわけですね。ですから、先のことは申しません、五十九年度にまたダブらして、さっき申し上げましたような背景で努力をしておる職員の、そういう一生懸命努力をして取り出しておるものを安易にとにかくダブってまで取るうといううなことは、最初に申し上げてお

る合理性の問題から見て、これは断じて行うべきでない、私はこう思っておるわけだ。六十年以後の話はまた別であります、五十九年については一体どういふ処理をされるのか、大蔵大臣の明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

〔中西(啓)委員長代理退席、委員長着席〕

○竹下内閣大臣 ます、御指摘のように、電電公社の経営は各般にわたる経営努力、その結果によって順調に推移してゐることは事実でございます。したがって、五十六年度に臨時国庫納付金を設けまして、そしてそれを前倒しをして五十九年度分を今日ちようだいする、こういうことになつておるわけでございますので、電電公社そのものが労使の協調努力によりまして健全に推移してゐるという事実を十分に踏まえながら、私どもとしても今後まず陳より始めよ、自肅自戒をしなればならぬ問題であるというふうに考へております。

そこで、今後の問題につきましては、国の財政状況とか公社の財務状況というふうなものはいまのところ明確であるわけではございませんが、いまおっしゃいましたように、このような趣旨のものをイージーに考へるべきものではないというふうに理解をしております。

○堀委員 それでは、大蔵大臣に対する質問はこれで、引き続き……

○森委員長 これより内閣総理大臣に対する質問を行います。堀委員。

○堀委員 きょうは、中曽根総理に初めて私は質問をさせていただくわけでありまして、いま日本経済は、どうやらここへ来て少し底入れをしたのか、明るさがややはの見えるといひますか、そういう情勢になつてきたようでありまして、実は四月五日に「今後の経済対策について」という方針を内閣で決められておりますね。

そこで、この中できょうは二つの問題だけをちよつと伺ひたいと思つておるのですが、最初に「当面の課題」として、「一番に金融政策の機動的運営」こういうふうに記載されておまして、「(1)

内外経済動向を注視しつつ、金融政策の機動的運営を図る。(2) 設備投資資金等各般の資金需要に對処して、所要の資金供給の円滑化に配慮する。」こういうふうな実は述べられておるわけでありまして。

大蔵大臣、これは大体どういう意味なのかをちよつと最初に大蔵大臣の方から、所管大臣でありますからお答えをいただきたいと思ひます。

○竹下内閣大臣 先般の今後の経済対策の問題につきましましては「最近の経済情勢」とそれから「経済運営の基本方向」として「当面の課題」として、いまおっしゃいましたように「金融政策の機動的運営」ということを、いま朗読になりました(1)、(2)で決定を見たわけでございます。

このいわゆる金融政策の機動的運営という問題は、これは、景気とか金融動向のほかに為替相場とか内外金利関係など見守りながら適時適切な運営を図つていく必要があるという趣旨を表現したものであるというふうに私どもは理解しております。

それから、設備投資資金等の各般の資金需要に對する所要の資金供給の円滑化の問題につきましましては、總体的にいま金融は緩んでおるとでも申しましようか、そういう環境にあるわけでございます。すけれども、産業政策の立場から、いつでもこれに呼応できるような環境を整備しておこうという趣旨であると理解しております。

○堀委員 総理大臣は、この前前川日銀総裁をお呼びになりました、こういう問題についていろいろなお話があったように新聞で拝見しておりましたけれども、その新聞の記事では、公定歩合の問題は日銀総裁に任せます、こういうふうにおっしゃつたというふうに拝見しておりますが、そのようでございますまいやうか。

○中曽根内閣総理大臣 この点につきましては、一貫してはつきりしております。

私、内閣総理大臣に就任いたしましたときに、日銀総裁が最初にお見えになったときに、物価の安定とそれから為替の安定、よく御注意くださ

い、それで公定歩合の問題はあなたの仕事であるからあなたにお任せいたします、いまのような二つの点を頭に置いてどうぞお考えなすつておやりください、そういうことを申し上げまして、自來一貫してゐる態度でございます。

○堀委員 私は、この前鈴木内閣のときに、どうも閣僚の皆さんが公定歩合についていろいろと御意見があり過ぎるものでありますから、何かどうも、本来公定歩合の操作というものは日本銀行の所管のものでありますのに、いろいろな意見が出ますと大変日銀の処理がむずかしくなる、私はこう判断して、鈴木総理に、関係閣僚がこの問題について発言をしないようにひとつ総理もお考えを願ひたい、こう申し上げて、総理は、それはもつともである、こうおっしゃつていただいたのであります。が、そういう意味で、こういう金融政策の問題というものは日本銀行が責任を持ってやつてもらうというのが筋でありまして、そういう点で、総理がそういうふうな対応をとつておられることを高く評価をいたしたい、こう私は思つておるわけでありまして。

そこで、今度はそれだけ日銀総裁としては責任がおありになるわけでございますから、いろいろと新聞や雑誌等を見ておられますと、いろいろな意見がたくさん出ております。しかし私は、前川総裁がいま総理のおっしゃつた物価と為替の問題を十分考へながら政策の処理をしてもらいたいたとおつしやることを十分踏まえておやりになつておると思ふのであります。今日の現在のアメリカの情勢、ちよつと私新聞で見るところでは、アメリカの上院で防衛予算を、いま一〇%で出しておるのを七・五%にレーガン大統領が妥協したけれども、上院はそれを五%まで切つたとか、いろいろと八四年財政についていい方向でアメリカ議会も対応しておられるというふうに見ておるわけでありまして、そういう問題も含めて、ひとつ現在の金融に對処するための客観的な諸情勢をちよつと御説明をいただきたいと思います。

○前川参考人 いまお話ございましたように、金融政策は日本銀行にお任せ願つておるわけでございます。まして、それだけ責任が重いといふことは当然でございます。十分その点につきましては責任の重さを自覚して對処してまいらなければいけないというふうに思つております。

いまのような景気の状態であり、かつまた物価も安定しておるわけでございますので、金融政策の面でも景気にいい影響のある施策をとることは当然であらうというふうに思つております。そういう意味で、金融政策は機動的に運用できるところが特色でございますから、今後も機動的に運用してまいりたいというふうに思ひます。

当面の景気あるいは物価ということから考えますと、金融政策全体は緩和基調ではございます。すけれども、金利をまだ下げる余地があるというふうには私どもは判断しております。ただ、そういう金利を下げることによつて全体の景気にはいい影響がございまして、一方、いまお話のございました為替の面はどういう影響が出るか、この辺はいまのように円相場が不安定なときは十分慎重に對処しないといひないというふうに思ひます。

国内で為替相場を見ておられます見方は非常に違つておるわけでございます。いまの相場水準は明らかに円の過小評価であるといふふうに私どもも思ひます。海外でもそういうことを非常に感じておるわけでございますので、いやくも金利政策をとることによつて相場が円安の方にさらに振れるといふことは絶対避けなければいけないというふうに考へておるわけでございます。

そういう面におきまして、いま御質問のございました客観的にどういふふうな環境にあるのかといふことでございますが、問題は、円相場がとかく円安の方に振れますことの基本的な背景には海外の金利水準が高い、日本の金利水準は海外の水準に比べますれば低いわけでございます。そういう意味で、内外の金利差はかなり大きいものでございまして、それをさらに広げるといふことが円を安くする方向に働きはしないかという懸念が

あるわけでございます。そういう面から申しまして、アメリカの金利がもう少し下がってこれるものと一番早道でございますが、アメリカもインフレ率、消費者物価の上昇率は三・六まで下がってまいりました。日本の二・五と余り違わない、一％くらいまだ高いわけでございますが、そういうことから申しますれば、アメリカの金利がもう少し下がることは当然であると思ひます。

ただ、これには、マネーサプライがなかなか落ちつかないということのほかに、いまお話のございましたアメリカの財政の赤字がなかなか減らないというところがございます。この財政の赤字を縮減するために、目下アメリカの議会とホワイトハウスとの間でいろいろの折衝が行われておるわけでございますが、この赤字の削減というのはどの程度でもなかなかむずかしいわけでございまして、なかなか思ったような成果が、いまのところは出ておらないというのが現状でございます。マネーサプライの方は少しづつ落ちついてきておるわけでございまして、この調子が続きますれば、マネーサプライの面からさらに金利が上がるといふような懸念はだんだん少なくなるかと思ひますけれども、いまのようなアメリカの財政の赤字が減らないということになりますと、将来の財政インフレ懸念がなかなか払拭できないということもございまして、金利水準は下がらないということであらうかと思ひます。そういう意味から申しますと、アメリカの金利が下がりますためには、アメリカの財政赤字削減について何らかの進展が見られることがどうしても必要であらうというふうに思っております。

そういう意味におきまして、全体としてはかなりいい方向には進んでおるといふふうに思ひますけれども、アメリカの金利が下げられておるといふことが、私どもの金融政策を遂行する上におきまして円相場にどういふふうに影響するかということにつきまして、慎重に対処しなければいけないというふうに考えております。

○堀委員 いま新聞その他では、与党では、でき

れば公定歩合を一％、少なくとも〇・七五％くらいは引き下げたかどうかという意見があるというふうには聞いておるものでありますが、そういう大幅な公定歩合の引き下げというのは、客観情勢が熟したとしても、ちょっといまの為替の問題から見て問題があるのではなからうか。大体〇・五％くらいを行って、情勢がよければまたさらに行うということが適切ではないか、こう判断をしておるわけであります。

そこで、金融操作というのはいまも全部公定歩合のところだけ中心があるように理解をされておるようでありまして、私は、ちょっとそれはいかかなという感じがするわけであります。

私は社会党でありますけれども、昭和三十八年に金融の勉強をしております中で、日本では窓口規制と公定歩合操作、ところが外国には窓口規制というものはなくて、公定歩合操作とオープン・マーケット・オペレーションと準備率、この三つが外国の金融調節手段であつて、日本とは著しく違ふ。じゃ、どうして日本ではそういう準備率なりオープン・マーケット・オペレーションがでないのかと勉強してみますと、どうやらこれは硬直金利で、ある意味で人為的な低金利政策、これで高度成長をドライブしたわけでありますから、それなりの評価があつていいわけでありまして、そういうことが下敷きになつてゐる。それでオープン・マーケット・オペレーションというきわめて適切な金融対処ができないというふうになつてゐると思ひまして、これはやはり資本主義経済、市場メカニズムであるならば金利が自由化されるのが当然だと、それ以来一貫して金利自由化論というのを推進して今日に至つておるわけであります。

昭和四十年に佐藤総理が御就任になりましたときに、最初の総括質問で私は最後に、佐藤さんは、池田さんの高度成長政策に対してはもうちょっと低目の成長でいいのではないか、こういう御議論ですが、それには金利を自由化なさらないと、かえつてあなたの時代は池田さんのときより

ももっと高い成長の時代が続くようになると思ひます。こういうふうな最後の締めくくりで申し上げたら、大変いいサセシチョンをお願いしたいでありがとう、考えてみますというお話でしたが、何も行われなかつたわけですね。結果的には佐藤内閣の時期がもっと高い成長になった。

私は、自分が出身が医者でありますから、人間の体というのは大変うまく実ばできてゐるわけでありまして、これがうまく機能しておるのは自律神経系統という神経支配によつていろいろな対応が自動的にオートマチックに行われる。温度がこ

う上がつてきますと、体温を一定に保つためには汗が出て、汗が蒸発することによつて体温を下げるような努力をする。もし寒いところへ行けば、血液が周辺にずっと流れてゐたのでは体温が奪われますから、そのときは表面の血管を収縮をして、おなかのところへ全部血液を集めて体温が外へ放散するのを防ぐようになってゐる。まさに血液を上手にオートマチックに機能させるようになっております。

私は、金融政策というのはまさに人間の体の血液の流れと見ていいのじゃないだろうか、こういう考えでありますから、その血液の流れが順調にいかなければ必ずどこかで障害が起こるということになるのだ。だから、これは自由化すべきである。本来市場経済というものはそういう市場で価格が決まる性格のものを、他のところで決めて押しつけるというのは市場経済の本則にもとるのではないか。ですから、私は、社会党でマルクス主義の勉強をして資本主義とは何ぞやということを理解しておる上で、しかし経済はいかにあるべきか、こういう立場なのであります。

そこで、総理にはずっとお聞きいたして恐縮ですが、後で総括的に伺うのでありますが、いまの金利自由化について金融制度調査会も中間報告でありますか何かをしていらつしやいますけれども、総裁は、この点についてはどういふふうにお考えでございましょうか。

○前川参考人 金融政策の効率性を確保いたしま

すためには、どうしても金利が機動的に動く、金利機能の活用ということが必要であることはおっしゃるとおりであらうと思ひます。

そういう意味におきまして、いまのように金融資産が非常にふえてくる、しかも対外的には資本の移動が自由になつてくるという場合には、金利を国内だけで規制してまいるということとはなかなか困難であり、またすべきではないというふうにして思つております。そういう意味におきまして、市場機能が十分に発揮できるといふことが金利機能も発揮できることになるわけでございまして、どうしても市場機能全体を高めていく。その中で金利も規制金利ではなくて、金利の自由化を進めてまいらなければいけないというふうに考えております。

すでに、金利の自由化につきましてはできるところはかなり進めてまいつたつもりでございまして、短期金利につきましては、短期市場の金利についてはほとんど自由化してまいりました。長期金利につきましては、これは御案内のように債券市場で利回りが決まりますので、長期の債券市場、必ずしも完全に自由ではございませんけれども、かなり自由化してまいつておるといふふうに思ひます。こういう自由化を進めてまいります上で、さらにわれわれのこれからの展望として持つべきものは、やはり預金金利の自由化であらうかというふうに考えます。

預金金利につきましては、今度の金融制度調査会の中間答申でも触れておられますが、この預金金利の自由化はいろいろの問題がございます。特に小口の預金金利につきましては、郵貯の問題との関連がありますとか、あるいは中小金融機関の経営上の問題というところもございまして、なかなか一挙に自由化というところまではまいらないわけでございまして、しかし将来の姿といたしましては、だんだん自由化の方に近づいていくべきものだらうと思ひます。

当面、預金金利につきましては自由化を考えてまいります場合には、機関投資家であるとかあるい

いま前川総裁がお話になりました預金の自由化、これは一つ大きな問題がありますのは、日本では郵便貯金が相当大きなウェイトを占めてお

型化といいますが、金額を五億から三億へ、また三億からやがては一億へという問題については、総理はどういうふうにお考えになりますか。

要するに、十年の長期債でございますから問題があるであって、ＴＢのようにサイト九十日ぐらゐであれば、ディスカウントしても持つておれば必ず九十日には戻るのでありますから、これは金融機関が、ディーリングをなすつても不測のことが

な調達ということから始まったわけでございます。その性格はいまでも持つておるわけでございますが、だんだん全体のマネーフローと申しますか資金の流れが変わってまいりまして、企業あるいは機関投資家というものの余裕資金という

のが非常にふえてまいりましたものでございますから、そういうところも短期の金融資産を持てることになりまして、また現に持つておるわけでございます。ところが、そういうところは、いまのコールあるいは手形市場というものは入れない。そういうところは、いまでは現先であるとかあるいはCD、こういうものに運用しておるわけでございます。

しかし、短期の金融市場という点から申しますれば、この両者は当然一つになってしかるべきでございます。私ども、将来の展望といたしましては、両者を統合したいというわけのオープンマーケットという言葉をよく使いますけれども、金融機関ばかりでなしに一般企業、機関投資家、こういうものも参加できる市場が、そこでまた取引される金融資産ができてくるのが、一番短期金融市場が効率的に運用されるゆえんであるというふうに思っております。そういう動きは現にある程度起きておるわけでございまして、CDというものが取引されているのはそのゆえんでございます。

また、私どもがTB、短期政府証券を今度のようになしに、一般の企業もこれに投資するということになりまして、一つのマーケットがそこにできるとくるというところでございます。そういうふうな将来の展望から考えましても、オープンマーケットというものがだんだん発達していくことがどうしても必要である。

そういうふうなオープンマーケットということを考えてまいりますと、いまのコールあるいは手形市場にそのまま企業が入ってくることはあるいは問題があるかもしれない。そういうオープンマーケットに一番適した金融資産というものが望ましいわけでございますが、CDももちろんございまして、先ほど来お話しのあることとおり、いろいろ金額、期間等に条件がございまして、一番適当なのはTBであろうというふうに考

えております。現に今度も、TBの市中売却オペレーションはもう何回もやっておりますが、やりますればTBに対する需要はかなり強いわけでございます。そういうことによつて短期の金融市場がだんだん育成されていくということは、全体の金融政策の効率化の点から申しまして非常に望ましいことであらうというふうに思っています。

このTBの発行方法をどういうふうにするかというところでございしますが、いまはTBを私どもは市場に売り出しますが、これは金融調節の手段としてやっておるわけでございます。TBマーケットをつくるというのを実は目的にしておらないわけでございます。しかし、だんだんいまのような動きが発展してまいりますれば、この金融調節ということだけじゃなくて、TBのマーケットができるということとは、将来の姿としては非常に望ましいことではないかというふうに考えております。

○堀委員 総理、いまのお話を聞いていただいで、要するに、私はいまこの問題を取り上げていますのは、今度の「今後の経済対策について」という項目の中で「金融政策の機動的運営」ということがございましてね。

これは、どうも一般的に公定歩合の操作だけが何か機動的運営だと認識をされているのじゃないかと、こう思うのですが、いまちょっと総裁がずつとお答えをいただいたように、オープンマーケットが政府のTBの発行によつてできると、日銀はそこに対してオープン・マーケット・オペレーションが、私が昭和三十八年に、要するに諸外国でやっていることが実はできるようなわけでございます。そうしますと、そこで、もっと金利を低くしようと思えば、現在日本銀行はコールについてはコントロールができる仕組みになっておりますけれども、いまの現先とかCD市場というのは、これには日本銀行は全然タッチができません。

しかし、いまの政府短期証券というものは、すでに相当大きな額を政府が発行して日本銀行が持

つておるわけでありまして、これがそういうふうなマーケットの商品として使われるようになれば、日本銀行はそこでもって、単に金融機関だけではないに、企業に対しては機関投資家に対しては金利の操作ができる。公定歩合だけが金利操作の手段ではない。ですから、さつき申し上げたように、結局外国ではオープン・マーケット・オペレーションという手だてを通じてもやれるし幾つかのそういう金融政策の手段を持つておる。ところがいま大蔵省は、さつきお話のありましたように、金融調節、払い超になつておるからそれを吸い上げる、通貨の調整のためにだけは使わせなければならないところではあります。と、こういうふうなリジッドな処理をしているわけですね。

総理は、大体経済計画でも大いにフレキシブルにやれというお考えのようですから、その点、私はそれなりに評価をしておるわけですが、市場経済、自由経済ですからね、自由経済とすれば、要するに経済全体にとってプラスになることを、一官庁である大蔵省がコントロールをしてその流れをせきとめておるというやり方は、私は、どうも大局の見地から見ても適切でないのではないかと。世界はよそはみんなオープンマーケットがあるわけであって、ないのは日本だけなんです。ですから、ようやく証券界の人の知恵によつて現先というものができ、その次に金融機関の要望でCDができてきましたけれども、なおかつこれは不完全なんです。

ですから、いま財政がこういう状態ですから、短期証券をたくさん出さなければいけませんという問題がありますので、私は、単に金融の揚げ超、散超の調節手段としてしか認めないなどということではなく、どうも経済政策上適切でないのではないかと、こう思うのです。これは主計局が関係ございしますので、私はそういう考えだけれども、主計局は主計局の考えがあるでしょうから、ちょっと山口主計局長から答弁してください。その後で総理にお伺いいたします。

○山口(光)政府委員 御質問の趣旨は多分私の所管外ではないかと思うわけでございます。したがって、答弁を差し控えていただきたいと思います。

○堀委員 まあ、それはあるいは理財局ですかね。これはだれか答弁できる者はいないの、い

○竹下國務大臣 いまのTBの問題は、ある意味においては古くて新しい問題でもあらうかと思うのであります。しかも、最近財政状態がこういう状態でございますので、いわゆる発行限度額というものを予算総則で御決定いただいておりますが、だんだん大きくなってまいりますから、そこになおかつそういう議論が追加されて出てくると申しましょうか、増進する議論であるというふうに理解しております。

いま、オペレーションは金融調節の手段として行われておるわけでございますが、一つには、やはり政府の資金繰りのために発行するわけでございしますから、必要なときに必要なだけ確実に消化できるということと、それからいま一つは、政府としてはできるだけコストが安い方が好ましいというふうな基本的な考え方によって今日までこの議論が、非常に意味において高度な議論としてなされながら慎重に対処して今日に至つておるわけですね。

したがって、日銀総裁からもいろいろ御議論がございましたが、わが国の金融市場というものがこれからどこまで成熟していくか、その成熟度と合わせながらやはり踏み切るときには踏み切る問題ではないか。したがって、いまのところ非常に慎重にこれに対処しておるといふのが実態でございます。

○堀委員 大蔵省は財政が厳しいから金利ができれば安い方がいい、日本銀行にそれで安い金利で全部買い取らせるといふ処理もそれはあるかもしれない。

しかし、ここにこうやっていま片一方の公定歩合はなかなか為替の関係でさわれない。しかし手

段はあるのだ。その手段は、しかし大蔵省の負担になるからやらせない。それは、自由経済というもの全体をどう考えておられるのか。私が皆さんに説教をするとおかしいのですよ。だから、やはり自由経済というものの基本に立ち返って、私は皆さんがお考えにならないければいけないと思う。

ただし、この問題は、渡辺大蔵大臣のときに、私は新しい構想を出してあるのです。総理は初めてお聞きになると思うのですけれども、いま国債の発行、長期のお話が先ほど出ておりましたけれども、長期の国債発行でも、実はいまの仕組みでは売るのが弱いのです。買う方が強い立場にあるのです。そうしますと、どうしても国債は大蔵省は高く売りたい、しかし金融機関は安く買いたい、こういうふうになりますね。そのところの対応が私はやはりファイファイ・ファイファイでなければ公正な価格はできない、こう思っております。ですから、長期国債なり中期国債なりすべての国債を含めて市場公募というところで市場で出されておりますけれども、これが本場の市場の価格かどうかについては、私は多少大蔵省に同情する立場にあるわけです。

そこで、要するにバーゲンパワーをひとつ大蔵省にも持たせたい、対等に市場で国債の発行について、市場公募について対応できるようにするというのが、いまのシステムを変えるべきだというのが、要するに提案がしてございます。

銀行局長はそこにおりますが、銀行局長が当時理財局長の次長をしておりましたときに、私がどうしてもと市場価格でやれないのだという話をしましたら、私は技術的なことはわかりませんから、宮本理財局長が私に、いまのシステムではそれは対等ではございません。ああそうか、そいつはまずい。そこでひとつ対等にするために国債特別会計論というものを大蔵委員会で、すでにもう三年くらいになりますか、渡辺さんが就任早々だったと思います提案をしてあるわけです。要するに、国が必要とする財政資金については

全部国債特別会計で自由な対応で処理ができる。一般会計はその国債特別会計から必要な金額をこだけだけ一般会計に繰り入れてくれということだけを決めれば、国債特別会計は自由に対応、処理ができるようなものにしなす。そうしますと、そのときの情勢で、もう中期国債が幾らとかなんとかでなくて、込みでいまの市場判断に基づいて、このところはTBでつないでおいた方がいい、というときにはTBを出して処理する、長期国債を出した方がいい、というときには長期国債を出す。要するに、いろいろと対応して市場で政府も処理ができるということにする道が開けないと、いま大蔵大臣が言われたように高い金利となるでしょう。しかし、高いか安いかわからないのは市場が決める。本当に公正な市場が決まるのなら、それを高いとかどうとかというのは、私はいまの市場経済で考えようとおかしいと思うのです。

その意味では、そういうボールが投げられているのですけれども、実は大蔵省は今日まで遅々としてこの問題に対応しないわけです。そのうちにやがざるを得ません。六十一年くらいからもう借りかえや何かでこんなことになってきますと、やらなければいけないのですけれども、大蔵省というところは、保守党の下にいますからしょうがないかもしれません、非常にリジッドで保守的なところなんです。だから私は、もっと先見性を持ってやれということですから、三年前にそういう提案をしてありますけれども、大蔵省の中にも私の考えに同調してくれる方もあるのですが、どうも大勢になってない。

ここはひとつ総理、総理の政治的判断で、竹下大蔵大臣もそれに参加をしてもらって、ともかく経済計画で八年のビジョンをやるなどという総理ですから、もうちょっと先を見てそういう対応をして、いまのオープンマーケットをつくる。そうして、そこに日本銀行がいまのオープン・マーケット・オペレーションで参加してくれば、公定歩合だけを下げたのではなくて、安い金利で企業やその他がその資金を調達してそこから処理がで

きるといふ道が開けるわけでございますので、私は、この金融調節手段というのは単に公定歩合だけではないということとひとつ総理に御認識をいただきたい。国際経済の中でやってないのは日本だけだと思っております。

前川総裁、どうでしょうか、小さな国は別ですが、主要先進国でこういう問題はどうかというところになっていまして、どうでしょうか。

○前川参考人 イギリスとアメリカでは、少なくとも政府短期証券というのは最も信用のあり取引対象としても適当なものだということで、これが短期金融市場の大きな部分を占めておるわけでありまして、ドイツはちょっとやり方が違います。もう長期国債をどんどん入札発行してしましますものから、これは、わりあいそのときの市場金利というものに順応するというやり方をとっております。フランスもちょっとやり方が違いますが、TBというものは余り出ておりませんが、イギリス、アメリカ、ああいうふうな金融市場そのものとして一番発展しているところはTBが使われることが大部分でございます。

○堀委員 総理、日本経済が一番近いのはやはりアメリカでございますね。ですから、いろいろな点で、アメリカでそういうふうな長くやられていて問題がない制度でもあるし、自由経済を標榜しておられる中曽根総理としては、やはりぜひひとつ関係者を呼んでいただいて、大蔵大臣とも御協議の上で踏み切ってもらいたいという気が私はしますが、総理、どうでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 私は、やはり証券市場とか債券市場はできるだけ広くして、自由化して深さを深めていく、ボリュームを大きくする、そういうことが望ましいのだらうと思います。そういう点において、堀さんと基本的観念においては同じではないかと思いますが、いまの特別会計を設けるとか、そういう問題についてはいろいろ技術的な問題もあると思います。また、特に膨大な国債を抱えてこれを消化するという点で使命感を持っている大蔵省は非常に大事をとって

るといふような面もあるのではないかと思います。そういう具体的な問題をよく見きわめてみる必要があると思っておりますので、勉強させていただきます。

○堀委員 大蔵大臣、あなたも二回目の大蔵大臣ですからもうあれですが、ひとついま一番大切なことは何かという観点で、そこにポイントを置いてからそれを周辺に広げていくということではないと、いまあることだけを固定して、固定した物の考え方の中で物を見ていけばこれはだめだ、こういう発想は今後の日本のとるべき道ではないだろうと私は思っているのです。

この間からNHKのテレビで、技術大国日本というので大変興味のある特別番組がありました、私はそれを見ました。その中で、出てくる人が言っていますのは、どうも日本人というのはオリジナリにはものをやらない、日本ではいろいろな技術が使われているけれども、オリジナリティーはみんな外国からもらってきている、それを応用し、アレンジし実用化する技術だけはすぐれているけれども、冷静に考えてみると、日本本来の、このオリジナリティーというのは余りないのだという言い方をしておられます。

私もそういう感じがするのです。東北大学の研究所の西沢教授がいま特許庁で特許論争をやっておられるようです。これは、そのテレビで私が見たところでは、世界で初めて光ファイバーの論理の特許を出した方です。ところがこれがうまいといっていない。そのうちに、アメリカの方で実は光ファイバーの特許をとってしまったという問題があります。幸いにして炭素繊維の方は日本が開発したもので、いま日本が非常にウエイトを持っているというふうなことでありますが、そういう意味で、もう少し物をオリジナリに考えて対応するのではないと、既成の条件の中だけで物を見ていて対応するというのでは、今後の政治も、要するに他の国との関係で、特に経済の問題についてはよそでやられていることがどうして日本ではないのか、そのネックは何だろうか、それ

を考えていけばおのずから答えが出ると思はるのです。

だから、これは所管が大蔵大臣ですから、この問題は避けて通れないのです。これは単に私一人が言っているのじゃなくて、大蔵省の中にも同調者はいるわけですから、やはりどっちかというとお役人の皆さんは事なかれ主義でいった方が間違いない。しかし、間違いないだけで、いざばんと来たら困ってしまうわけですから、ちゃんとそれを見通して、これからの大量国債借りかえという、これはもう日本が経験したことのない異常な事態がこれから起こることははっきりしておるわけですから、それに対応するために大蔵大臣も関係者からよくお話を聞いていただいて、総理とも御相談をいただきながらこういう問題をやってもらいたい、こう思いますが、大蔵大臣いかがですか。

○竹下国務大臣 政府短期証券、これをちゃんと金融市場に出して、日本としてもその発行額からしてもその対象として十分魅力あるものではないか、こういう御議論、それに基づいて私どもにも勉強しろ、事実この議論を部内でしたこともございいます。結局、今日金融市場の成熟度がどこまでいけば高いか低いかわかりませんが、ふなれであるとかというような問題も考えれば、勢い慎重にならざるを得ないというのが現段階ですが、慎重ながらも、だんだんふえていく今日でございますので、十分勉強させていただきます。

○堀委員 もう一つ、前川総裁に伺いたいのですが、後半の方で長期金利の問題にお触れになりました。どうも最近の実情を見ておきますと、長期プライムというものが有名無実のようなかつこうになっていて、長期プライムはあるけれども、しかし銀行によつては短期と長期を抱き合わせにしたり、いろいろな操作で現実には長期プライムは名前だけのようには見ておるのであります。

そうすると、これも日本固有の問題ではないか。よその国にはそういうことはないのじゃないか。私もそんなによそのことはわかりませんの

で、この長期プライムといいますが長期金利の関係、特に国債が一番信用があるからこれがともかく一番金利が低いのだ。しかし、幾ら信用があつても、これだけ大量に出るものが、需給の関係で見れば事業債や金融債に比べて果たして信用力があるかどうかという点では、これも疑問のあるところでありまして、西洋の言葉にすべては疑い得るという言葉がありますが、このすべては疑い得るから進歩発展があるのだ、こう私は見ておりますもので、どうもここがいろいろな点で疑問が多いのでありますが、総裁はどうお考えになっておられますか。

○前川参考人 基本的に金利は、コストというよりも大きな要素でございますが、やはり需給で決まるべきものでございいます。先ほどから、市場で決まるべきものだという市場機能のお話がいろいろございましてけれども、と申しますことは、市場における需給によつて価格が決まるということであらうと思ひます。

いまの長期金利の問題につきまして、いろいろの問題が指摘されておりますその中の一つの四畳半金利と申しますか、一つの格差ですと決まっております。考え方、そのコストの問題と同時に需給関係が余り働いていない、需給関係というものが働くのがやはり必要であらうというふうに考えております。これは長期金利だけではございませぬ。短期のプライムレートにつきましても、御案内のように、アメリカでは公定歩合が変わりましてもプライムレートはほとんど変わりません。それは、そのときのコストあるいは需給関係によつて変わるわけございまして、公定歩合とは関係ない。関係ないこともないのですけれども、直接には関係ない。そういうふうに、短期のプライムでも日本では公定歩合と連動するという仕方でございますが、これからは、やはりそこにコストであるとかあるいは需給というものが反映していくということが金利機能、金利の弾力性ということとを確保できることであり、金利機能が十分に働くというところであらうかというふうに思つてお

ます。そういう意味におきまして、長期金利につきましてもいまはなかなか長期プライムで借りない、むしろもうちょっと短いもので借りて泳いでおるところがいいというふうなこともなつております。これは全部ではございませぬけれども、そういう傾向も出ておりますというところは、やはり需給がなかなかそこへ反映しないといういまの仕組みに若干の問題があるのではないかとこのように私も考えております。

○堀委員 総理、いまお聞きいただいたように、だから公定歩合だけが問題なんではなくて、金利がいまの需給で決まる、これが市場経済ですから、需給で価格が決まるというのが市場経済なんです。皆さん自由民主党なんだから、市場経済の持つ特性、これを大いに助長して、そのことによって安い金利も公定歩合だけにこだわらないでできるという方法、手段がありますので、私はちょっとときより特にこの問題にこだわっておりま

すのは、どうも一般的に金融政策の機動的運営というものは公定歩合だけがすべてのような理解をされておりますが、私はそう思っておりません。どうか、そういう意味で、幅広く金利を自由化をする過程でいまの需給で決まる、いまは需給で決まるといふことになれば金利は下がると私は思ふのです。ともかく借りる方はいないのですから、国債は別ですけれども、それ以外のところは、いまはまだ設備投資その他も非常に低調なんです。金利が下がってしまふと公定歩合だけ下げる下げるというのはいかぬのじゃないか。公定歩合を下げて長期金利はまた別になりまして、国債を中心に物が決まる、国債は大量発行だ、こういうことでは、皆さんが考えておられるところで経済をうまく少しも浮揚さすために、システムを変えていくことを通じて問題を発生させるのでなければ、いまのように非常にむずかしい為替の状態の中で、何だか日本銀行に公定歩合、公定歩合とやり一筋でやっているのでは

まい経済運営はできない、私はこう思ひますので、その点どういふふうにお考えになるか、総理、ちょっとお答えいただきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 金利をできるだけ自由化して経済的効率、需要と供給によつて物が動いていく、経済原則を効率的に適用させる、そういう方向は自由経済の道であり、日本経済がこれからたどるべき方向を明確に示していると思ひます。私はそういう方向を歓迎いたします。したがって、できるだけそういう方向に接近するように今後とも行政あるいは法律面において考慮すべきであると思ひます。

○堀委員 日銀総裁、どうもありがとうございます。いま総理がそういうふうにお約束いただきましたから、大蔵省もいろいろ意見がありましようが、大きな流れとしては長期金利も短期金利もTBの問題を含めて自由化にシステムが変われば、私は、いまのような公定歩合を下げる下げろという話はすいぶん変わってくるのじゃないかという気がいたしますので、ありがとうございます。

その次に、公共事業の前倒し執行というのが出ております。「昭和五十八年度の公共事業等」については、上半期における契約済額の割合の目標を七〇%以上として可能な限り執行を促進するとともに、今後とも内外の経済動向を注視しつつ適時適切な対策を講ずるものとする。あと地方公共団体とかいろいろあるのですが、そこで、今度の公共事業の前倒しは七二・五%ですか。大蔵大臣、そうですね。(竹下国務大臣はい)と呼ぶ。昨年に比べますと、たしか五%ぐらい低いのです。大変前倒しが低いのですが、一体この前倒しの効果というものが本当にあるのかどうかという点で、企画庁入つてもらつています。これは計画局長しか入つてないのか。調整局は入つてない。計画局でいいですか、いまの答弁。

○及川政府委員 ちょっと所管が違ひますので……。

○堀委員 それじゃ主計局に答えてもらいましょ

うか。

○窪田政府委員 五十七年の例で申しますと、上半期の契約率は七・二％でございまして、ただ、その場合の上期の支出率は三〇・二％、つまり三割でございまして、私も五十二年に、ちょっと前になりましたが、私どもが五十二年に、たしました。その結果によりまして、契約をしてから一月未満に着工するというのが七五・七％でございまして、また、契約してから四カ月目には六三％のものが資材の手当てをしておりまして、賃金は平均して払われております。そういうことで、契約を早くすれば着工も早まり、資材の手当て等も早まるので、効果はあるものと考えております。

○堀委員 効果があるというのはわかるのですが、昨年と比べて五％低いというのは、そうすると、それだけ昨年に比べれば効果が低いということになるのじゃないですか、どうでしょう。

○窪田政府委員 年度間の効果から申しますと、五十七年度の上期の契約見込み額は十兆六千億でございまして、これは九兆六千億でございまして、金額にすればおっしゃる様に低いわけですが、ただ、これは経済全体の見通しの中で三・四％を確実に実施するために公共事業の着実な執行を図っているという趣旨でございまして、経済見通し全体の中にビルトインをされておられますので、これが確実に実行されれば経済見通しのとおり経済成長が達成できる、こういうふうな考えでございまして、

○堀委員 総理、いまの答弁ですね、官僚の皆さんというのは、経済見通しで三・四％というのを三・四％にしたい、

私は、経済というものは何か目標を置いてその目標に達したいというのじゃないかと、三・四％が三・六％になればますますいいのではないかと、そのためにマイナスが起きてはいけませんけれども、要するに、全体の中でそれが処理できればいいのではないかと、いまの答弁を聞いておきますと、ともかく三・四％になるのには

これです。それなら景気対策などというのは必要のない項目じゃないのか。景気対策というのは、いまの状態がよくないからこれを何とか引き上げるために何らかのインセンティブを与えようというのが経済の今度の問題であって、いまのような目標に達するだけでいいのだというなら特別のことをしなくてもいいのじゃないかと思うのです。

〔委員長退席、大原（一）委員長代理着席〕
今後の経済対策についていろいろたくさん書いてありますけれども、その点、私はもう一つ納得がいけない。一部には、去年のやつ債務負担行為ですか、少し繰越分もあるからというように説明も役所はしているようでありまして、別にたくさん前倒しをした方がいいと言っているわけではないのですが、このぐらいいなら特に経済対策というほどのことはしないのじゃないか。

ですから、あとたくさんありますが、もう時間がありますから触れませんが、この二つを見ても、どうやらこれは経済対策という名の宣伝用のものでしかなくて、実態的には景気浮揚に余りプラスになるものはない。住宅問題その他いろいろあるのですが、時間がありませんからきょうは触れませんが、総理は、これをどうお考えでございましょうか。

○中曾根内閣総理大臣 財政が出動することがいままでは非常に困難な状況にございまして、財政をできるだけ出動させない形で景気を回復するにはどうしたらいいか、そういう点で各省で知恵を絞って、いま御説明申し上げたような考えでやっておるわけでありまして、

その中でわれわれが非常に重視しているのは、新しい型の成長というものを考えたらどうか。いままでの成長とこれからの成長というのは質が二分変わってきつた。たとえば一トンについて、自動車なら百万円、鉄なら九万円、しかしICなら五億とか六億、ちっぽけなものでも値打ちは高い。そういうようなものでこれからの経済の質というものを考えてみると、成長という概念も

また変わってくるという可能性があると思うのです。

そういう意味で、いままで、ややもすると財政出動あるいは公定歩合あるいは公共事業費の増額、そういうパターンでいつもずっときておりました。それも一つ有効な方法ではありますが、それ以上に長期的な安定的な景気回復ということを考えてみますと、日本の国の体系を見ると、法律や達しや政令で相当縛りつけているものが余りにも多いと思うのです。これを開放して民間の活動を自由にするようにしたら、かなりの需要が民間から起きてくる。それは長期的な安定的な需要を引き起こすことになるだろう。

そういう例が、この間うち私が申し上げました環状線の中を一種住専から開放して五階まで自由に建てさせたらどうかとか、親と子の二代で返すように、いままでの一代だけという小さな概念じゃなくて、人生七十五年になったんだから二代で返せるように三十年にしたらどうかとか、そのほか、国鉄ががんにがらめ自分のものだと思っているような土地やその他についても思い切って民間の参入を認めて、そして一緒にやる民間にやらしてジョバ代を取ったかどうか、そういうデレギュレーションという面ではかなりの需要が民間主軸で起きてくる。この方が制度を外してやることでありますから長期的な安定的であり、東京で行われれば大阪でも福岡でも札幌でも行われるようになるだろう。そういう発想がございまして、私はその点は非常に重要視していきたい、そう思っておるわけでありまして、

○堀委員 いまのお考えは、一番端的にさっきのTBやなんかの問題につながっているんじゃないでしょうか。

要するに、大蔵省が枠組みを決めて、参入したい者がいっぱいでも参入させない。だから、それは枠を外してやれば、あなたのおっしゃるように広く参入してきて効率的な金融機能が働いてくる、こうなるわけです。だから、その点は私も同感です。しかし日本の役所というのはなかなか強

いですが、一週決めたなら、なかなかこれを動かさないということですから簡単じゃないと思います。総理がお考えになること大変いいことですが、この経済対策というのは余り当面の景気には関係がない、私はこう見ておるのであります。

そこで、その次に、時間がありませんから二つばかりやらせてもらいますが、さっき塩崎企画庁長官が商工委員会の関係で御出席できないというので長官との間では議論をしたのですが、総理は、経済計画の計画という字に大変こだわりを持っていらつして指針とか展望とかという言葉で置きかえたい、こういうお話のようです。

私は、問題はその計画という言葉の問題ではなくて、その計画というものがどういうもので、どういうふうな運用されているかということから総理がいろいろ問題にしておられるのじゃないかという議論をさっき塩崎さんとちょっとしたわけでありまして、今度は総理は弾力的なものでこれまでもよりは長期のものをやりたい、こういうお考えのようでありまして、

私が心配していますのは、弾力的なことは大変結構なんです。私もそういうものはフレキシブルであるべきだという方向でありますから弾力的でいいのですが、弾力的にやりますと、距離が延びるにつれて先の振れは実は大きくなるのです。だから、聞くところによると八〇年代でちょうどだ。これも私は、たまたま一九八〇年代というのがあってそうなるだけで、余り説得力のある問題じゃないと思っているのですが、そういう計画というものは常に見直して、見直して、見直して、一遍決めたら動かさないということじゃ、どんなものをつくったって、指針であらうと展望であらうと私はだめだと思っているのです。常に見直していく。

資本主義経済というのは情勢で変わるわけですし、いまようやく世界的に、OECDもどうやら

二%ぐらいになると言っているのは、資本主義経済というのは循環がありますから、長くはコンドラチエフの五十年周期もありますが、短い周期で見てもそろそろ循環の上昇局面に世界的に乗る時期でもあるわけですし、そういうふうな局面が上ったたり下がったりする以上、一つの計画でこうやったらうまくいかないのはあたりまえのことです。

ですから、資本主義経済の中における計画というもののあり方は、私は、総理の言っておられることが間違っていると思わないのですけれども、余り言葉にこだわるというのはいかがかなというふうに思うのと、長期に物をやるというの、どうもせっかくなの総理のこのいうふうにしたいというところがなにかうまいかないのではないかというふうな気がするのですが、総理は、その点どうお考えでございましょうか。

○中曽根内閣総理大臣 いままでの日本の経済計画というものがあつて、これはかなり日本の経済発展に貢献した点があると思ひます。特に、高度成長したときの一種のはずみをつけた力もございました。しかし、石油危機以降の世界経済の停滞の中で、いままでのような考えののちとして膠着し過ぎると失敗が出てくる。やはり、計画という言葉がありまして、それがひとり歩きした習いがある、ローリング性というのが非常に失われたと思うのです。

そういうわけで、ある長期計画というものができまして、それに、やれ空港五カ年計画だ、やれ港湾五カ年計画だ、やれ道路五カ年計画だ、と風鈴のようにくっついて、それが幾ら、二百四十兆と、これを動かさないような形になる。そうなるという、やはり成長率を高目に見ないと財政上つじつまが合わない、そういう弊害があるのではないかと、そういうことを憂えておつたわけなんです。

そういう意味においては、やはり数字がひとり歩きしたり、計画という言葉がひとり歩きし過ぎて弊害があるのではないか。そういうことを、なには思ひますけれども将来起こさせない必要もある。

ある。そういう意味で、ローリング性というのを非常に強固に。だから、より長く、よりやわらかく、より何回も、そういう考えに立つた考え方を新しく示す、そういう意味で、見通しとかあるいは見直しとかというふうな感じを出したい、そう思つたわけでありまして。

○堀委員 日本経済の今後の問題、特に政府が関与するのは財政の問題ですね。いまの日本経済の中では、財政の占める役割は非常に大きいわけでありまして。ですから、この財政が一体今後どうなるかということも、いまの見通しですが見直し、あるいは何かの中に入れていかなければなりませんね。

そこで、鈴木総理は、五十九年までに赤字国債は脱却する、こういう約束であつたけれども、総理がかわられましたから、中曽根総理は、赤字国債の問題はどういうふうな処置をしたいというふうにお考えかをちょっと承つておきたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 経済審議会を中心に企画庁におきまして、大体八カ年計画で経済展望をつくつていただくことになって、いま研究が始まつていふと思ひます。それに相応じて財政計画というものができると思ひます。

〔大原（一）委員長代理退席、中村（正三郎）委員長代理着席〕

ここで一番問題になるのは、昭和六十年以降、特に六十二年、六十五年ぐらいの膨大な国債費というものがあつて、そういうような先の大きな山も考へてみまうと、経済展望にしても、いままでのような安易な考へで好ましくないものばかりでつくられては困るということがあると思ひます。そういう面も考へながら、企画庁、大蔵省等が中心になつて、両者が協働するような考へで計画をつくつていただきたい、そういう発想が私にありまして、いまのような措置になつたわけでありまして。したがつて、ではいつまでに赤字国債を脱却するかというようなことは、いまその勉強と作業をやつておる最中ではございまして、時期を限つてお答えすることはむずかしいというところであります。

○堀委員 私、何も時期を限つてお答えをいたしたくつもりではないのですが、しかしそれにしても、いまお話しのように、国債費がどんどんふえるということは、財政が硬直化をして、本来財政の、総理のお好きな機動的弾力的な運営をだんだんできなくなるわけですね。

そうすると、国債費が多少ふえるのはいまの情勢で仕方がありませんけれども、このふえることをどうやって抑えるかということが、財政の機動的弾力的運営に非常に関与することになるので、それについては何か方法をお考えでしょうか。

〔中村（正三郎）委員長代理退席、中西（啓）委員長代理着席〕

○竹下国務大臣 確かに、それらの問題についていろいろな議論がございまして、が、要は、いま総理からのお答えがございまして、私どももいたしましては、経済審議会の御議論と相呼応して、それと整合性を持った財政運営の指針、展望というものを組み立てていかなければならぬ。それは、経済展望の中で財政の占める役割がより大きい国でございまして、もとよりそうしなければならぬわけではございまして。

そうすると、やはりそこに、赤字国債脱却の時期というものが、これからの検討を終えた結果として出てまいります。そうしてさらには、財政制度審議会等では、公債依存率を赤字国債、建設国債によらず一〇%以下に抑えるべきだという一つの御提言もなされておる。そういうことを長期に見ながら、これからの財政運営全体を考へていかなければならぬわけではございまして、当面の施策としては、まずはこの公債依存率を下げるために、その端緒としては、やはり赤字国債というものを減していくということだと思ひます。

したがつて、五十五年度予算編成の場合には前年の当初に比べて一兆円の減額、今度は補正後に比べて一兆円の減額ですから、それは胸を張つて言えるほどのものではないと思ひますが、何はさておいて赤字国債というものを減していくということに、歳入面から、これから五十九年度予算というものを目標して部内で十分な検討をしながら、各省にも協力を得て進んでいかなければならぬ。やはり何はさておいて、この発行額が多からぬもの、金融市場に与える影響も起きまじ、まずは赤字国債脱却のめどというものを定めて、それに対する手法を考えていくというものが取つかりではないだろうかというふうに理解しております。

○堀委員 いま、歳入歳出にわたつて、こういうお話がありましたが、これは、赤字国債を本気で減らそうと思つたら、歳入面でも対策をしなければならぬのではないですか。どうでしょう、大蔵大臣。

○竹下国務大臣 これはたびたび議論のあるところではございまして、また、各種審議会、調査会等においても、まずは歳入削減から当たつて、その後国民の皆様の方との問答の中で、いわば現行の施策水準を維持するためにどうも必要な場合に、初めて歳入ということに對しての理解と協力を求めていかなければならぬという大筋に立ちまして、まずは歳入構造の見直し。いわば、中曽根内閣ができたとして総理の口から、財政再建から財政改革という言葉が使われて、その基本的考え方というものを示し上げて今日に至つておるわけではございまして、まさに歳入構造そのものにメスを入れていくという姿勢で、これに對応していくべき課題であるというふうに考へております。

○堀委員 そこで、歳入の方でちょっと先に伺うのですが、この間新聞で見ますと、大蔵省は主計官会議をやつて、主計局長はそこで、今後歳入を切り詰めるためには財政の仕組みや制度にメスを入れなければならぬ、こういうふうに出ていました。主計局長、これはどういう意味かをちょっと答えてください。

○山口（光）政府委員 ただいま大蔵大臣が述べになつたとおりでございまして、四月四日に五十

八年度予算が成立いたしました。

四月五日、早速でございますけれども、大蔵大臣は閣議でことしの財政運営の話とそれから今後の問題について発言なさったわけであります。その中で、この国会にお出しいたしました「今後の財政改革に当たっての基本的考え方」にございまして、歳入歳入構造の合理化案を基本として財政の立て直しを図る必要がある。そのためには、まず歳出の一層の削減合理化を進めなければならぬが、この五十八年度予算は確かに大変厳しい、いわば超緊縮予算であったという意味で画期的であったかと思うのでございまして。しかし、単年度のそういう措置でこの財政が立ち直るという話ではございまして、これはあくまで財政改革に向けての一步にすぎない。今後さらに腰を据えて取り組む必要がある。このために、歳出の基礎になっております——日本の歳出構造というものは、その基礎に法律でございましてあるいは計画でございまして、場合によりまして約束事でありまして、そういうのがありまして、いまのままほうっておきますと、そういういろいろな法律その他の約束事を自然な姿で伸ばしてまいりますと、これは私の感じでございますから正確な数字ではございせんが、一般歳出において二兆から三兆ぐらゐ普通の経済成長の場合に伴うていくような増加圧力を持っている歳出構造でございまして。

御承知のように、これから再建を進めていくというときには、大蔵大臣がいまお述べになりましたように、公債を減らしていくことでございまして、まずこの歳出面につきましては相当厳しい抑制を図っていかねばいけない、これは大変なことでございます。

二兆とか三兆とかという歳出増加圧力を抑制していくのは、先ほど御議論のありましたように、単に効率化というだけではだめなのでございまして、守備範囲を見直す、制度を変えていくということを含んでやらなければいけない。それには時間がかかるし、それから広範な検討が必要でござ

いますので、実は臨調が一つのお考えをお出しになりました。私も大変ありがたいお考えだと思っておりますが、あれだけでもとてもできないのではないかと。もつとあれに加えてさらに二工夫も二工夫も要るのではないかと。ところで、前広に各省にもお願いして研究を進めていく。もちろん数字的なものでいうのがいまだあるわけではございません。まだ五十七年度の決算もはっきりしないような状況でございまして、数字的な見当があるわけではございせんが、そういう状況でございまして、私もそれから大臣にも各省の事務当局に検討させていただきたいということをお願いしたわけでございまして。

○堀委員 いまお話しのように、主計局長も、制度や仕組みを変えていかないと大変だ、第二臨調には大変いい答申をしろと、こういうふうな話でございまして。

ちょっと私、総理がおいでになる前から大蔵省、陳より始めようというのでやっております。第二臨調の第五次答申、最終答申で、これは百三ページですけれども、時間がありせんから大蔵省のところだけやりますが、「大蔵省の財務部を廃止し、国有財産管理及び理財関係業務を業務を中心とする現地的事務処理機関を配置する。」というふうに実は第二臨調が答申をしておられるわけでありまして。

私は、第二臨調の答申より前に、この委員会がこの問題の提起をいたしました。それはどういう意味かと言いますと、現在財務部の職員が約二千人います。府県におおむね一つずつ、少し数は減っているようでありまして、あります。そこで私は、この財務部の中でいまここに書かれておりますようなことだけを残して、そしてこれを単なる事務所としてその機能は残して、そこで二千人のうち千五百人ぐらゐは余裕ができてくると思ひますから、この人たちのひとつは国税職員として配置転換をしてもらって、そしてひとつ税金を取る方向で協力をしてもらったらどうだろうか。

〔中西(啓)委員長代理退席、委員長着席〕

そうしますと、要するに財務部の土地や建物も処分が出来ますから、その意味では収入の方にも役立ちますし、同時に、今度は歳入の面で税金を取ってもらおうということに役立ってくるということ、まさに私は、いま主計局長が答弁しましたことを第二臨調の答申がいくぶんここで指摘をしておるわけでありまして、決して財務部の職員の皆さんをやめてくださいとかそんなことではないのでして、少し研修期間を置いてひとつ国税の方へシフトをしてもらって、それはすく外へ出るわけにはいかぬでしょうから、内部の処理をしていただきながら国税の職員の人が外へ出て税金をさらに取れば、さらに収益はふえるというふうな思ふのです。

私は、まさにいまの行政改革というのは、それは国鉄やその他の公社の問題もいいたすけれども、やはり行政そのものに對してもう少し積極的にやるべきだ、こう思ふのですが、総理、この点いかがでございましょうか。

○中曾根内閣総理大臣 堀さんのそのお考えに私も賛成であります。

〔委員長退席、中西(啓)委員長代理着席〕

私も行管長官のときに、国税庁の皆さん、大蔵省の皆さんから、どうも人手が不足で、ふやしてくれふやしてくれという御注文がございまして、でさうだけごめんどうは見たいつもりですが、十分であります。

そういう面から見ると、同じ大蔵省の中にあって、しかも財務部の皆さんは優秀な皆さんでありますから、研修をすれば相当程度役立つのではないかと、そう思っております。

○酒井政府委員 私どもの税務調査というのは、過少申告等の疑いの濃い人を優先的に選抜して対象にして実施しているわけでございまして、増員によって調査件数がふえたからといって、正比例的に増員額が増えるとは言えませんが、これまでの調査結果から見ますと、仮に高額悪質な納税者を対象として一人の職員が一年間実地調査だけに従事すると仮定しますと、限界的に税務職員が一人加えられますと一年間でおおよそ五千万円の増収が図られるという計算をしたことはござい

ます。

○堀委員 いま、こういう財政の状況ですから、国税職員をふやしてくれといふことは、ふやせないとすね。ふやせないとすねならば、より効率的な処理をするために、ここで第二臨調の答申がございまして、ひとつこういう方向で配置転換をして、それぞれの職員がすく外には出られませんが、税務職員は五万からいるわけですから、その人たちが千五百人はどこへ入ってくるれば、その中で千五百人はいまの調査に出られる。そうすれば、一人五千万円で千五百人だったら七百五十億ですね、七百五十億収入がふえる。

○堀委員 終わります。

○森委員 柴田君。

○柴田委員 総理にまず最初に解散、総選挙のことについてちょっとお尋ねしますが、昨夜の会合で総理は、受けて立つ、こういう御発言をなさったと報道されておりますが、この真意は一体何か。それから、マスコミが一斉に衆参ダブル選挙、こういうふうな報道されておりますが、果たしてそういうお考えがあるのかないのか、はっきりとひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 ゆうべの会談の件が新聞にけさ出て、私驚いたのであります。私の記憶では、受けて立つという言葉は言わなかったつもりです。その点は、参議院議長の新新聞紙面における発言の方がより近いのじゃないかという気がいたしました。

しかし、のんびりした話し合いをみんなでした

のですから、あるいは私の記憶違いがあるかもしれませんが、私の記憶に残っているのは、解散というようなのは挑んで政府がやるものではない、解散につきましては前から一貫して申し上げているように考えは変わっておりません、そういう趣旨のことを申し上げたように思います。ですから、挑んでやるものでないということを言つたので、じゃあ挑まれたらやるのかという反対解釈で、そういうニュアンスがあるいは出たのかもしれないが、その点は、前から一貫している解散はしないという私の考えに変化はございません。

私、いま一番関心を持っているのは、行革を中心にする重要法案をどうしても会期末までに成立させたいということでありまして、ここに全力を注ぐべきものである、解散というようなことを考える必要はない、法案を成立させれば内閣としては今議会の目的は相当程度達するのではないかと、そう考へておりました、法案成立に非常な関心を持って、鋭意それに努力している。野党の皆さんにも御協力願いたい。きょう総理官邸に自民党の代議士さんが二、三名おいでになりましたが、大體むだ遣いはしない方がいいよ、そう言つておいたのであります。

○柴田委員 受けて立つということについてですが、いま総理がくしくもおっしゃったが、挑まれたらやるのかというお話がありましたね。挑まれたらというのには、野党側が内閣不信任案を提出したら、それが挑まれたらだ、こういう解釈でいいですか。

○中曽根内閣総理大臣 そういう先の先まで考えたことではないのです。私は解散するという考えを持つておられるのですから、ともかく重要法案成立ということが自民党の当面の最大使命である。そういう意味においてほかのことは考えません。どうぞ御心配なきようにお願いいたします。

○柴田委員 じゃ、財確法に閣連をしていろいろお聞きをしてまいりたいと思います。

所得税減税、住民税減税、合わせて減税問題であります、どうも最近の政府の姿勢あるいは本

委員会等の議論を見てまいりまして、減税実施について後退をしつつあるのじゃないかという感じがしております。

というのは、一つは、今後の経済対策の中でも、この減税の問題は「当面の課題」ではなくて「今後取り組むべき課題」であると後退している。それからいま一つは、先ほど来議論がありましたように政府税調に諮問をしていらつしやる。そして、いまも小倉会長からも、税調で一生懸命努力はするが、その答申が減税なしという答申もあり得る、こういうような御発言もありました。

私は、そういう点で非常に心配をしておりますが、もしやるとすれば本当に五十八年中に実施するのか、所得税、住民税の地方税の減税実施についての法案を提出するのかどうか。これも、朝方わが党の正木委員が質問したわけでありまして、あと法案提出は三回しかない。今国会、それから参議院選後の院の構成の臨時国会、それから秋になりますか、要するに臨時国会、これは総理が召集される、こういうように思ふのですが、この三回しかない。本当にやる気があるのかないのか、やるとすれば、いつその法案を提出して、いつからやるのか、その辺はどうでしょうか。

○竹下国務大臣 これは、私から最初お答えした方が総理がお答えになるのに幾らか参考になると思ひますので……

与野党の合意がございまして。そうして、その裏づけをした議長見解というものがあつて、参議院として、さらにその上につけ加えるならば、参議院の予算委員会が予算を議決する際の委員長見解というものがあつて、それに対する政府のお答え、こういうようなものが一連してあるわけでございます。したがって、私どもとしては、各党合意の底意には、とにかく最終的には政府の責任でこれを行へ、こういうことになるわけですね。

そうならば、政府としては、オーソドックスな考え方に立てば、当然税制調査会というものにお諮りをいたさなければならぬ。その税制調査会にお諮りするに際して、一般的には国会終了後とい

うことになりましたが、各党の意を受けて幹事長から私に対して、税制調査会をできるだけ早く開くべきだという御要請があつた。税制調査会には内閣総理大臣の諮問機関でございまして、内閣官房の方へ連絡をとつてそのような御趣旨に沿うようにやれ、こういう御指示をいただいた昨日税制調査会を開いた。そうして税制調査会に対しては、まことにつまびらかに今日まで国会で議論をいただきました問題、そして各党合意の背景等を御報告申し上げて、特別部会を設けてこの議論を詰める、こういう合意に達していただいたという段階でございまして、いつ、そしてどの規模でということをお願いする段階には今日まだありません。

ただ、きょうも税制調査会長もお答えになつておりましたように、五十八年は所得税減税は見送る、そして五十九年度以降抜本的に考える、こういうことを一度決定したものの、私どもとしては政治的な動きにこたえて、抜本的な検討を言つておつたのだから、それを早めてやることに對しては税制調査会としては対応すべきではないかという結論に達して部会を設けるに至つた、こういうお答えがございましたとおりの経緯をたどつてい

わけでございますので、私どもとしては、予見を持つて税制調査会にこのようにしていただき、あつてはございまして、正確に今日までの国会を中心とした背景について御報告申し上げてい

○柴田委員 期待はいいんです、大蔵大臣。いまも税調会長から御発言があつたじゃないですか。要するに、審議の結果、減税はできないという答申もあり得る、形の上ではあるかも知れぬ、だけれども、まあ政治的な要請があるので努力しましょう、たしかこういう発言がありました。

それで、この政府税調というのは総理の諮問機関である。私が心配しているのはそういうことな

んです。信頼して諮問されるのも結構です。だけれども、たとえば五十八年度は見送られたわけですね。それをあえてこういつた与野党合意、政府見解を踏まえて諮問を要請されたわけでありま

すね。ところが、その結果どうなるかということ、信頼をすることは大事なこともありませんが、結果的にもしもそういう減税はすべきでないという答申が出たときに、総理としてはやられるのかどうか、私は、この点をぜひ総理にお聞きをしたいわけなんです。どうでしょう。

○竹下国務大臣 ちょっと事前に申し上げておかなければならないのは、小倉税調会長が申されたのは、いわば従来まで今年度は見送ると言つておつたではないか、したがつて、理論的にそれと同じ結論が出ることもあり得るかという質問に對して、それは理論的にはそういうこともあり得るかも知れませんが、私どもとしては政治的流れの背景を踏まえて鋭意期待に沿うように審議をいたします、こういう答申をなすつておるわけでございます。いま私がおこりにまして急に死ぬることだつて理論的にはあり得るわけでございますから、あのお答えは、理論的にはありましようがそういうことはいたしません、こういう御趣旨と受けとめていいのではないかと。

ただ、仮に万一そういうものが出たらどうするかという御質問があるわけでございますが、その場合、万一を予定するわけにはまいりませんが、けれども、まずはその前に政府の責任においてやりま

すということがございまして、それを御信用いただくしかないではないかと思ひます。

○柴田委員 万一の場合どうですか、総理。いまの大蔵大臣がされた後段の答弁ですね。

○中曽根内閣総理大臣 政府税調は、政府税調の構成員の見識と権威において独自の案をお出しになるだらうと思つております。それをいただきましたら、われわれよく検討したいと思ひます。また一面において、自民党は国会におきまして各党との間で話し合いと申し合わせをしております。

これにつきましては誠に守りますということと約束しておるのであります。その約束は守らなければならぬと思ひます。政府税調は結論がどう出るかわかりませんが、いまから憶測してあれこれ言うことは差し控えたいと思ひます。

○柴田委員 大蔵大臣は、正木委員の質問に対して、とにかく秋の臨時国会に減税法案の提出も考えられないわけではないと御答弁になられた。だから、私も、やはり年内に、年末調整という形で実施をしていただきたい。この間も私から言いました通り五十九年一月一日実施、これについても大蔵大臣としては肯定をされておったわけでありました。

そこで、同じ質問であります。総理はどうでしょう。

○中曾根内閣総理大臣 いまの御質問の趣旨がよくわからなかったのですが、恐縮ですが、もう一回お願いいたします。

○柴田委員 減税法案の提出、これは大蔵大臣は、秋の臨時国会に提案されることも考えられないわけじゃない、あり得るであろう、けれども政権交代もあるので云々とおっしゃった。それから私が召集する権限はありませんから云々という話がありました。総理ですから、そのとき総理をやっておみえになれば当然召集の権限があるわけですから、それが一つ。

それから、実施は年末までに年末調整という形でお願ひしたいが、遅くとも五十九年一月一日実施、これは先回の大蔵委員会で大蔵大臣はそのように御答弁いただいたと私は記憶をいたしておるわけでありまして、その二つのお答えです。

○中曾根内閣総理大臣 この七月、五十七年度全般の結果が出るまでは五十八年度の予測がなかなか的確にはしにくい。予算上はいろいろな数字を並べてありますが、実際の運営につきましては的確な計数を考えるという場合にはやはり七月以降でないといけない。そういう意味におきまして、いまいつどうするかということ、はなはだ恐縮ですが申し上げにくいと思ひます。ただ、与

野党のあの幹事長、書記長の申し合わせは自民党としては誠に守ります、このことは申し上げなければならぬと思ひます。

○柴田委員 そうしますと、自民党幹事長が与野党代表者会議におきまして、「景気浮揚に役立つ相当規模の減税を実施するための財源を確保し、所得税及び住民税の減税についての法律案を、五十八年中に国会に提出するとの確約があったことは承知をいたしております。政府としても、これを尊重いたします。」と野党合意を受けて後藤田官房長官が予算委員会の理事会で、あるいはまた予算委員会においてこれを読み上げられました。これはいいですね。大丈夫ですね。

そうすれば、いま私が言ったように、年内の国会において、五十八年じゅうの国会において減税法案は提出することになると私は思っております。がね。先のことかどうのこうのとおっしゃったのですが、どうですか。そうでないと——これは大事なことです。

○中曾根内閣総理大臣 先ほど申し上げましたように、七月以降の計数等をよく見まして、そして的確な考えをまとめていきたいと思うのでございまして、いつどうするかということはいま御容赦願ひたいと思ひます。ただ、先ほど申し上げましたように、与野党間の申し合わせは政府としては誠に実行したいと思っております。

○柴田委員 政府として誠に実行するというのは、いま私が言ったことなんですよ。では、そういう理解でいいですか。こんなことばかりやっていて時間がなくなる。

○中曾根内閣総理大臣 誠に実行いたします。

○柴田委員 では、そういうふうに理解をいたします。

次の問題は財政改革の問題、われわれは財政再建と言っておりますが、総理は財政改革。中曾根総理の財政改革という考え方は、一つは歳出削減と同時に歳入増進を見直す。二つには、具体的な計画は政府の経済計画と絡めて検討を開始する、つまり経済計画という言葉がお嫌なら経済展

望でもいいわけですね。それと絡めて財政改革案つまり財政計画というものを提出をする、こういうことだと私は思ひます。

それで、いよいよ五十九年度予算編成がスタートをするわけですが、まず一つ私が望んでおきたいのは、やはり財政の見通しを明確にしたい。ただきたいということ。それから二つ目には、先ほど来議論がありましたが、新しい経済展望というものを早期に策定をしていただきたい。そして、それを土台にして新しい財政計画、中期展望でも結構ですが、とにかく財政計画というものを打ち出して、歳入と歳入のギャップを埋める方途を明らかにしていただきたい。つまり、財政改革の手順と方策について国民に明確にわかりやすくしていただきたい。これなくしては国民からの財政改革、財政再建に対する真の理解と協力は得られない、私はこういうふうに思っております。その辺はどうでしょう。

○中曾根内閣総理大臣 まず、中長期にわたる経済指針あるいは経済展望をつくっていただく。それに相応する財政計画というものを一つつくっていただいて、その両者の間で吻合、齊一ならしむように措置をいたします。そういうことで、日本の経済政策の今後の大綱というものは基礎づくりができると思っております。いま、その作業を開始したところでございまして、われわれはこれを見守っておるといふところでございまして。

○柴田委員 経済展望は、経企庁としては八年間、昭和五十八年から六十五年までですか、策定は一応夏ごろまでというふうに考えているようでありまして、その辺はそういうふうに理解してよろしゅうございませうか。

○及川政府委員 展望、指針の期間につきましては、二十二日の総合部会で八年間ということが決まりましたわけですが、策定のスケジュールにつきましては、内外経済情勢がなお不透明なところもありまして、いま審議を再開したばかりでありますので、なお時間を要するかと思ひますけれども、できるだけ早期につくりたいという心づもり

で、事務当局の一応の目途として夏ごろということを考えておりますが、いずれにしても、その時期についてはなお情勢の推移なり審議の状況等を見ながら弾力的に考えていくことが必要だと思っております。

○柴田委員 総理、経済展望八年間でできるだけ早く、夏ごろまで、これは多少おくれるかもしれませんが、一つの目途というものがあります。私は、再三三本委員会においても要望し、議論を積み上げてまいりましたわけですが、財政計画というものは、これはもう財政の中期展望でも結構ですが、とにかく提出をして財政の姿を明確にして、どんなような形で具体的なプロセスをもって財政再建をしていくんだ、財政改革を行っていくかということ、これはもう提出が必要である、こういうふうに思っております。ですから、総理の理論でいけば、経済の展望が出て、それが一つの下敷きになって財政計画というものが作成される、私はこう思ひます。大蔵大臣も、後年度負担推計という形で五十九年度予算審議を一つめどとしてできるだけ間に合うように提出しようということを過日の本委員会において明言になっておるわけでありまして、私はぜひそうしていただきたい。そして、本日に国民の前に財政の姿というものをきちっと提示をしていただきたい。私どもも、こういった審議の過程において参考としていきたい。いままでのような、いままでといふか、ことしのようないわゆる中期試算的なA、B、C、七五三に分けたそういう試算的なものではなくて、やはり一つの明確な指針を持った展望というものを、つまり手順と方策というものを持ったものをひとつ計画としてまとめて提出していただきたい、こういうふうに私は考えておるわけでありまして、先ほど出されるでしょうというふうないわゆる第三者的な御発言があったわけでありまして、総理の政治姿勢としてはそういうものを御提出いただけるかどうか、この辺をひとつしっかりと御答弁いただきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 御期待に沿うように努力

していきたいと思っております。

ただ、財政計画の方はかなり厳しい、むずかしい問題がございます。六十年から六十五年、それ以降にわたる膨大な国債費というものを考えてみますと、その処理をどうするかという問題とも絡みまして、さまざまなバリエーションが考えられる。そういう意味におきまして、一義的にこれだろ、というふうに決められない面もかなりあると思うのです。そういう意味におきましては、びしっとしたものはなかなかできにくいと思いますが、経済展望に沿いましてできる限り見通しができるようなものををつくってみたいと考えておる次第であります。

○柴田委員　ぜひそれは要望してまいりたいと思
います。

それで、財政改革のプログラムというものがなければいけないと思うのですね。

先ほど堀先生からもお話があったように、一つは、それは完璧なものでないにしても、せっかくつくるからにはその財政改革の目標をどこに置くか。いままでは五十九年度赤字国債脱却というのがありました。それから増税なき財政再建、これは編組の基本理念であるわけですが、そういう一つの基本的な柱、私はこういうものがなければならぬと思います。ただ、いつ赤字国債を脱却するか、そういうことはいま私はここで議論をいたしません、せっかくそういう財政計画というものを策定して私どもの前に提示をしていただくならば、やはりそういったものもきちっと柱として検討されてしかるべきである、私はそういうふうな考え方を持っておるわけですが、その辺はいかがでしょう。

○中曽根内閣総理大臣　先ほど申し上げましたように、これから先の数年間の山坂を考えますと、びしっとしたものはなかなかできにくいと思いますが、できるだけ展望力を持ったものをつくるように一生懸命努力してみたいと思っておる次第でございます。それ以上のことは、いまのところはよくと申し上げにくい立場でございます。

○柴田委員 それでは大蔵大臣、いま言いました
が、こういうふうに質問を変えます。

せつかく経済計画が出てそして財政計画が出されるのであれば、その中で一つの柱になるものはないのか。赤字国債の脱却というのをどこに置くのか。それから不当に増税なき財政再建というのの貫くかどうか。やはりしんが入っていないければいけない、私はこう思います。どうですか、そういう点は全然考えないですか。ただ、完璧なものではないが、まあまあ出せと言われたから出しますよ、そんな程度のものでしうか。

○竹下 國務大臣　今年度予算を御審議いただきま
す足がかりといたしまして中期試算というものを
お出した。これは、いま御指摘なさったよう
に、七年、五年、三年、こういうことで一つの仮
定計算を置いて御提示申し上げたわけでありま
す。

總理からお答えがございましたように、いわば経済展望というようなものの作業がこれから進むわけです。その中に果たす財政の役割りというものも当然ございます。と同時に、財政の展望についても、少なくとも五十九年の予算御審議をいただくに当たっては、その手がかりとなるようなものとしてできるだけ御要請に沿ったものを提示するような努力をしなければならぬ。その場合、いわば赤字国債償却というものも一つのめどとしてこれから鋭意検討していかなければならぬでございます。そうして増税なき財政再建という問題については、これはたびたび申し上げておりますように、いわば理念として私どもが絶えず念頭に置いておかなければならぬ問題であるという理解の上に立っております。

○柴田委員　時間がなくなってきましたので、最後に総理に、郵便貯金事業に関する臨調答申、これは最大限尊重する、こういう答申に対しての明議決定もなされたわけでございます。答申が言っているのは、一つは郵便貯金事業のあり方の見直しとの必要性、二つ目には改善方策ということを言っております。改善方策には何点ありますが、

主だった三点を言いますと、第一点は郵便貯金の定額貯金の商品性の見直しということを言っております。それからもう一つは、預貯金金利の決定が一元的に行われるように制度化すべきである。それから三つ目には、これは郵政省の予算要求のときにありますような資金の自主運用の主張、この三点について言っております。

三点はいいのですが、この定額貯金の商品性の見直しあるいは預貯金金利決定の一元化、これらの制度化ということになりますと、これは臨調答申を最大限に尊重してこれを実施するということになれば、当然郵便貯金法の改正あるいは政省令の改正という問題にも波及してくるのではないかと、こういうふうに私は思います。先ほどの堀先生への答弁では調整を図っていく、こう言われたのですが、総理としては、最大限にこの臨調答申を尊重されていく、それは閣議決定されたという

ことでは、この郵便貯金事業の見直しにつきましては、一体政府部内で今後どのような具体的なスケジュールで調整を図り実施していくのか、この辺はひとつ総理としての見識をお伺いしたいのと私は思います。

○中曽根内閣総理大臣　その件に関しましては臨調答申を尊重しつつ、各省、関係団体間におきまして調整を図っていく、その調整を私としてはしばらく見守ってまいりたい、こう考えております。

○柴田委員 調整を見守って臨調答申を実施していかれる、そういうことなんですね。そうですね。

それじゃ、最後にサミットの対応について、要するに、世界経済の活性化という問題をそれから国際通貨の安定という問題、こういった問題が議題になるだろうと私は思います。

世界経済の活性化については、わが国のいわゆる内需拡大という問題が一つ出てくるかもしれない。せんが、それはそれといたしまして、二つ目の国際通貨の安定という問題、これは、アメリカがなとえは為替市場に対する協調介入の問題にいたし

まして余り贅戚をしないといふふうには言われてゐるわけですね。為替安定というのは、経済政策の中であるいは金融政策の中でやはり非常に大事な問題であると私は思います。だから、せつかくのサミットがあるわけですが、この為替安定あるいは国際通貨の安定という問題について、どういった考え方で各国首脳と話し合つていかれるのか、対応されるのか、それだけをお聞きして、時間が参りましたので質問を終わりたいと思います。どうでしょう。

○中曽根内閣総理大臣 その点につきましては世界経済の活性化及び安定性を確保していくために各国首脳間においてよく話し合うべき対象であると思っております。

特に日本のような場合におきましては、為替の乱高下は国民経済に影響するところ非常に大でございます。それについては、しかし、各国国民経済運営の整合性といひますか経済政策自体をお互いが協調し合うという面がないと、実体がないところで形式だけ合わせようとしてもなかなか合わせるものではございません。そういう意味におきまして、各国がとる経済政策の協調性という問題について、どこから始めて、為替の安定という問題について、どの程度各国が協力し合えるかよく話し合つてみたたい。日本としては、できるだけ長期的に為替を安定させるということは望ましいと考えて、各国が協力することが望ましいと考えておるわけでありす。

○柴田委員 終わります。

○森委員長 米沢隆君。

○米沢委員 時間もありませんので、簡単に御質問いたしたいと思います。

の機動的な運営、公共事業等の前倒し執行など、八つの当面する課題と、世界経済活性化のための国際協力に対する応分の貢献など三つの今後取り組むべき課題を決定されました。伝えられますところ、今回の経済対策のねらいは、足踏み状態にある景気情勢に回復のきつかけを与えて、今年度経

済成長見通しである実質成長率三・四％を確実なものにするというものでありますけれども、その対策の内容を見ますと、財政事情の許す範囲内での対策という足かせがあるせいもありましようが、実際に景気刺激効果がありそうなのは公共事業の上期集中契約ぐらゐでありまして、これも年度後半の公共事業追加がむずかしいということになれば問題なしとしない。過去の公共事業の上期の前倒しについて検証してみても、たとえば五十六年度の公共事業の上期前倒しは目標七〇％以上として実績は七〇・五％に終わりましたが、このような前倒しをしたにもかかわらず、下期には積極的な追加を行わなかった。このため、五十六年の十月―十二月期の公的な固定資本形成は前期に比べてマイナスイ・三・二％、五十七年の一―三月期はマイナスイ・四・三％となりまして、結局五十六年度の低成長をもち、ひいては大幅な収支不足を招く大きな要因となった、こういう経緯もあります。

五十七年度につきましても、上期の前倒しは目標七・三％、実績七・二％でありましたけれども、下期に御承知のとおり二兆七千億円の総合経済対策を講じましたけれども、これは四千億円の債務負担行為あるいは五千億円の地方単独事業が含まれておりまして、きわめて不十分だったと私たちは考えております。同時に、総裁選挙等でその実施時期がかなりおくれたということもありまして、現在の経済指標が悪いのもそのあたりに大きな要因があるのではないかと、こういうふうにかえります。

同時に、五十八年度につきましても、一般会計における公共事業費は六兆六千五百五十四億円であります。これは五十五年以来、当初予算では四年連続横ばい、五十四年度も六兆五千四百六十八億円でありますから、ここ五年連続横ばい、これに物価上昇分を考慮しますと実質はかなりのマイナス、さらに五十八年度は、五十七年度補正によつて先取りされた分がありましたために予算額としてもマイナス、実質ではそれ以上にマイナ

スになっておる、こういう実態でございます。これを反映いたしまして政府の五十八年度経済見通しでも、公定歩合形成は名目でも一・六％のマイナス、実質では二％程度のマイナス、また政府支出は名目で〇・四％増であります。実質では〇・七％のマイナス、これは実質経済成長率を〇・一％引き下げるもの、こう考えられております。

このように、公共事業を上期に集中ししても後ほどのフォローがなければ結局景気対策になつてないという実績があるわけでありまして、今後の問題として大変重要な課題ではないかという感じがしてなりません。

同時にまた、金融政策の機動的運営につきましても、公定歩合の引き下げにつきましても御承知のとおり日銀の専管事項ということもありまして、いまのままでいきますと機動的な運営というのは文字どおりに絵にかいたもちになる可能性があるとわれわれは考えます。私は、この公定歩合の引き下げの実施につきましても、昨年末から何回かタイミングを失つておるといふ感じを持っております。もし日本が利下げをして円安が進行すれば、原油値下げの効果も吹っ飛んでしまつて、かえつて景気に悪い影響が及びかねないという論も十分わかりますけれども、しかし、現在のように円相場が過度に神経質であればあるほど、機動的な運営の実施と効果については大変大きな疑問があると言わざるを得ないと思ひます。

また、総理がみずから力説されておりますいわゆる規制緩和による民間投資促進等についても、その効果は大変疑問があるといふ多くの指摘がございます。その他の対策を見ましても、すでにある制度を円滑に実施したり周知徹底を図るというものが目立っておりますし、課題によつては一体いつまでかのように具体化されるものかわからないという問題も多いと考えます。実質的にも中期長期対策的なものが多過ぎる、当面の効果がないうという感じはこの前の経済対策を見たわけであり

ます。

そこで、総理にお尋ねしたいことは、今回の経済対策は政府としてどのような景況感に立つて立案されたのか。この前、日銀の景気の底入れ宣言がありましたが、実際そういう情勢にあるのかどうかという点と、今日の日本経済にとりまして、今回の経済対策というものはどのような役割を担つて出てきたものか、この二点について、まず概括的に、簡単に結構でありますから、御答弁いただきたいと思います。

○中曽根内閣総理大臣 日本経済の情勢は、二回におたる石油危機等の影響から長期的に低迷しておりまして世界経済の影響を著しく受けて、同じように停滞を続けてきたと思ひます。

しかし日本経済の場合は、やはり潜在的な底力というものがかなりあります。ために、ほかの外国から比べれば、ファンダメンタルズは非常に良好であったと思つております。それに物価が非常に安定いたしました。それから為替がおかげさまで次第に強くなつてまいりました。こういうことにより支えられ、それに石油の値段がぐつとここで下がりましたので、こういういい要因を最大限に活用しながら景気回復のペースにしよう、そういう考えに立ちまして、先般米、経済の新しい対策を掲げて明らかにしたところでございます。

景気につきましても、アメリカ景気が確実に上昇ラインに転じ、ヨーロッパも大体薄日が差すといふ情勢になつてきてまして、日本の経済も、いろいろな指標を見ますと、この秋にかけて薄日が差す、回復期に向かう、そういう徴候がかなり出てきておるように思ひます。景気ということですから、結局は景気でありまして、人々の気、その気分にならぬといふか、こういうこともあります。

そういういろいろな面から考えまして、今回政府がつくり出した経済政策はいろいろなものを盛り合わせたものになつておまして、そつちの面の気の方も非常に重要視した。デレギュレーションというのは、そういう気持をもちたいというふうな要因もあると思ひます。そういう意味におきま

して、この環境である程度バネの力をつくりまして景気を上昇に向けようと思つてやったことでございまして、これからの努力によりまして、それは可能であると考えております。

○米沢委員 そこで、今回の経済対策の効果についてありますが、特に三点だけ総理の御所見を伺いたいことは、一つは、金融政策の機動的な運営いわゆる公定歩合の引き下げは、現在のような円相場にかなり神経質な感覚を持っておられる情勢を見ましたときに、本当に絵にかいたもちにならないかという心配が一つあります。その点について所見を伺いたい。

それから、年度後半の公共事業が追加されない限り、先ほど申しましたように、過去の実績から見ましても、経済成長要因あるいは景気対策になつていないという点に關して、総理はどういうふうなお考えを持っておられるか。

それから、規制緩和による民間投資の促進とか公共事業についての民間活力導入という、民間の活力を引き出すことにかんする重点を置かれており、同時に、総理も大変熱心であるように考えておりますけれども、たとえば、公共事業の分野への民間投資機会の一層の拡大等々も掲げてはありますけれども、具体策が示されておられません。したがって、民間活力の活用というのは具体的にどういう感じで展開されていくのか。特に言葉がきれいであるだけに過度の期待あるいは何か錯覚があるのではないかと感じますのでございしますが、この三点について具体的に御答弁いただきたい。

○中曽根内閣総理大臣 まず、公定歩合と為替の關係でございますが、この問題は日銀の専管事項にしてあります。政府が言葉を差し挟むことは差し控えたいと思つております。ただ、日銀総裁がここで参考人として述べた言葉の中を見ますと、やはり為替が必ずしも影響を受けないとは言えないということをお心配しておられるようであつたように伺つております。しかし政府としては、これは日銀総裁が判断すべきことで、われわれが

とやかく言うということは差し控えて、一貫してまいりたいと思っております。

それから、今度の効果でございしますが、下期の前倒しの影響というのを御心配していただきましたが、確かにいままで停滞時代においてはそういう現象もあり得たと思います。しかし、ようやくアメリカ景気がこれだけ台頭してまいりまして、輸出面においても明るさが少し出てきたり、いろいろな面で、ここで政府が行いました経済政策が効を奏すれば景気は上昇に転ずる見込みは秋にはかなりあると私は読んでおります。そういう点も考えてみますと、下期の公共事業費をどうするかというのをいま論ずるには余りにも早過ぎる、こういうふうに考えております。

それから、デレギュレーションによる民間需要の誘発という点につきましては、これは新しい型の成長等も考えてやろうと思っておる点でございまして、これはひとつ思い切つて実行してみたいと思っております。いろいろ、一種住専とか二種住専とかという問題や、あるいは公共用地の活用問題、国鉄用地の活用問題等も含めまして、これらは市町村に非常に影響するところがございまして、東京都の場合におきましても同じことでございまして、大阪においても同じであります。

だから、区会議員の選挙とか区長さんの選挙、市町村長の選挙が済むまでは、なかなかこの問題はさわるのが適当でないという状況でもございまして、先日の四月二十四日で終了いたしましたので、この問題につきましても、本格的に市町村等とも連携をとりながら、やり得ることを着々実行していきたいと考えております。

○米沢委員 民間の活力を引き出すというその前提は、たとえば民間の経済主体がその経済活動の方向を決める際に、政府の見通しを信頼して、あるいはそれを指針として行動することが、まず政策目標実現のための最大の手段であると私は考えます。

そういう意味では、政府見通しに対する信頼を確保することが、政府見通しが有効にあるいはま

た適切に機能するための不可欠な条件でありまして、現在のように、ここ数年米経済見通しはすべて狂う、税収もかなり狂う、財政再建も将来定かでない、こういう情勢をそのままに放置して、そして民間だけ何とかおれたちを信じてついていこうという議論は逆立ちした議論ではないか、そういう感じがするのをごさいます、そういう意味で、民間の活力を何しろ引き出すという決意があればあるほど、御案内のとおり新経済社会五カ年計画等ももっと早急に決めてもらわねばなりませんし、この国会で、いわゆる財政の中期展望だとか中期試算とか、あるいはまた国債消化がどうなっていくとかいろいろな試算は出されなければいけません、それをどうするの道筋がほとんど示されてない。そういうことになりながら民間活力だけおれについていこうという議論はちょっと、意欲はよくわかりますけれども、実際の民間の経済主体というものは総理のおっしゃるようなことについてこないという一面が出てくるのではありませんか。その点いかがですか。

○中曽根内閣総理大臣 その点は、御指摘の要素もあると考えております。

ただ、去年の秋新しい内閣ができてまして、新しい内閣のもとに経済政策を再検討いたしましたので、その結果、いままですり上げましたようなラインで作業を開始しつつあるところでございます。この作業を的確に行いまして、そして経済、財政ともにある程度御納得のいくような線をつくり出し

まして、長期的な思の長く続く政策を続けていきたい、こう考えておりますので、なるほど民間側からは、政府がろくに指針も出さぬで民間だけに頼っているのはけしからぬという考えがあるかもしれない、自由化を行って民間に思存分力を開放していただくという発想もわりあい少なかったの、それを新しくここで開放して力を出していただくという政策に出てきたものでございまして、その部分はもう自分で自由にやっついていいという世界に近づいているわけでございますから、民間の方

も喜んでいただけるのではないかと考えております。

○米沢委員 そこで、一般的な議論ですけれども、御承知のとおり五十八年度の予算は、公共事業費は実質的にはマイナスでございましたし、所得減税を見送ったという観念からは実質増税であるから、やはり有効需要を縮小する政策をとっております。御案内のとおり、財政出動がきわめてむずかしい情勢であることはよくわかりますけれども、景気の判断あるいは景気対策の観念から問題にするならば、やはりちょっとこの経済対策は楽観論に過ぎるのではないかと感じを私たちは持っております。

特に、先ほどおっしゃいましたように、アメリカ景気の回復、原油価格の値下りのいい影響が日本経済に及ぶのだから、この際余り無理することはないという感じが政府の共通した考え方になっておるような感じがしてなりません。すなわち、われわれの立場からするならば、あなた任せの経済政策という感じが強過ぎるのではないかと、この疑念を持っております。このような姿勢というものが内外の経済の現実の中で本場に通用していくのだからという疑念が一つございまして、たとえば、国内経済の自律回復を期待するというならば、今回の対策は余りにもお粗末、逆に自律回復までのロスが大きくなるのじゃないかという感じ、この経済対策を私たちが見ておりますが、その点、一般論としてお答えいただきたい。

それから、国際的にいって日本のおける経済政策が本場に通用するのだからという観点から考えてみますと、世界経済が少しづつよくなりつつあることは、これは喜ぶべきことではありますけれども、外国の立場から見ますと、国内市場が回復あるいは拡大するに伴って輸入はどんどんふえていくけれども、それに相伴う形で輸出が進んでいくかということになります、どうもそのようない気配にない。したがって、たとえば日米関係だけをとりましても、本年度の日本の貿易収

支の黒字の規模は全体でかなり大幅に上回って大体三百三十億ドル前後を記録するのではないかと、こう言われておりますし、アメリカの対日赤字は百五十億ドルくらいになるのではないかと、こういう予測がなされておるわけではございませんか、おもうところは、結果的には日本経済にとって重大な制約要件になっておりました通商経済摩擦が景気がよくなることによってこれからは逆に一層激化をしていくのではないかと、アメリカ景気が緩やかに回復過程に入ったとしても、高失業率という情勢はそう簡単に変わり得ないということでありまして、対日反発というのはいまますます大きくなっていく。同様に、欧州諸国そのものも、アメリカと同じように、景気や世界の経済がよくなるに従って輸入はふえるけれども、輸出は余りそれに伴ってふえていかない。

結果的には、余りにも黒字をつくり過ぎる日本に対してはけしからぬという、いろいろな意味で誤解もあれば因縁をつけたというふうなものもありまして、逆にも日本の黒字がどんどん大きくなるという黒字国の責任を追及されるという、そういう情勢がますます強化されていくのではないかと、この心配をいたします。今回またサミット等が開かれますけれども、そういう意味で、日本の黒字が大幅になるということイコールまた新たな経済摩擦あるいはまた対日批判を大きくしていくのではないかと、そういうものに対して総理はどういう弁解をされるのか、その点をお聞かせいただきたい。

○中曽根内閣総理大臣 自律回復の問題でございしますが、なるほど春闘におけるアップ率が少ないとかあるいは減税が行われぬといふ点、これは、需要につきましてもマイナスの影響を持つかもしれない、全般的に見ると、物価が非常に落ちついておりまして下がってきている。これは、実質賃金をここ数カ月の間上げていくことにもなっています。それから、石油の値段が非常に低落してきています。これも、数カ月経過する必要があると思

いますが、やはり企業の力を非常に強くしつつあ

るわけでありませう。そういうような面から、たとえ電力等におきましてもガス等におきましても、それで得た蓄積をもつて補修をやるとか、そのほかで中小企業あるいは下請に対する需要増を行うというようなことも片方で出てまいりまして、そういう意味において、総合的に考えてみますと、やはり原油価格やあるいは輸入物資の価格の低落というものが原価を相当下げておりまして、企業の収益率を非常に強くしつつある、こういう状況ではないかと思っております。

それから、国際経済から日本が見られる目という点は、これは非常に考えなければならぬ点であると思っております。しかし、日本の国際収支における黒字というものは、大体輸入減から来ておるあるいは輸入価格の低落という面からかなり来ているように思ふのでございます。そういう点につきましても国際的にもよく説明をいたしまして、構造的な問題についての理解をもちょうように今後とも努力してまいらなければならぬ。また、それと同時に、いわゆる経済摩擦、通商摩擦と称せられるものを再び起こさないようにあらゆる面で努力を傾注していかねばならない、そのように考えております。

○米沢委員 いま総理は、輸入減あるいは輸入価格の低落、そういうものが日本の貿易黒字を大きくしておるといふ要因の一つだ、こうおっしゃいましたけれども、そうであればあるほど、日本の経済がもっと経済政策等を強化して輸入をふやしていくという方向をとらない限り、その国際的な対日批判というものはそう簡単になくなっていかないのではないか、そう私は思ふのです。

そういうことを考えれば考えるほど、たとえば新聞の記事によりますと三十人委員会というのが二十四日まで開会されたとありますが、その中でも、もっと日本は財政支出をふやして景気刺激策をとるべきである、そういう意見もあったというふうに伝えられておりますし、あるいはまた、日本は円高方向に持っていくための措置を何一つ行っていないという、そういう議論まで誘発している

く、こういうつながりになっていくわけでありまして、そういうものに対して、どう先進国の連中に説明できるのかというところを尋ねておるわけですね。

○中曾根内閣総理大臣 輸入の価格の低落あるいは輸入の数量の減少ということから来る黒字につきましては、これはよく関係国にも説明する必要があると思います。それと同時に、発展途上国、原料の輸出国に対しても適切な調整工作を行って良好な関係を維持していく必要があると考えます。

それから、関係各国との間におきましては、わが国に日本は国際的協調の線は誠実にやっておる国ではないかと思ひます。発展途上国のリスケジュールをやるような国につきましても、日本はアメリカ等と協調しましてかなりの貢献もしておりますし、あるいはそのほかのOECD内部における協調的行動等につきましても、日本は率先して努力し協力もしております。そういう点においては、最近の評価は昔とは大分変わってきたのではないかと思ひます。

それから、円の相場につきましても、一時は政府が介入して安くしているのではないかとというよう誤解がございまして、最近はその誤解はほとんど一掃されまして、円というものの実体について認識が強まってきているように思ふのであります。しかし、われわれから考えますと、円はもっと強くなつていいはずだ、こう考えております。そういう点につきましては、もう少しよく国際的理解も求めるように努力してまいりたいと思つております。

○米沢委員 最後に、サミットに関連しまして一つ総理の見解を伺つておきたいことは、先ほどから話がありますように、いま世界経済もある程度回復過程に入つたということですが、まだしかし、依然として大量失業というものが残つておりますし、国際金融不安あるいは財政破綻というようにあえておると言つても過言ではないと思ひます。こうした世界の経済危機の諸悪の根源は何か、いろいろな議論の中で共通していまや国

際常識と言つていいのは米ソの軍拡競争、これが経済危機の諸悪の根源ではないかという議論が大変大きくなつております。

そういう意味では、経済再生を図っていくためには、何よりも軍拡をやめること以外に出発点はないという認識、いろいろと各国の事情等もあつて、あるいは外交方針等もあつて、一概に軍拡競争イコール経済の危機をつくつておるといふ議論にはなり得ない部分もあるかもしれませんけれども、私は、総じて軍拡競争の出費というものが経済危機に大きな悪い影響を与えておるといふのはいまや国際常識ではないか、こういう感じがしております。

そういう意味で、軍拡競争をやめて、できればそういうものにお金を使つて世界公共事業に回す、緑を確保するあるいはまた飢を放散するといふようなものに回したらどうかという国際世論が大変高まりつつあるわけでありまして、私は、今度のサミット等において、ぜひ中曾根総理あたりにはそのあたりのリーダーシップをとっていただきたい、軍拡競争をやる限り経済の危機はそう簡単に克服できないんだというその主張を大きな声でやつてもらいたいという希望があります。そういう点について総理の見解を示してください。

○中曾根内閣総理大臣 結論的に申し上げますと、いまおっしゃいました方向は正しい方向であり、われわれも考えなければいけません。米ソの間においてできるだけ早く軍備競争をやめて、双方合理的な線でレベラダウンを繰り返していくということが望ましい姿であると思ひます。

ただ、いまソ連の中におきまして、いまの政権がどの程度の強靱性を持っておるか、政権の性格、支援勢力と申しますか、そういうようなもの等につきましてもいろいろな説がございまして、また、レーガン政権の内部におきましても、議会との関係やいろいろな問題もあるようにございまして、両方が、ある意味において軍備関係、軍備管理に関するゲームをやつておるとも考えられま

す。あれだけの超弩級兵器を持つておる双方になると、ある意味においてはボーカーフェイスでやつていふような点もなきにしもあらずだろと思ひます。そういう点もよく理解しつつ、実質的に両方の軍備拡充というものがレベラダウンをして、双方が納得する形で一日も早くおさまるよう私たちが側面から努力していきたいと考えております。

○米沢委員 終わります。

○森委員 賛同率代さん。

○賛同委員 総理にお尋ねいたします。減税問題なんですけれども、大蔵大臣には再三にわたつてお伺ひしておりますので、きょうは直接総理からお答えをいただきたいというふうに思つております。

国民の所得税減税に対する期待は非常に強いものがありますし、特に家計簿をいろいろつけていらっしゃる方のお話を聞きますと、特にこの減税を絶対にやつてもらわねえと暮らしはよくならない、家計簿をつけていない家庭に比べて一層減税の要求が強くなつてきているというのが実態でございます。ぜひ一兆円以上の大型の減税を早期にやつてもらいたいというわけですが、いままで、なかなか時期、規模、財源が明確になつておりません。私は、できるだけ早く大型の一兆円以上の減税をぜひ総理の指導的な力でもつてやっていただきたいというふうに思つております。

ところが、減税の財源問題については五十八年度予算に一円も組まれていないわけで、どうやって減税の財源を確保するかということが重大な問題になっておりますが、政府の税調にこれをお任せしていろいろと検討してもらふという考え方を大蔵省の方にとってはどうですか、けれども、これまで税調会長のお話も直接伺ひましたけれども、その中で特に大型間接税の導入という問題が大変心配される事態が起つてくるわけですね。一般消費税という問題につきましても国民の大きな反対があつて、昭和五十四年に国会決議が行われていますけれども、大蔵大臣との質疑の中で、EC型付

加価値税というものについては、これは一般消費税(仮称)とは別のものであるというふうなお考えも示されまして、税調の検討に託するというふうになっているわけですね。

そこで、去る四月八日付でもって自由民主党財政再建議員研究会というところから手紙をいただきました。ここには「いかなる形態の大型間接税にも反対」四月八日自由民主党財政再建議員研究会は総会を開き、「いかなる形態の大型間接税導入に反対する」決議を行い、ただちに中曽根総理に別紙の通り申し入れを行ないました。」というところで提言があるわけですね。

これによりまして、「いかなる形態の大型間接税にも反対する」付加価値税が一般消費税にあらずんば白馬は馬にあらず」ということで、自由民主党財政再建議員研究会、二百七十六名になっておりますけれども、この大型間接税導入の絶対反対の理由の第一に、「E・C型付加価値税は、一般消費税(仮称)と実質的に同じ仕組みの税制であって、その上売上げの都度、仕送状(インボイス)の発行及び受領を義務づける煩雑な手続きが加わる悪税である。中国の古いたとえに「白馬は、馬にあらず」という詭弁を弄するたとえがあるが、E・C型の付加価値税は、正に一般消費税(仮称)そのものであり、これを別物とするのは、詭弁に過ぎない。」こう書いてあるわけですね。

これは、中曽根総理のところにも申し入れがされているようだけれども、私は、これを踏まえて大型間接税の導入について総理のお考えをお尋ねしたいと思っております。

○中曽根内閣総理大臣 大型間接税につきましては、これを取り入れるというふうなことに指示したこともなければ検討したこともございませぬ。

○養輪委員 大型間接税をやってはならないというふうな国民の世論について、どのようにお考えですか。

○中曽根内閣総理大臣 耳を澄まして聞いており

ます。

○養輪委員 耳を澄まして聞いておると、どうい

う声が聞こえてきますか。もう一度お答えくださ

い。

○中曽根内閣総理大臣 養輪さんがおっしゃるよ

うな声が聞こえてきます。

○養輪委員 つまり、大型間接税導入に反対とい

う意向が自民党を含めて非常に強くなってきた

いるという中で、税調でこれが論議されて導入が

心配される。その中で、すべての責任を持ってお

られる総理大臣が、御心配なく、大型間接税導入

はいたしませんというふうな、そんなお約束がい

ただけまいかと思っておりますが、いかがです

か。

○中曽根内閣総理大臣 考えておりません。

○養輪委員 そうしますと、国民の世論があるに

もかわらずそういうふうには約束をしないとい

うことで、余り世論に耳を傾けないということに

なると私は思ひ、これではとても心配です。私

は、ぜひいまここで強く総理に、大型間接税の導

入は念頭に置かず減税をやるといふ、そういう

方向をお考えいただきたいと思ひますので、もう

一度その点だけ。

○中曽根内閣総理大臣 大型間接税の導入は考え

ておりません。

○養輪委員 減税のために大型間接税の導入を考

えていないというふうには伺いましたが、よろしい

ですね。もう一遍。

○中曽根内閣総理大臣 とにかくこの議会で一貫

して、大型間接税の導入は考えていない、検討も

してなければ指示もしておりませんと申し上げて

きておるのであります。

○養輪委員 これからもまたこの論議はずっと続

くと思ひますけれども、大型間接税の導入につ

いては断固反対という意向をぜひ踏まえていただ

いて所得税の減税を実施していただきたいと思ひ

ます。

ところで、次に、軍事費の問題に関連してお聞

きしたいと思ひますけれども、GNP一%の歯

めという問題について、先日竹下大蔵大臣に、五

十九年度予算編成に関して、この歯めの問題は

ぜひ守るようというところで私はお尋ねをいたし

ましたが、竹下大蔵大臣は、かかる考えは内閣と

してないというふうにお答えをいただきました。

それは、五十九年度の予算で軍事費が一%を超え

ることはないというのが内閣の意思であるとい

は伺いましたけれども、それでよろしいのかどう

か、総理のお考えをお聞かせいただきたいと思

います。

○中曽根内閣総理大臣 あれはたしか昭和五十

三年の三木内閣のときに決めたのではないかと

(養輪委員「五十二年」と呼ぶ)五十二年ですか。そ

の線は守っていくつもりであります。

○養輪委員 五十九年度予算においてこの一

の歯めを守るといふことでお聞きしてよろしい

ですね。

○中曽根内閣総理大臣 守るために全力を尽くし

たいと思っております。

○養輪委員 ちょっとトーンが違ってきたけれど

れども、五十九年度予算で一%の歯めを守る

といふことと、守るための努力をするといふこと

とはちよつと違うように思ひますが、もう一

回。

○中曽根内閣総理大臣 五十九年度予算につ

いてコミットしたことは一回もないのです。いかな

る経費につきましても、まだ具体的には申し上げ

ておりません。

○養輪委員 防衛費については内閣の前のそう

い決定がございますから、その線を守る、引き続

いて守っていくということでありませぬ。

○養輪委員 ぜひ、そういう軍事費がますます増

大して福祉や教育に被害が及んでくるといふ状態

に一層ならないよう、私も強くそのことを申し

上げておきたいと思ひます。

それで、実はこの問題に関連して、三重県の青

島で去る十九日自衛隊機墜落事件が起きました。

十四名の自衛隊員の方が亡くなりましたが、こ

のニュースを私は聞いて、一つは昭和四十六年七

月の栗石での空中衝突事件、それから今月の七日

に岐阜の上空で起きた自衛隊機と全日空機のニア

ミス事件というのがすくすく頭に浮かんだわけだけ

れども、栗石事件では当時の佐藤総理大臣が「こ

のたびの事故が自衛隊機の訓練中に発生したこと

にかんがみ、今後、訓練の過程でいさしくも国民

生活に不安を与えることのないように、厳に措置

していく」というふうな談話を発表されました。

その後、航空交通安全緊急対策要綱というものが定

められました。それで再びこのような事故が起き

ないようという姿勢が示されたわけだけれども、

も、そこでは、民間優先という柱、それから自衛

隊機の訓練空域及び試験空域の分離というもの

や、訓練空域外での雲上有視界飛行の禁止とい

うようなものが打ち出されてきたわけですね。

ところが今回の事件は、雲の中で、しかも超低

空百八十メートルの有視界飛行ということ、こ

れは、この要綱はもちろんのこと、この要綱のも

とになっているICAOの飛行の勧告にも反する

危険な飛行法ではないかと思ひますが、最近で

は、こういう要綱及びその要綱のもとになつて

いる勧告というふうなものを無視している非常に危

険な状態があるのではないかと心配されますが、

どうなんでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 自衛隊機の最近の遭難事

件はまことに痛ましい事件でございまして、御遺

族の皆様方に心から哀悼の意を表したいと思ひま

す。報告を聞いてみますと、訓練にかなり無理が

あったような気がいたしました。ああいうことが

起こらないように今後とも自衛隊を引き締めてま

いりたいと思っております。

○養輪委員 事故が起こった直後というものは、何

かにつけて身を引き締めていこうことになるわけ

ですけれども、それが日にちがたつにつれて緩ん

でくる。まして、私どもが頭上でも絶えず危険があ

るわけですから、それを私どもは目にすることが

できないだけに、だんだんとそういうふうな緩ん

できているという心配があると思ひます。

ことしの四月七日の岐阜県美濃市上空のニアミ

スというのは、自衛隊側の方は、これはニアミスと考へていないとお聞きしております。全日空機の方は約五百メートルの異常接近と判断して報告しているわけですから、仮に自衛隊側がニアミスでないと考へたとしても、実は非常に危険な状態であったのではないかと、大問題だと私は思っています。異常接近についてはパイロットの視認を前提にしているために、危険があるほどに接近したかどうかというのはパイロットの主観で違ってくる。視角によっては相手方に見えない場合もあり得る。その場合も両者の報告に差異がある、そういう場合は異常接近にならないというふうな基準があるようで、この基準自体が一つはまことにおかしいのではないかと思っております。それから雲中飛行をしている場合は、リーダーで見ますと二つの機影がびったり重なって、あわや接触、翼の端で両機がかすめていくという、そんな危険な状態でもパイロットが視認するということがないために、ニアミスの報告がないということもあるわけですね。しかし、事實は異常接近である。そうしますと、こういうニアミスの判定基準というものも非常におかしいのではないかと、これを改める必要があるのではないかとこのようにここで一つ思われます。

そこで、雲石のあの事故を思い起こす必要があるわけですが、当時と比べますと、いまジェット化が非常に進みまして、ジェット機が主流になっている。航空交通量が増加し航空交通が錯綜して、そして空の過密が非常に進んでいる。飛行機の種類もふえ、スピードも上がり、多様化し、進入方法、高度や経路もさまざまになっている。私もが住んでおります名古屋空港ニアでは、特にこの名古屋空港が軍民共用空港ということで、有視界飛行機と計器飛行機のニアミスは五五・三%で、平均の三六・五%より多く報告されているわけですね。こうなりますと、この軍民共用空港というのが一つ大きな問題じゃないか。那覇空港ではこれがもっと異常にニアミスが多い。だから、いまここでは軍民分離ということを考えるべきときではないかというのがある一つあります。それから、いま事故がいろいろ調査されておりますけれども、さらにもっとよく調査をして、航空交通量が非常に過密で、必要ならば交通量の規制というのをも考へるべき時期にきているのではないかと思われます。そして、主要空港の周辺のターミナル管制空域、進入管制区では有視界飛行機も管制官の指示を受けるべき法的規制を明確にすべきではないかというふうな指摘が全運輸省労働組合の調査によってあらわれております。

米国内では特別管制区(PCA)での有視界飛行機の飛行は絶対禁止とし、そのかわり有視界飛行機が多く飛行し、かつ計器飛行機との交錯が発生する空港周辺においては、TCA(ターミナルコントロールエリア)を設定し、そこでは有視界飛行機も管制官の指示を受けるという規制を行っている。

このアメリカの教訓に学んで日本においても、名古屋等、計器飛行機と有視界飛行機の交錯、ニアミスが著しく多発している空港では、空港周辺の一定空域(現行の管制圏や特別管制区といった小さな空域ではなく、たとえば告示された進入管制区内におけるすべての空域)においては、有視界飛行機も管制官の指示を受けて飛行するという法的規制を明確にし、そのための管制方式、要員配置等の措置を緊急に講ずるべきである。

というふうな指摘がされております。

岐阜は、名古屋空港のターミナル管制空域に入っておりまして、さらに自衛隊の各務原基地も抱えておりまして、非常に不安が増しております。

そこで、いま雲石事故を再び思い起こして、そしてその後の変化を踏まえて問題点を洗いざらい明らかにしていただき、現場の管制官の声なども十分耳を傾けた安全対策をこの際抜本的にとつていただきたいと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 今回の事故にかんがみまして、もう一回あり方について点検を行い、また、運輸省の民間航空等の関係におきましても心配のないようによく打ち合わせをして検討させていただきますと思っております。

○運輸委員 それでは、このような危険なことが再び起こらないように、ぜひ十分な対策をとっていただきたいと思ひます。

次に、社会的な弱者救済という問題に絡んで、消費者信用の問題について、二お尋ねをしたいと思ひます。

最初に、サラ金の規制法に関する問題ですけれども、利息制限法に関する昭和三十九年十一月と四十年十一月の最高裁判例について、これはそれぞれ、利息制限法で定めた金利を超える金利の支払いについて超過分は元本に充当できる、元本充当を超えた支払分については返還請求ができるという判断を示しております。

この判例によって、実にたくさんの方々が被害者があるいはその家族が死の危険から救い出されている、そういうことは十分御承知のことと思ひます。いまサラ金地獄が一層ひどくなつてきているというふうな言われておりまして、とにかくこのサラ金地獄を何とかしなければならぬということとで規制法問題が起つてきております。実は、今回の自民党と新自連提案の法案では、サラ金問題の解決のための重要な道である最高裁判例を外してしまうという問題点があります。

そこで、総理大臣は、このサラ金問題に関する二法案について、四月四日の参議院の予算委員会においてその成立を期待しているというふうな回答されておりますけれども、いまでもこのようなお考えでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 現状から考へてみますと、やはり一歩前進になると思ひます。一〇〇%満足すべき内容ではございませんけれども、登録制度を設けるとか、いろいろな形でいまよりも厳しい規制のもとに漸進的にこの問題の解決を図ろうとしている態度でございまして、ある意味においては最高善ではないけれども改善にとどまる、そういうことではないかと思ひます。

○運輸委員 私は昨日「朝日」のとき「この本を届けたい」と思ひました。「サラ金地獄からの訴え」という本でございまして、これをざっと読んでいただいて御感想をお聞かせいただきたいということですが、いかがでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 いろいろ悲愴と感ずるようなケースが多々ございまして、心が痛む感じがいたしました。

○運輸委員 その悲惨な例がどうやって救い出されたかというところを読んだことがあったのですけれども、それは、利息制限法によって先ほど申し上げた元本充当あるいは返還請求等、そういう手だてによって立ち直っているという問題点がここで幾つか指摘されているわけですね。

そこで、いまの被害者が本当に命を守り、再び立ち直っていくための救済の道、それを閉ざしてしまふのが今回の二法案ということで、今回の参議院の質疑を通じて問題点も明らかにになり、そこで新聞やテレビなどでも業界擁護、悲劇増大の天下の悪法ではないかという指摘もされております。そういう中で、こういう実情を踏まえていながら、なお成立させようというところは許されぬというふうには私は思ひます。そして、本来ならば、最高裁の判例はもうすでに十年も前に出されてお

りますので、この最高裁判例になつた立法をする。ことこそ肝心の、その手だては少しもとられずに、今回のような高金利を容認しサラ金悲劇を一層増大するような法案を出すことは、一歩前進とはとうてい言えないものだ。被害がますます拡大して悲劇がますますふえるばかりだと私は思います。それを強く指摘したいと思ひます。

さらに、今回の二法案が政府提案ではなくて自民党から出されたというのは、行政府が最高裁の判例を真つ向から否定するような法案を出すことはいかに問題があるということ、出すことができないというふうにも答弁があつたわけですが、そういう問題点があるのに、それを放置したまま行政府の最高責任者である総理が、大問題を無視して、別の点で一歩前進があるからということとでこの成立を期待するといふようなことになれば、最高裁判例を行政府の長としての総理大臣が無視することになると私は思ひます。

そこで、こういうことは三権分立の立場からいっても問題だし、本来政府がもっと早く提案しなければならなかつたことをやらずにおいてそういう問題点になるということについては、最高裁の判例について総理大臣がどのようにお考えかをもう一度お聞きしたいと思ひます。

○竹下 国務大臣 この法律案は長い時間かかりました。各党の専門家にお出かけいただきまして、いろいろ協議をされて、まさに総理からお答えがありまして、現状で改善のものとして、今後の推移の中でより完全なものに近づけていくということから提出されて、いま御指摘になりましたが、参議院でも議了されて、施行日等が修正されて本院へ回付されておる、こういう現状認識でございます。

そこで、結論的に申し上げますと、この規定は結果的には利息制限法超過分の支払いに關する最高裁の判例を否定することになります。この案によつても、債権者が法律の規定を遵守して、かつ債務者が任意に支払った利息のみが有効とみなされるのでありまして、依然として利息制限法の

限度を超える金利の支払いを強制されるものではない。刑罰上限金利の引き下げ、そして業務規制等とあわせて、全体としてこれを見れば一つの考へ方である、議員立法でありまして、そのように思われるわけでございます。

○審判委員 一歩前進というなら被害者が喜ぶはずなんですけれども、現実には、被害者あるいはそれを救うためにがんばっている弁護士等がこれは悪法であると言ひ、業界の方が非常に歓迎していることから見まして、この法案の本質は明らかではないかと思ひます。

そして私は、銀行が直接間接にサラ金に融資をしている、それをこれからますます増大するといふことがゆゆしい問題であると思ひます。昨年、私が当委員会で武富士の社長にお尋ねした際にも、武富士は資金の八〇％を外調調達、そして半分は外銀、相銀からのものであり、残り半分の多くは大手都銀系列のリース会社、ファクタリング会社からのものだといふ事実を認めておりました。

武富士の社長は、こうやって銀行がどんどん貸してくださるということになれば、将来は経常利益で大手都銀を上回ることも可能であるといふふうに言われており、まさにサラ金規制法はサラ金育成法とさえ思えてくるという週刊誌の指摘もあります。

そこで、金融機関のあり方、銀行の公共性というところから見て、こうした問題でサラ金の悲劇を一層増大させるような、銀行がサラ金に融資をどんどんしていくということについては自衛をさせることが肝心だと思ひますが、その点について総理のお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○竹下 国務大臣 いわゆる消費者金融という問題は、本来でありますならば、銀行等金融機関の一つの分野として、これがますます育成されていくことが好ましいことだと思つております。

しかし、元来日本の銀行法というのを見ますと、まさに預金者保護という点ではこれは世界一しっかりした法律だと私は思ふのであります。しかしながら、これが運用の問題につきま

しては自主性にゆだねられておるわけでございますだけに、中には、卸売的なある意味における庶民金融への間接金融というふうなものを否定するものではございません。現実でございます。

しかしながら、これは、五十二年でしかたかかわゆる通達等を出して指導をして、やはり金融機関そのものが庶民金融の分野でもその効力を大いに發揮するように、これからの行政指導等に努めていかなければならない課題だといふふうに理解をいたしております。

○審判委員 時間がありませんで、もつとお尋ねしたいし申し上げたいことも多々ありますけれども、利息制限法最高判例が取つたおそれという点については、これは悔い、禍根を残す重大な問題だといふことを強く指摘しておきまして、終わります。

○森委員 小杉隆君。それでは、所得税減税にしばつて質問をしたいと思います。

いままでの所得税減税をめぐる動きを經過をたどつてみますと、昨年来、減税小委員会ができて、この減税の財源について相当突っ込んだ前向きな議論がなされてきたわけですが、途中で自民党の内閣改造などがあつて山中小委員長が交代したりなんかして、結局財源問題で各党の合意が得られずにこれは解散をしてしまったわけです。

そのときに、自民党も減税の必要性というものは認めたわけですが、その後ことしの予算委員会に入りまして、一応政治的な合意として与野党の合意として所得税減税をやる、二階堂さんも発言されて今日に至つておるわけですが、当然もういまごろは減税の規模とか時期とか内容というのを示すべき時期じゃないかと思ふのですけれども、中曽根さんは本気でやる気があるのかどうか。それから、いままで再三にわたつて質問がありまして、たけれども、その規模とか時期とか内容についてもうこの辺でやはり明らかにされるべきだと思ふのですが、まず、その点から伺いたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 この問題に關する各党間の申し合はせは誠実に守つてまいる考へております。

なお、その具体的な内容、時期等につきましては、やはり七月の五十七年度の結末の状況等もよく見た上でないと申し上げることはむづかしい状態にあります。

○小杉委員 昨日、政府は、税制調査会に所得税減税の年度内実施の検討を要請したわけですね。そして、特別部会を設置するといふことを決めたわけですが、けれども、どうも税調そのものは、この前の会議では五十八年度減税は一応断念をしておるわけですね。そして、しかも政府税調の小倉会長は、三月十七日の当委員会の参考人質問で、臨調の増税なき財政再建というスローガンは迷惑であるといふ発言を行つて、小倉会長自身は増税志向といふような感じであるわけですが、こういう税調に諮問をされまして、減税の財源として当然これは増税といふことを抱き合せて出してくるという可能性はあるわけですが、私は、こうした政治的な合意を経た今日、こういった政府税調の客中にゆだねるとか政府税調の審議に逃げ込んでしまふといふのはちよつとおかしいのじゃないか、やはり政府の責任において、七月の税収の見通しなどを見た上でと言ひますけれども、これはやはり政治的決断といひますか、やるべきだと思ふのです。

といふことは、たとえば今年度の見通しを見ましても、原油価格の五ドルの引き下げとか、あるいは円レートもことしの予算では二百四十七円と見込んでおりましたけれども、これはいま二百三十円台になっておりますし、こういった材料を考へれば、私は、あれこれ具体的な財源対策を税調に考へてもらうといふような姿勢ではなくて、やはり中曽根さんが勇断を持って政治的決断としてやるんだ、そしてその方法とか具体的な内容は、それは税調でやつてもらつても結構だと思ふのです。たとえば防衛予算をふやした、では防衛予算を

ことしふやしたその財源はどこにあるのかと言われれば、それは財源というのには確たる財源はないわけ、これはやはり日米安保条約とかあるいは国際的な緊張という事態を踏まえた判断の上で防衛費を増額しているわけですから、この増税という問題もやはり、財源があるからやる、ないからやらないというよう、あるいは税調でもっと具体的な事務的な内容を審議してもらおうという姿勢ではなくて、政治決断としてこの際やるというところをもっと明確に出さなければいけないのじゃないでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 お話しの趣旨はわかりませんが、一方においては臨時行政調査会の答申もいただいております、しかも非常に計数にわたる技術的な問題が多いので、単に政治的決断というような抽象論だけではカバーできない面があると思っております。

○小杉委員 そこで、一番問題になるのは減税の財源ということですけれども、私は、財源としてはまあ幾つか方法はあると思うのです。増税によるのか、あるいは行政改革によるのか、あるいは増収、先ほど申した原油の引き下げとか円レートの問題ということで増収を期待するの、あるいは赤字国債によるのか、こういういろいろな方法があるわけですから、そのうち、どういうことを考えておられるか、お答えいただけます。

○竹下国務大臣 まさに、あらゆる予見を持たないで、正確に本委員会等国会全体で議論されたことを報告をいたしまして、その上で政府の責任においてやるわけですから、政府税調の議を得る、こういう筋道を通っていくわけでございます。したがって、今日の時点でこれは何になるでありましょうかというところは言えないわけでありまして、きのうの税調におかれまして議論の中にも、赤字国債でもってこれを充当すべき課題ではないではないか、こういう意見もあつたということ、は、きょうの小倉税調会長のお話にもあつたところでございます。

しても、これは当然タイムラグのある問題でございますし、各般まさに広範な立場から御検討していただく課題であるというふうに理解をいたしておるところであります。

○小杉委員 税調で審議をするにしても、やはり政治決断というのか、きちっとした線を出さなければ、審議のしようがないと思うのです。

それと、私はちょっと勘ぐるのに、総理は、解散を前提としてこの減税という問題をひとつ有利に使用するというふうな考えているのではないかなるべく減税問題をおくらせて、不信任案を出させる一つのきっかけにして、自分は不信任案が出されればそれは一つの解散の大義名分になるといふことをたびたびおっしゃっているわけですが、そして解散、総選挙ということになって、選挙中に減税をPRして有利にその選挙を闘おうとするような、そういういわば選挙の道具というのか、そういうふうなものに使用しているんじゃないか、かというふうな勘ぐりも出てくるわけでございます。

私としては、いまだとえば民間の賃上げの状況を見ましても大体四・五％程度で落ちつきそうな感じですね。四・五％ということになると、可処分所得は横ばいもしくはマイナスになりまして、いま政府が景気対策に役立つ相当大幅な減税という減税のそういう性格から考えますと、やはり景気対策という面からいって、いま先ほど来貿易摩擦の問題が出ていまして、世界の経済の停滞とかいふことで貿易、外需に依存することはできないので、内需を振興する立場からいって、これはやはりどうしてやるべきだと思ひますか、そのおぐすので早急にやるべきだと思ひますか、そのおぐさせている理由と、総選挙絡みのそういう意向があるんじゃないかというふうな思ひますか、そのおぐすわけですが、御意向を承りたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 先ほど申し上げましたように、私は一番関心を持っているのは、行革法案以下この重要法案を成立させるということでございます。これらの法案を成立させていただければ、この議会の相当程度の目的は達して意義深いものであるとわれわれは考えておる。したがって解散は考えていない。

きょうも官邸に來ました自民党の議員さんに、余りむだ遣いをしてない方がいいよ、そう言っているのは念のために言っておるのであります。私は、その言を聞きたくない。減税という問題を、どうぞそのようにお聞き願ひたい。減税という問題を、そういう解散問題にひつ絡めてやるうなんというさもしい考えはありません。

○小杉委員 最後に、私は、中曾根さんが行革庁長官をやった行政改革に非常に熱心に取り組んでこられた姿は非常に評価しております。また、今度の中曾根内閣というものは行革内閣と言つてもいい基本的性格を持っているわけですから、私は、税調云々の前に、行革では財源が足りないといふのが大蔵当局のいままでの説明で、たとえば、やはり中曾根内閣としては行革で、たとえば医療にわたってまた国鉄にわたって、思い切った手を講ずれば一兆円、二兆円の財源が生まれないか、ということはないかと思ひます。だから私は、中曾根内閣が本場にセルブポイントを生かすなら、むしろ財源問題云々でちゅうちよしてないで、行革でやるんだという積極姿勢をやはり示した方が中曾根さんも人気がもっと上がるんじゃないかというふうな思ひます。行革で減税を断行するという姿勢をひとつ示してもらいたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 別に人気を気にしているものではないと思ひます。しかし、行革で減税を断行するといふ発想は、これは非常に貴重ないい考えであると思ひます。

○小杉委員 終わります。

○森委員 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○森委員長 この際、本案に対し、自由民主党を代表して中村正三郎君外三名より修正案が提出さ

れております。提出者より趣旨の説明を求めます。中村正三郎君。

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○中村(正三郎)委員 ただいま議題となりました昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する修正案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、この法律の施行期日は、原案では「昭和五十八年四月一日」と定められておりますが、すでにその期日を経過いたしておりますので、本修正案は、施行期日を「公布の日」に改めることとしようとするものであります。

何とぞ、御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○森委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。討論を行います。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。森田一君。

○森田委員 私は、自由民主党を代表し、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案及び同法律案に対する修正案に賛成の意見を述べたものであります。本法律案は、先般成立いたしました昭和五十八年度予算と一体不可分の重要な財源法案でありまして、現今の国の財政状況等から考えて、いずれも必要かつやむを得ない措置であると思ひます。

すなわち、第一に、特例公債の発行であります。五十八年度予算においては、歳入歳入両面の厳しい見直し等の政府の努力にもかかわらず、なお相当額の特例公債に依存せざるを得ないものであります。

第二に、国債償還率繰り入れ等の停止であります。この措置をとることにより、さらに特例公債が増発されることを避けようとするものであります。また、このような措置をとっても公債の償還には支障が生じないものと見込まれ、やむを得ない措置であると考えます。

第三に、自賠責再保険、あへん、造幣局の各特別会計及び電電公社、中央競馬会からの一般会計への納付であります。

五十八年度においては、きわめて厳しい財政事情に加え、国債整理基金への繰戻しという臨時的な支出に対処する必要があることから、税外収入において特段の増収措置が講じられており、が、本法律案に盛り込まれている一般会計への納付措置はその一環であり、いずれも五十八年度限りの特別措置であります。これらの措置は、各特別会計等の事業の遂行や経営に支障が生じない範囲で、かつ利用者等への配慮も加えてとられるものであり、やむを得ないものと考えます。

また、修正案につきましては、事の性質上当然の措置と考えるものであります。

以上、私は、政府は国民のコンセンサスを得て今後一層財政改革を推進されることを切に希望いたします。本案及び修正案に対する賛成討論を終わります。(拍手)

○森委員長 野口幸一君。

○野口委員 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま議題となりました昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案及び同修正案につきまして、反対の討論を行います。

この法案は、現下の財政事情のもとで昭和五十八年度の財政運営に必要な財源を獲得するため、特例公債の発行、国債費の定率繰り入れ等の停

止、特別会計、特殊法人からの一般会計への納付等を図り、税外収入の増収を求めようとするものであります。

まず第一点は、公債発行について申し上げます。特例公債の発行を本年度も計画され、五十九年度赤字国債依存体質からの脱却については、その実現は不可能とならざるもその脱却の目標年度も明示されず、経済七カ年計画も空中分解のまま放置されております。国民に何の指標も示さないままに、ただ歳入不足を機械的に公債発行によって切り抜けようという安易な考えは、法案の提出に至るプロセスを拝見しても明らかであります。

本年度発行予定の特例公債六兆九千八百億円を含め、公債発行額は十三兆三千四百五十億円という巨額に上り、予算における国債依存度は二六・五％を示し、四十一公債発行以来六番目に高い依存度を示し、まさに財政危機そのものを示しているものであります。本年度末における公債残高は百九兆七千億円となり、特例公債の分だけでも四十七兆六千億円と、国民一人当たり百万円に近い大きな借財となるのであります。また、本年度の償還のための国債費は八兆一千九百二十五億円であります。差し引き実質有効額は五兆一千五百二十五億円となり、まさに借金返済に借金をするといういわゆるサラ金地獄に陥っていると言わざるを得ないのであります。

政府は、この事態に対し、将来の見通しも十分に立てないままにその日暮らしのような提案をなさることは、全く無責任だと指摘せざるを得ないのであります。

建設国債の場合は、まだ社会資本充実という命題もあり、その耐用年数から考えれば一部の借りかえもやむを得ないものとも言えなくもありませんが、しかし、その場合においても、国民の要望に従い、生活に密接に関連性のあるものを優先させるなど、その選択は重要であります。建設公債の多発は経済活動面においても大きな作用がある一面、政府投資の先行は民間活力の充実活用を後退させることにつながるのではないかと考

えられるのであります。いよいよ借りかえの本格化するときでもあり、慎重な対応が必要であります。

いずれにいたしましても、今日の公債依存体質の脱却は必須の国策であることは間違いないものであります。財政的にきわめて憂慮すべき事態になっているときでありますだけに、一段と慢性化、慢性化している今日の状況を速やかに脱却できる方途を示し、機敏な対応を求めるものであります。強く警告いたしますと考えているものであります。

第二点は、特別会計からの繰り入れ措置であります。これは全く安易な対応と言わざるを得ません。各特別会計は、それぞれの分野において本来の目的に照らし活用すべき剰余金を、政府の一方的な申し入れによってその犠牲にならされているのであります。

自動車損害賠償責任再保険特別会計の運用益にいたしましても、本来保険契約者のために使用されるべきものであります。転用は本質的に避けざるべきであります。日本電信電話公社の臨時国庫納付金にいたしましても、その利益剰余金は建設資金に繰り入れ国民に還元すべきものを削減し、つくり出したものであります。用途外支出はまさに公法に違反するものであります。電気通信事業は、高度情報化時代を迎え、いよいよ一層の効率化を求められているときでもありまして、これらの停滞を来すような措置はとるべきものではありません。しかも、五十九年度分の前倒し後の再納付についても明確にされていないのであります。このことは、本来国民に還元されるものを取り上げるということでありまして、ある意味では増税に値するものとも言えるのであります。

以上、私は数点の憂慮すべき事態について申し上げましたが、きわめて重要な問題であります。今日の政治は、あくまでも平和国家としての立場を堅持しての選択的政策を推進することを第一にすることはもちろんであります。同時に、その財源対策においても、その前提たるべき財政再

建大綱を早期に国民に示すべきであることを重ねて提言し、反省を求めるとともに、本法律案に反対の討論といたします。(拍手)

○森委員長 鳥居一雄君。

○鳥居委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

反対する理由の第一は、政府が公約していた五十九年度の赤字国債からの脱却を、完全に破綻させたことである。

政府は、増税なしに五十九年度に赤字国債から脱却することを公約し、そのための具体的方法として、マイナスイシューリング等で歳入の削減を進めております。とりわけ、文教、社会保障関係では、防衛費等に比べ削減幅が大きく、福祉の後退を押しつけられております。同時に、所得税減税の見送りによる実質増税で大幅な負担増も強いられております。

それにもかかわらず、財政再建に関する政府公約を破綻させたことはきわめて遺憾であります。加えて、政府は、破綻した財政再建策にかわる今後の財政再建に関する手順と方策などを全く示さず、民間経済や国民生活に先行きの不透明感を増長させていることも、とうてい容認できないのであります。

反対する理由の第二は、政府が不公平税制の温存、防衛費の異常突出など、歳入歳出面にわたる不合理を是正せずに、赤字国債の増発を計画していることである。

政府は、五十九年度に赤字国債を六兆九千八百億円も発行しようとしておりますが、これは、政府の中期財政展望で予定した額から見ても、はるかに巨額なものであります。

しかも、政府は、赤字国債を発行する前に、当然は正すべき不公平税制を温存しているのであります。すなわち、不公平は正の観点から政府が提案し成立させたグリーンカード制度を、みずから

の手で延長させ、事実上の廃止に追い込んでおります。

歳出面においても、政府は、五十八年度の一般歳出をマイナス三・一％に抑え込み、特に、福祉関係等を大幅に後退させながら、防衛費のみ、その増加額、率ともに他の主要経費に比べて、圧倒的に伸びず異常突出をさせております。

こうした政府の歳入歳出面における反国民的姿勢は、断じて納得できないのであります。

反対する理由の第三は、政府が財政の健全化などの問題を先送りにして、つじつま合わせの財源あさりに奔走していることであり、

その一つは、国債の元金償還に充てるべき国債整理基金特別会計への繰り入れを停止しながら、特例公債については償還のための起債、つまり、借りかえを行わないことを明記しております。

政府提出の財政の中期試算によりますと、今後、大幅な増税が極端な歳出削減を強行しない限り、わが国の財政は、六十一年ごろには、国債整理基金特別会計の償還財源の枯渇によって、赤字国債の借りかえに追い込まれることが明白であります。この自己矛盾とも言ふべき内容を含んだ法案には疑問を抱かざるを得ません。

また、自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰り入れを初め、特別会計や特殊法人などからの一般会計の納付も、特別会計や特殊法人のこれまでの経緯、国民生活への還元を考慮せずに、単に財政の御都合主義のみを押しつけたものであり、認めがたいのであります。

以上を申し上げまして、私の反対討論といたします。(拍手)

○森委員長 玉置一弥君。

○玉置委員 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となっております昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案本案並びに修正案に対し、反対の討論を行うものであります。

わが国経済は、不況感が一掃されないままに、実質成長率は年々低下の一途をたどっています。

これは、世界同時不況の余波による側面もあるとはいえ、五十九年度赤字国債脱却方針に固執し、財政が持つ景気調整機能を全く無視した経済運営をとり続けたこと、すなわち、所得減税や公共投資の拡大などの積極的な景気対策を講じなかつたのみならず、景気回復に逆行する大幅増税を強行したことにより大きく起因するものであり、まさに政府の政策不況と言わなければなりません。

同時に、今日の景気低迷は、経企庁自身が認めるように、政府が今後の経済運営や財政再建をいかに進めていくかについての方向性を何ら示さず、国民が抱く将来に対する不安感、不透明感をいささかも除去しようとする努力しないため、民間の経済活動が必要以上に萎縮することによって、ますます深刻の度合いを深めていくばかりであります。

このような見地から、わが党は、政府がわが国経済、財政の中期の展望を早急に提示するとともに、五十八年度において政府が、国民の最大の要望である所得減税の実施や公共事業の拡充などの積極的財政運営を行うように強く主張してまいりました。

しかるに、政府が五十八年度所得減税の実施を明確にしないということは、給与所得者に対する実質増税や、現行税制の不正な実態を全く無視するだけでなく、景気回復の大きな柱である個人消費拡大に水を差すことになり、

また公共事業において、当初予算では五年連続の横ばいであり、五十八年度は、五十七年度補正によって先取りされた部分を考慮すると実質的なマイナスとなっており、政府部門が完全に景気の足を引っ張る形となり、政府の政策方針の誤りをう

てい容認できるものではありません。

不況のときこそ政府支出の拡大を行い、また減税を行い、内需の拡大に努めることが、わが国の経済の安定的発展のためにも国際経済摩擦の緩和のためにも必要であることを深く認識し、政府がいまからでも積極的な経済運営への転換を図るよ

う、強く求めるものであります。

わが国の財政は、大量の国債発行残高を抱え、憂慮すべき状況に立ち至っているにもかかわらず、政府は五十八年度において、臨調第二部会報告及び最終答申の指摘のごとく、徹底的な歳出構造の見直しに十分手をつけないままに国債費の定率繰り入れ等の停止、住宅金融公庫の利子補給金の繰り延べ、自賠責特会からの一般会計への繰り入れ等財政技術的的操作や電電公社の納付金等の臨時調達など、財政の実態を国民の目から覆い隠すだけで、制度の根本的改革につながらない実質赤字国債の発行は断じて容認できません。

特に、自賠責特会からの一般会計への繰り入れについてであります。自賠責保険の単年度収支は、昭和五十三年以降毎年赤字を続け、その幅も拡大傾向にあります。運用益が保険財政維持に大きな役割を担っている現在、十年間無利子で貸し付けの余裕など全くないと言わなければなりません。一般会計からの自賠責特会への繰り戻しについては、速やかな実施を図るとともに、繰り戻し完了前における保険料の引き上げは決して行わないように政府に強く求め、私の討論を終わります。(拍手)

○森委員長 養輪幸代君。

○養輪委員 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となっております昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案及び修正案に対し、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本法案が政府みずから引き起こした巨額の税収欠陥、財政破綻のツケを国民に肩がわりさせるものであることです。

政府・自民党が五十九年度までに財政再建を図るとして進めてきた諸施策は、アメリカや財界が要求する大軍拡や大企業率仕を進める一方で、国民には大増税と福祉切り捨てを押しつけるという臨調路線の実行でした。この国民犠牲の路線が深刻な消費不況を長引かせ、さらに過大な税収見込みの粉飾がそれに輪をかけて、五十六、五十七両年

度にわたる巨額の税収不足を生ぜしめ、わが国の財政は再建どころか破綻のきわみに達しているのです。

本法案は、このような深刻な歳入欠陥、財政破綻を招いたみずからの責任は棚上げし、そのしわ寄せを国民の財産の食いつぶしや、いずれ国民負担になる赤字国債の増発など、もっぱら国民に肩がわりさせることで乗り切ろうとするもので、断じて容認できません。

第二の理由は、本法案が軍拡と大企業率仕の反国民的な五十八年度予算の財源対策であるからで

す。国民にはいまや見放されつつある臨調行革路線をあくまで推進しようとする中曾根内閣のもとで、五十八年度予算は福祉、教育など国民生活関連予算がマイナススリリングで冷遇された反面、軍事費など総合安保に関連する財源戦略に沿った予算は大幅に伸ばされています。このような反国民的な予算、施策のための財源策としての本法案にはとうてい賛成することはできません。

反対の第三の理由は、本法案が国民的な財政再建の方向に背を向け、当面を糊塗する安易な財源かき集め策であり、今後の財政危機を一層強めるからです。

まず、約七兆円にも及ぶ赤字国債の増発は、今後の財政危機をますます深刻化する根本原因であります。八兆円以上の国債費が予算を先取りし、財政硬直化を強めています。これが、福祉切り捨てと大型間接税の導入など、大増税へのこととなることは必至です。さらに、金融市場を圧迫し、インフレ要因を拡大するとともに、国債保有を通じて財政の所得再配分機能を阻害することも重大です。

二年連続の国債費定率繰り入れの停止は、国債整理基金の枯渇を早め、減債制度を崩壊に導くものです。減債制度の財源の根本である定率繰り入れの停止は、大正九年から十一年に軍費調達のためにとられたことがあるのみの異常な措置です。これでは、国債の円滑な償還はもとより、国債政

策への国民の信頼の確保、財政負担の平準化、財政膨張や国債増発に対する歯止め、公債の市価維持という基金本来の役割が果たせないばかりか、いわば減債制度の存在の基盤を崩すに等しい暴挙と言わざるを得ません。

自賠責特会の積立金は保険契約者の掛金から生じたものであり、その使途は契約者の利益として還元されるべきものです。全くかけ離れた目的のために、無利子で流用しようとする今回の措置は、とうてい納得できないものです。

あへん特会、造幣局特会からの繰り入れは、その動機と使途に問題があり、賛成ができません。電電公社の積立金は、本来利用者に還元すべきもので、国庫納付を前倒しする措置には反対です。

中央競馬会は、退職給与引当金を全職員が一時にやめるとの想定で過大に積み立てるなど、利益隠しとも言ふべき方法がとられていて、内部留保の増大は歴然としています。制度、運営の全面的な見直しを検討されるべきであり、今回の措置は、かえってゆがみを助長するものとならざるを得ません。

最後に、私は、軍拡、大企業本位の無責任で節操のない財政運営をやめ、国民生活優先の真の財政再建、民主的行革を目指すために、いまこそ財政、経済政策の根本的な転換が必要となっていることを強く指摘して、反対討論を終わります。

(拍手)

○森委員長 小杉隆君。

○小杉委員 私は、新自由クラブ・民主連合を代表して、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について、反対の立場から討論いたします。

まず、五十八年度は五十七年補正予算に引き続き、国債整理基金への定率繰り入れを停止する旨が盛り込まれておりますが、二年続きの繰り入れ停止は、国債整理基金の残高を減少させ、大蔵省の予算委員会提出資料にある「国債整理基金の資金繰り状況」についての仮定計算によれば、償還

財源は昭和六十一年度には底をつくことになりま。当然のことながら、償還の確たる裏づけのない国債発行は国債市況の悪化を招き、国民の国債に対する深刻な不安を増大させる結果とならざるを得ません。

定率繰り入れの本来の目的である、償還財源の確保、財政負担の平準化、国債市況の安定のすべての点において、大変な悪影響を及ぼすことが確実であります。しかも、当委員会の審議を通じて、この先、昭和五十九年度以降定率繰り入れが再開できるかどうか、見通しすら政府は示すことができませんでした。

さきに申し上げた仮定計算に基づけば、予算繰り入れ、剰余金繰り入れを六十一年度から始めることで計算してありますが、これも財政の見通し等が困難であるので、上記の予算繰り入れ等が可能かどうかなどの検証は行っていないとするばかりで、試算Aを例にとれば、六十二年三兆八千億、六十三年二兆六千九百億、六十四年度五兆四千三百億と予測されている予算繰り入れは絶望視されている始末です。

こうした行き当たりばつたりの施策ではますます財政は硬直化し、いずれば現在に倍する赤字国債を増発して基金への繰り入れをせざるを得ない事態を迎えることは明白であります。節度のない政府の財政運営を如実にあらわしている点で、まず賛成できかねるのであります。

次に、特別公債の発行六兆九千八百億円については、政府公約であった五十九年度赤字国債脱却を事実上放棄するものであり、財政の硬直化を助長する以外の何物でもなく、反対理由を繰り返すむだを省きます。

さらに、税外収入の確保についても納得できません。たとえば、今回、昭和五十六年度の国債整理基金への繰り戻し金二兆二千五百二十五億円を調達するため、自賠責特会からの借り入れや、あへん特別会計、造幣局特別会計、さらには日本電信電話公社からの臨時特別納付、中央競馬会からの積立金の国庫納付などを充てようとするわけ

ですが、これは特殊法人の経営の独立性を侵し、国民への還元よりも財政を優先させたものであります。こうしたやり方は、いわばその場しのぎの財源対策であり、国民の共有財産の使い込みとしか言いようのない、将来展望を欠いた政府の財政運営のあらわれであります。

私も、新自由クラブ・民主連合は、逼迫した財政の立て直しには、徹底した行政改革、歳出の大幅削減をもって当たるべきであると主張し、常に建設的な立場から提言を続けてまいりました。政府、財政当局が真剣に血肉を削る行革を断行し、なおかつ財源が不足するならば、今回のような臨時的措置もやむを得ないものとして、賛成するにやぶさかではありません。しかし、国民のだれもがとうてい納得できない現在の行政のあり方をそのままにして、国民の負担にすぎり、場当たり的な財政運営を続けることは見過ごしにできません。

政府のいま一度の誠意ある反省と一層の努力を強く要望し、本法案に対する討論を終わります。

(拍手)

○森委員長 これにて討論は終局いたしました。

○森委員長 これより採決に入ります。昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について採決いたします。

まず、中村正三郎君外三名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○森委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○森委員長 起立多数。よって、本案は修正議決

いたしました。

○森委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、大原一三君外四名より、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ・民主連合五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際、提出者より趣旨の説明を求めます。伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、昭和五十八年度予算は、一般歳出について、全体として前年度同額以下に抑制し、この結果、一般会計予算の伸び率を五十七年度当初予算額に対して一・四％増にとどめるとも、五十六年度の決算不足の補てんに伴う繰り戻しも行うこととしたしております。また、公債発行額は、前年度補正後発行予定額から一兆円減額いたしました。

しかしながら、わが国財政を取り巻く環境の変化は大きく、五十九年度に特別公債依存の体質から脱却することは断念せざるを得ない状況となり、また、公債残高も百兆円を超えんとしているなど、財政事情は一段と厳しさを増しております。

したがって、財政の再建を強力に推進し、その対応力を回復することが、わが国経済の着実な発展と国民生活の安定、向上を図る基盤として、一層緊急かつ重要な政策課題となっております。

本附帯決議案は、このような状況に顧み、財政再建の進め方、予算編成に当たっての歳入歳出面にわたる一層の見直しと合理化、本格化する公債の償還、借りかえに対処するための減債基金制度や国債管理制度のあり方等について、特段の配慮を政府に要請するものでありまして、案文の朗読により、内容の説明にかえさせていただきます。

す。

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 今後における経済運営の指針の検討とともに、昭和五十九年度予算編成に合せて、財政再建に対する具体的な方策等についての考え方を明らかにし国民の理解と協力の確保に努めること。

二 財政改革の推進に当たっては、歳入・歳入構造の合理化、適正化に全力をつくし、特例公債依存の財政からできるだけ速やかに脱却するよう努めるとともに、建設公債について慎重に対処し、更に、公債発行額や公債依存度等についての簡明な指標により公債発行に歯止めを掛けるよう検討すること。

三 財源対策としては、中長期にわたる展望に基づき対応を図り、税外の臨時的な財源に安易に依存することのないよう留意するとともに、負担の公平化に一層努力すること。

四 予算編成に当たっては、施策の優先順位を厳しく判断し、財政支出の削減・抑制、補助金等の洗い直しを進めるとともに、いたずらに後年度負担の累積を招くことのないよう財政改革の方針に沿って、厳正に対処すること。

五 今後とも現行の減債基金制度を堅持するよう努めるとともに、満期到来の公債が、保有者に対して支障なく償還されるよう所要の償還財源を確保し、公債に対する国民の信頼の保持に万全を期すること。

六 今後、建設公債の借換えも本格化することに伴い、金融・資本市場の動向を踏まえた市中消化の原則、発行条件の弾力化等適切な国債管理政策に関する方針を確立するよう努めること。

七 自動車損害賠償責任再保険特別会計に滞留

している運用益について、保険契約者の利益のために活用するための具体的方策の検討を速やかに進めること。

また、今回の繰入金相当額の一般会計から同特別会計への繰戻しについては、国の財政事情、同特別会計の収支状況を踏まえ、できる限り早期にかつ適切に行うよう努めるとともに、今回の繰入れを理由として安易な保険料の引上げは行わないよう努めること。

八 高度情報化社会における電気通信事業の重要性に顧み、日本電信電話公社の適切な事業運営に支障をきたすことのないよう留意すること。

以上であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○森委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○森委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○竹下国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましても、政府といたしましても御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○森委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森委員長 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案及び電源開発促進税法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

両案について、政府より提案理由の説明を求めます。竹下大蔵大臣。

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案

電源開発促進税法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○竹下国務大臣 ただいま議題となりました国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案及び電源開発促進税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れにつきましては、その額が多額に上っておりますが、老齢福祉年金及び拠出制国民年金の受給者数の推移等から、昭和六十四年度までは減少し、その後は増加することが見込まれております。

この法律案は、このような状況にかんがみ、拠出制国民年金及び福祉年金を合わせた全体としての国民年金特別会計への一般会計から繰入る国庫負担金の繰入れの平準化を図るため、昭和五十八年度から昭和七十二年までの間における当該繰

り入れの特例に関する措置その他これに伴う必要な措置について定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、昭和五十八年度から昭和七十二年までの各年度における拠出制国民年金及び福祉年金に係る国庫負担につきましては、昭和五十八年度から昭和六十三年度までの各年度にあっては、当該各年度に係る国庫負担金の額から所定の金額を控除した金額を、昭和六十四年度から昭和七十二年までの各年度にあっては、当該各年度に係る国庫負担金の額に所定の金額を加算した金額を、一般会計から国民年金特別会計に繰り入れることといたしております。

次に、昭和五十八年度から昭和六十三年度までの間において国民年金法による年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられた場合には、当該措置に応じ、昭和五十八年度から昭和七十二年までの国庫負担金の繰り入れの特例に係る所定の控除額及び加算額を、政令で、改定することといたしております。

さらに、国庫負担金の繰り入れの特例に関する措置がとられたことにより国民年金特別会計において減少する運用収入に相当する金額を、昭和七十二年以降において、平準化の趣旨にのっとり、予算の定めるところにより、一般会計から同特別会計に繰り入れることといたしております。

次に、電源開発促進税法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、電源立地対策及び電源多様化対策に要する費用に充てる財源を確保するため、今次の税制改正の一環として、電源開発促進税の税率を引き上げることとし、本法律案を提出した次第であります。

この法律案は、電源開発促進税の税率につきまして、千キロワット時につき現行の三百円を四百四十五円に引き上げることといたしております。

以上が、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入

れの特例に関する法律案及び電源開発促進税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○森委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

次回は、明二十七日水曜日午前十時二十分理事會、午前十時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十一分散会

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する修正案

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和五十八年四月一日」を「公布の日」に改める。

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れについて、その額が当面減少し、その後においては増加して推移することが見込まれることにかんがみ、その繰入れの平準化を図るため、昭和五十八年度から昭和七十二

年度までの間における同特別会計への一般会計から繰入る国庫負担金の繰入れの特例に関する措置その他これに伴う必要な措置を定めるものとする。

(国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの特例)

第二条 政府は、昭和五十八年度から昭和七十二年までの各年度に係る国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第八十五条第一項及び第二項の規定による国庫負担については、昭和五十八年度から昭和六十三年度までの各年度にあつては、当該各年度に係るこれらの規定による国庫負担金の額の合算額から、別表の上欄に掲げる当該各年度に相当する金額を、昭和六十四年度から昭和七十二年までの各年度にあつては、当該各年度に係るこれらの規定による国庫負担金の額の合算額に同表の上欄に掲げる当該各年度に相当する金額を一般会計から国民年金特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入れをする国民年金特別会計の勘定は、次の各号に掲げる勘定とし、当該勘定に繰り入れる金額は、当該各号に定める金額とする。

一 国民年金勘定 前項の規定による各年度における繰入金金の額(次号において「各年度繰入金額」という。)から当該各年度に係る国民年金法第八十五条第二項の規定による国庫負担金の額を控除して得た額に相当する金額

二 福祉年金勘定 各年度繰入金額から当該各年度に係る前号に定める金額を控除して得た額に相当する金額

(国庫負担金の繰入れの特例に係る控除額及び加算額の改定等)

第三条 昭和五十八年度から昭和六十三年度までの間において国民年金法による年金たる給付の

額を改定する措置が講ぜられた場合には、当該措置が講ぜられた年度以降昭和六十三年度までの別表の上欄に掲げる各年度に相当する同表の下欄に定める金額(当該金額がこの項の規定に基づく政令により改定されている場合にあつては、当該政令による改定後の金額)については、当該措置により同法第八十五条第一項及び第二項の規定による国庫負担金の額の合算額が増加し、又は減少する割合を勘案して、政令で、これを改定するものとする。

2 前項の政令により昭和五十八年度から昭和六十三年度までの別表の上欄に掲げる各年度に相当する同表の下欄に定める金額が改定された場合には、昭和六十四年度から昭和七十二年までの同表の上欄に掲げる各年度に相当する同表の下欄に定める金額については、当該金額に、当該政令による昭和五十八年度から昭和六十三年度までの各年度に相当する同表の下欄に定める金額の改定後の金額(当該各年度のうちに当該政令により同表の下欄に定める金額が改定されていない年度がある場合にあつては、当該年度については、同表の上欄に掲げる当該年度に相当する同表の下欄に定める金額)の合計額(以下この項において「昭和五十八年度から昭和六十三年度までの各年度に相当する改定後の金額の合計額」という。)を、一兆二千二百九十億円で除して得た割合を乗じて得た額を基準として、政令で、これを改定するものとする。この場合において、昭和六十四年度から昭和七十二年までの各年度に相当する改定後の金額の合計額は、昭和五十八年度から昭和六十三年度までの各年度に相当する改定後の金額の合計額に等しくなるようにする

3 前二項の政令により別表の下欄に定める金額が改定された場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「別表の上欄に掲げる当該各年度に相当する同表の下欄に定める金額」とあるのは「次条第一項の政令による当該各年度に相当する別表の下欄に定める金額の改定後の金額」と、同表の上欄に掲げる当該各年度に相当する同表の下欄に定める金額」とあるのは同条第二項の政令による当該各年度に相当する同表の下欄に定める金額の改定後の金額」とする。

ものとする。

3 前二項の政令により別表の下欄に定める金額が改定された場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「別表の上欄に掲げる当該各年度に相当する同表の下欄に定める金額」とあるのは「次条第一項の政令による当該各年度に相当する別表の下欄に定める金額の改定後の金額」と、同表の上欄に掲げる当該各年度に相当する同表の下欄に定める金額」とあるのは同条第二項の政令による当該各年度に相当する同表の下欄に定める金額の改定後の金額」とする。

第四条 政府は、第二条の規定による国庫負担金の繰入れの平準化のための措置がとられたことにより国民年金特別会計において生じないこととなつたと見込まれる運用収入に相当する金額を、昭和七十二年度以降において、当該措置に係る平準化の趣旨にのっとり、予算の定めるところにより、一般会計から同特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による一般会計からの繰入金は、国民年金特別会計国民年金勘定の歳入とする。(国民年金特別会計法の規定の読替え)

第五条 国民年金特別会計の国民年金勘定又は福祉年金勘定において次の表の上欄に掲げる各年度に一般会計から受け入れた金額に係る国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十六条第一項の規定の適用については、同欄に掲げる年度の区分に応じ、同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

年 度	読み替えられる字句	読み替える字句
昭和五十七年度	法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金として	国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律(昭和五十八年法律第一号)第二十一条(同法第三十三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により

昭和五十八年度
から昭和七十一年
度までの各年

法第八十五条第一項又は
第二項の規定による国庫
負担金の額

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの
平準化を図るための法律（昭和五十八年法律第
二〇号）以下この項において「繰入特例法」とい
う。第二項（繰入特例法第三項）において読み替
えて適用する場合を含む。以下この項において同
じの規定により一般会計から受け入れるべき金
額

法第八十五条第一項又は
第二項の規定による国庫
負担金として

繰入特例法第二項の規定により

昭和七十二年度

一般会計から受け入れた
金額

一般会計から受け入れた金額（国民年金特別
会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図る
ための法律（昭和五十八年法律第二〇号）以下こ
の項において「繰入特例法」という。第四項第
一項の規定により受け入れた金額を除く）

法第八十五条第一項又は
第二項の規定による国庫
負担金の額

繰入特例法第二項（繰入特例法第三項第三
項）の規定により読み替えて適用する場合を含む）
の規定により一般会計から受け入れるべき金額

昭和七十三年度
以降において前
条第一項の規定
による繰入れが
された年度

一般会計から受け入れた
金額

一般会計から受け入れた金額（国民年金特別
会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図る
ための法律（昭和五十八年法律第二〇号）以下こ
の項において「繰入特例法」という。第四項第
一項の規定により受け入れた金額を除く）

2

前項の規定により国民年金特別会計法第十六
条第一項の規定が読み替えられた場合における
同法第十二条第一項の規定の適用については、
同項中「第十六条第一項第一号」とあるのは、
「国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの
平準化を図るための一般会計からする繰入れの

特例に関する法律（昭和五十八年法律第
二〇号）第五項第一項において読み替えて適用する
第十六条第一項第一号」とする。
附 則
この法律は、昭和五十八年四月一日から施行す
る。

別表（第二項、第三項関係）

年 度	金 額
昭和五十八年度	三千百八十億円
昭和五十九年度	三千百八十億円
昭和六十年年度	二千四百五十億円
昭和六十一年度	千七百八十億円
昭和六十二年度	千五百五十億円
昭和六十三年度	千五百五十億円
昭和六十四年度	〇円

昭和六十五年
昭和六十六年度
昭和六十七年度
昭和六十八年度
昭和六十九年度
昭和七十年度
昭和七十一年度
昭和七十二年度

五百十億円
九百六十億円
千三百六十億円
千七百十億円
二千十億円
二千二百九十億円
二千五百三十億円
九百二十億円

理 由

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れにつ
いて、その額が当面減少し、その後においては増
加して推移することが見込まれることにかんが
み、その繰入れの平準化を図るため、昭和五十八
年度から昭和七十二年度までの間における同特別
会計への一般会計からする国庫負担金の繰入れの
特例に関する措置等を定める必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

理 由

電源立地対策及び電源多様化対策に要する費用
に充てるため、今次の税制改正の一環として、電
源開発促進税の税率を引き上げる必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。

電源開発促進税法の一部を改正する法律案

電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九
号）の一部を次のように改正する。

第六条中「三百円」を「四百四十五円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十八年九月一日から施行
する。

2 改正後の第六条の規定は、昭和五十八年十月
一日以後に料金の支払を受ける権利が確定され
る電源開発促進税法第七條第一項第一号に規定
する販売電気及び同日以後に同条第二項の計量
がされる同条第一項第二号に規定する電気に対
する電源開発促進税について適用し、同日前に
料金の支払を受ける権利が確定される同条第一
号に規定する販売電気及び同日前に同条第二項
の計量がされる同条第一項第二号に規定する電

昭和五十八年五月九日印刷

昭和五十八年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局